

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進									
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る									
【業績指標】	(1) 最低居住面積水準未達率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		4.6% (平成15年度)					概ね0% (平成22年度)			
【指標の定義】	<p>健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未達の住宅に居住する世帯の割合。</p> <p>注 最低居住面積水準・・・住生活基本計画(全国計画)において設定</p> <p>(1) 単身者 25㎡</p> <p>(2) 2人以上の世帯 10㎡×世帯人数+10㎡</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な水準として、最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。</p> <p><平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」に記載></p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	4.60%	—	—	—	—
【外部要因】	世帯構成の変化等									
【他の関係主体】	民間賃貸住宅事業者等									
【備考】										
【担当部局】	住宅局住宅政策課									
【関係部局】	住宅局総務課民間事業支援調整室 住宅局住宅総合整備課									

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進									
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る									
【業績指標】	(2) 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国、②大都市圏)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①42% (平成15年度) ②37% (平成15年度)					①50% (平成22年度) ②45% (平成22年度)			
【指標の定義】	<p>子育て世帯のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準)を満たす住宅に居住する世帯の割合</p> <p>注1 子育て世帯:構成員に18歳未満の者が含まれる世帯</p> <p>注2 誘導居住面積水準:住生活基本計画(全国計画)において設定</p> <p>(1)一般型誘導居住面積水準・・・都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 55㎡</p> <p>②2人以上の世帯 25㎡×世帯人数+25㎡</p> <p>(2)都市居住型誘導居住面積水準・・・都市の中心及びその周辺における戸建住宅居住を想定</p> <p>①単身者 40㎡</p> <p>②2人以上の世帯 20㎡×世帯人数+15㎡</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成15年度時点において、全世帯数の約半数が誘導居住面積水準を達成している一方、子育て世帯については、未だ達成率が低く、政策上も重要なことから、引き続き半数の子育て世帯が誘導居住面積水準を達成していることを目標とし、住生活基本計画で設定している目標値(全国:50%(H22)、大都市圏:50%(H27)をもとにH22の目標値を決定。</p> <p><平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」に記載></p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①	—	—	—	—	—	42%	—	—	—	—
②	—	—	—	—	—	37%	—	—	—	—
【外部要因】	世帯構成の変化等									
【他の関係主体】	民間賃貸住宅事業者等									
【備考】										
【担当部局】	住宅局住宅政策課									
【関係部局】	住宅局総務課民間事業支援調整室 住宅局住宅総合整備課									

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進									
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する									
【業績指標】	(3) 住宅の利活用期間(①滅失住宅の平均築後年数、②住宅の滅失率)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①約30年 (平成15年)					①約35年 (平成22年)			
					②約8% (平成10～15年)					②約7.5% (平成17～22年)
【指標の定義】										
①滅失住宅の平均築後年数 :滅失住宅の築後年数の平均										
②住宅の滅失率 :5年間に滅失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合										
【目標設定の考え方・根拠】										
除却に伴う廃棄物発生の抑制、持家の利活用による高齢期の生活の安定などの観点から、既存住宅流通等によって利用可能な既存ストックを有効に活用することは重要であり、ストックの有効活用の状況を示す指標として、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定)で設定している目標値をもとに平成22年の目標値を設定。										
【過去の実績値】(年度) 単位:①年、②%										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①						30(H15)				
②						8(H10～H15)				
【外部要因】										
資金調達可能額の動向										
【他の関係主体】										
該当なし										
【備考】										
【担当部局】	住宅局住宅政策課									
【関係部局】	総合政策局不動産課、土地・水資源局土地市場課、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局住宅総合整備課、住宅局住宅生産課、市街地建築課マンション政策室									

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進									
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する									
【業績指標】	(4) リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		2.4% (平成11～15年平均値)					3.9% (平成22年)			
【指標の定義】	5年間のリフォーム実施戸数を当該5年間の最終年の住宅ストック戸数で除したものを。									
【目標設定の考え方・根拠】	除却に伴う廃棄物発生抑制、持家の利活用による高齢期の生活の安定などの観点から、リフォーム等によって利用可能な既存ストックを有効に活用することは重要であり、ストックの有効活用を示す指標として、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定)で設定している目標値をもとに平成22年の目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						2.4 (H11～ H15平均)				
【外部要因】	資金調達可能額の動向									
【他の関係主体】	該当なし									
【備考】										
【担当部局】	住宅局住宅政策課									
【関係部局】	住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅総合整備課、住宅生産課、建築指導課建築物防災対策室、市街地建築課市街地住宅整備室									

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進									
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する									
【業績指標】	(5) 既存住宅の流通シェア	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		13% (平成15年)					19% (平成22年)			
【指標の定義】	既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合									
【目標設定の考え方・根拠】	除却に伴う廃棄物発生抑制、持家の利活用による高齢期の生活の安定などの観点から、利用可能な既存ストックを有効に活用することは重要であり、ストックの有効活用の状況を示す指標として、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定)で設定している目標値をもとに、平成22年の目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
		12	12	13	12	13				
【外部要因】	地価、住宅価格の下落、市場の金利動向及び資金調達可能額の動向									
【他の関係主体】	該当なし									
【備考】										
【担当部局】	住宅局住宅政策課									
【関係部局】	総合政策局不動産課、土地・水資源局土地市場課、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局住宅総合整備課、住宅生産課、市街地建築課マンション政策室									

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進									
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する									
【業績指標】	(6) 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合					業績目標				
						初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						20% (平成15年)		38% (平成22年)		
【指標の定義】	計画期間が25年以上である長期修繕計画に基づき修繕積立金額を設定している分譲マンションの管理組合の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	住宅ストックの1割以上を占める分譲マンションについては、共用部分を共同で維持管理することから、適時・適切に大規模修繕工事を実施するためには、予め適切な長期修繕計画を定めるとともに、これに基づく修繕費用の積立が不可欠であり、ストックの有効活用を示す指標として、住生活基本計画で設定している目標値(50%(H27))をもとにH22の目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						20%				
【外部要因】	資金調達可能額の動向									
【他の関係主体】	該当なし									
【備考】										
【担当部局】	住宅局住宅政策課									
【関係部局】	住宅局市街地建築課マンション政策室									

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進									
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する									
【業績指標】	(7) 新築住宅における住宅性能表示の実施率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		16% (平成17年度)					50% (平成22年度)			
【指標の定義】	<p>年間の新設住宅着工戸数(フロー)に対する、住宅品確法に基づく住宅性能表示制度を活用した新築住宅の戸数の割合。</p> <p>(注)「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、耐震、省エネルギー、バリアフリーなどの住宅の基本的な性能について、公正・中立な第三者機関が評価を行い、評価書を交付する制度。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>住宅を安心して選択できるための住宅の質に関する情報の提供状況を示す指標として設定。 新設住宅着工戸数(フロー)に対して、半数以上の住宅が住宅性能表示制度の評価を受け、性能が表示される住宅となることを目標とする。 <平成18年9月19日「住生活基本計画(全国計画)」に記載></p>									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
				5.30%	8.20%	11.70%	13.70%	15.60%	19.90%	21.00%
【外部要因】	該当なし									
【他の関係主体】	住宅供給事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	住宅局住宅生産課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(8) 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		50,997ha (平成19年度)					約70,000ha (平成24年度)			
【指標の定義】	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー新法」という。)第25条第1項に基づき作成された基本構想において設定された重点整備地区の総面積									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>バリアフリー化の進捗率については施設単位ごと(鉄道駅、道路、建築物等)の目標はあるものの、それらの一体的・総合的な整備によって地域における面的なバリアフリー化がどの程度進捗しているかを示す指標が存在していなかったところである。</p> <p>本指標は、バリアフリー新法第25条に基づき市町村が策定する基本構想において、バリアフリー化を重点的かつ一体的に行うものとして設定された重点整備地区の総面積に一定の目標値を設定することにより、地域における面的なバリアフリー化の進捗を促すものである。</p> <p>具体的には、70,000haを目標値として設定する。これは、特定旅客施設のある市町村については、バリアフリー新法施行前の実績に基づき将来予測を行い63,000haを、バリアフリー新法により基本構想を作成することが可能となった特定旅客施設のない市町村については、基本構想作成予定等調査(平成19年9月)における作成予定の150市町村が平成24年度までにすべて作成するものとして7,500haを見込み、これらを合算したものである。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	24,702	35,057	41,959	48,663	50,997
【外部要因】										
【他の関係主体】	市町村(基本構想において重点整備地区を設定) 施設設置管理者(公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等)									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局安心生活政策課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】	(9) 公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)	業績目標	
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
		①51% (平成19年度) ②67.5% (平成19年度) ③90.9% (平成19年度) ④44% (平成19年度)	①約75% (平成24年度) ②100% (平成22年度) ③100% (平成22年度) ④約5割 (平成22年度)
【指標の定義】			
<p>①特定道路におけるバリアフリー化率 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に規定する特定道路(※)のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」の構造を満たす道路の割合。 特定道路におけるバリアフリー化率＝ 特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長 ÷ 特定道路の道路延長</p> <p>※特定道路： 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの</p> <p>②段差解消をした旅客施設の割合 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」(公共交通移動等円滑化基準)第4条(エレベーター、スロープ等の設置による段差の解消)を満たしたものの割合。</p> <p>③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合 1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上である旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル)のうち、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条(視覚障害者誘導用ブロックの設置)を満たしたものの割合。</p> <p>④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(注1)の総ストック数のうち、バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化基準(注2)に適合するものの割合。 (注1)病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物 (注2)出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準</p>			
【目標設定の考え方・根拠】			
<p>①特定道路におけるバリアフリー化率 概ね10年後(平成29年度末)までに、バリアフリー新法に規定する特定道路において、バリアフリー化を概成させることを目指し、5年後の平成24年度末までに整備率を約75%にすることを目標とする。</p> <p>②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合 バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(基本方針)において、平成22年までに1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている。</p> <p>④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 基本方針における平成22年までの目標(約50%)、これまでの取組み及び平成14年(旧バリアフリー法改正)からの基準適合の義務化を踏まえ、平成19年度までの2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数のうち建築物移動等円滑化基準を満たす割合の伸びを想定し、目標値を設定している。</p>			
【①～④はすべて社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】			

【過去の実績値】(年度)										単位:①~④%
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①										51%
②					39.3%	44.1%	48.9%	56.5%	63.1%	67.5%
③					72.0%	74.2%	80.1%	82.8%	88.3%	90.9%
④					約3割	3割	34%	38%	41%	44%
【外部要因】 旅客施設の構造等、経済状況等による新規建築物着工数等、新規住宅着工数、リフォーム件数等										
【他の関係主体】 地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)、建築事業者(事業主体)										
【備考】 社会資本整備重点計画(平成14年度～平成19年度)の目標年度が到来したため、次期社会資本整備重点計画(平成20年度～平成24年度)において設定する目標値を業績指標として新たに設定した。 ①については、指標の対象とする道路を1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路から、バリアフリー新法に規定する特定道路に変更。										
【担当部局】		総合政策局安心生活政策課 道路局地方道・環境課 道路交通安全対策室 住宅局建築指導課 大臣官房官庁営繕部計画課								
【関係部局】		住宅局市街地建築課 大臣官房官庁営繕部整備課 鉄道局鉄道業務政策課 鉄道局技術企画課 自動車交通局総務課企画室 海事局内航課 港湾局技術企画課技術監理室 航空局空港部空港政策課								

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(10) 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数(①低床バス車両、②ノンステップバス車両、③福祉タクシー)								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									①27.8% (平成17年度) ②14.8% (平成17年度) ③8,504台 (平成17年度)	①65% (平成22年度) ②30% (平成22年度) ③18,000台 (平成22年度)
【指標の定義】	<ul style="list-style-type: none"> ・低床バス 床面高さ65センチメートル以下の車両。 ・ノンステップバス 乗降口に階段のない車両。 ・福祉タクシー 公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。 									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>低床バス及びノンステップバスについては、バリアフリー新法に基づく基本方針において、平成27年までに原則として総車両数約60,000台のすべてについて低床化された車両に代替すること、また、平成22年までに総車両数の約30%に当たる約18,000台についてノンステップバスとすること、福祉タクシーについては平成22年までに約18,000台を導入することを目標としていることから、これを踏まえて目標値を設定している。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:①②%、③台									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①			4.9	8.8	13.8	18	22.6	27.8	33.1	37.5
②			2.2	3.9	6.5	9.3	12.0	14.8	17.7	20.3
③			2,050	2,339	3,276	4,574	6,614	8,504	9,651	10,514
※①低床バス、②ノンステップバスについては、H12からH17までは旧交通バリアフリー法に基づく移動円滑化基準適合車両の割合、H18以降はバリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準適合車両の割合										
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局安心生活政策課、自動車交通局旅客課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(11) バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合(①鉄軌道車両、②旅客船、③航空機)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		①	②	③	①	②	③	①	②	③
		-(32.1%)	8.0%	47.0%	50%	50%	65%	(平成17年度)	(平成22年度)	(平成22年度)
		(平成17年度)	(平成17年度)	(平成17年度)	(平成22年度)	(平成22年度)	(平成22年度)	(平成17年度)	(平成22年度)	(平成22年度)
【指標の定義】	<p>・鉄軌道車両 公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条に掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。</p> <p>・旅客船 公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条に掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。</p> <p>・航空機 公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条に掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>バリアフリー新法に基づく基本方針において、鉄軌道車両については総車両数の約50%、旅客船については平成22年までに総隻数の約50%、航空機については総機材数の約65%を、それぞれ平成22年までに移動等円滑化することを目標としていることから、同様の目標値を設定している。</p> <p>なお、鉄軌道車両の下記過去の実績値における括弧内の実績値は、旧基準に照らした場合の数値。バリアフリー新法に基づく基準において基準強化(車両内の扉等への文字及び点字表示の追加等)を行った。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:①~③%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①			(10.1)	(14.8)	(19.4)	(23.7)	(27.9)	(32.1)	20.0 (41.8)	26.5 (47.5)
②			0	0.2	2.1	4.4	7.0	8.0	11.5	14.1
③			0.7	12.5	24.5	32.1	40.7	47.0	54.4	59.9
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局安心生活政策課									
【関係部局】	鉄道局鉄道業務政策課 鉄道局技術企画課 海事局内航課 航空局監理部航空事業課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(12) 交通アドバイザー会議における意見への対応件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		121件 (平成19年度)					44件 (平成19年度毎年度)			
【指標の定義】	<p>交通アドバイザー会議(公共交通機関の利用者から選任された交通アドバイザーからの利用者の視点に立った意見を把握し、公共交通機関が提供するサービスの改善や国土交通省の公共交通における利便性向上施策へ反映させるための情報収集体制を強化することを目的として、運輸支局において開催されている会議)におけるアドバイザーからの意見に対し、国が行う施策又は地方自治体、公共交通事業者等が行う取組(以下「施策等」という。)について、現行施策等の見直し・改善を行うこと又は新規施策等を講じること等(以下「改善等」という。)により、交通消費者のニーズを充足する対応が行われたと判断される件数。</p> <p>毎年各運輸局等が公表する交通消費者行政レポート等において掲載される、各支局開催の会議のアドバイザーの意見に対する対応件数をもって、本業績指標の対応件数とする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>交通アドバイザー会議における業績指標を設定するにあたっては、アドバイザーの意見に対する対応は会議開催件数に比例して行われることが望ましいこと、平成14年度から平成18年度の過去5年間における会議開催件数の平均が約44件であること等に鑑み、アドバイザーからの意見に対して、施策等の改善等を行っているものと判断される対応件数を業績指標として設定するとともに、過去5年間の会議開催件数の平均である44件と同数の対応件数を目標値として設定し、当該件数を毎年度維持することとする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	121
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局安心生活政策課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(13) ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			24,043人 (平成19年度)				約50,000人 (平成24年度)			
【指標の定義】	「心のバリアフリー」の促進のためのバリアフリー教室の参加人数の累計									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>バリアフリー新法第2章において、国・地方公共団体・施設設置管理者等・国民の責務を規定し、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める「心のバリアフリー」を促しているため、駅などの施設で、車いすや特殊な装置によって高齢者や障害者などの負担を疑似体験するバリアフリー教室の参加人数の累計を目標値とする。</p> <p>具体的には、平成24年度までの累計50,000人を目標値とする。過去数年におけるバリアフリー教室への参加人数は、年間約4,000～6,000人であり、増加傾向にある。したがって、今後5年間で6,000人ずつの参加を見込むこととし、目標を$24,000 + 6,000 \times 5 = 54,000 \approx 50,000$と設定している。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	5,170	9,059	13,348	18,301	24,043
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	総合政策局安心生活政策課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現																		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する																		
【業績指標】	(14) 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合(①園路及び広場、②駐車場、③便所)									業績目標									
										初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)				
										①約44% (平成19年度) ②約32% (平成18年度) ③約25% (平成18年度)					①約5割 (平成24年度) ②約35% (平成22年度) ③約30% (平成22年度)				
【指標の定義】	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー新法」という)に基づき、特定公園施設(注1)である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準(注2)に適合した都市公園の割合。</p> <p>(注1)バリアフリー新法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設 (注2)「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」で定める特定公園施設の新設、増設、改築を行うときに適合させる移動等円滑化のために必要な一定の基準</p>																		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成22年までに園路及び広場45%、駐車場35%、便所30%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえつつ、①園路及び広場については、社会資本整備重点計画の考え方に合わせて、平成24年度までに全体の半分である約5割達成を目標としている。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】(①のみ)</p>																		
【過去の実績値】(年度)	単位:%																		
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19									
	-	-	-	-	-	-	-	-	①約42 ②約32 ③約25	①約44 ②- ③-									
【外部要因】																			
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)																		
【備考】	社会資本整備重点計画の考え方に合わせて、指標の目標値設定年度等を変更(①のみ)。																		
【担当部局】	都市地域整備局公園緑地・景観課																		
【関係部局】																			

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(15) バリアフリー化された路外駐車場の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		33% (平成19年度)					約50% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>高齢者、身体障害者等を含むすべての人々が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、路外駐車場のバリアフリー化を推進することとし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で規定する特定路外駐車場のうち、路外駐車場移動等円滑化基準に適合している駐車場の割合を指標とする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に伴うバリアフリー化の推移より、平成16年度末(22%)から平成19年度末(33%(H19))までと同等の比率が今後も維持されるとして目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	22	—	28	33
※H16の値は駐車場法に基づく駐車場におけるバリアフリー化の割合										
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)									
【備考】	社会資本整備重点計画の考え方に合わせて、指標の目標値等を変更。									
【担当部局】	都市・地域整備局街路交通施設課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(16) 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)					業績目標				
						初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						①29% (平成15年度)		①56% (平成22年度)		
		②6.7% (平成15年度)		②17% (平成22年度)						
【指標の定義】	<p>高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定又は高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合</p> <p>①一定のバリアフリー化・・・「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。</p> <p>②高度のバリアフリー化・・・「2箇所以上の手すり設置」「段差のない屋内」「車椅子が通行可能な廊下等の幅」のいずれにも該当。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(一定:75%(H27)、高度:25%(H27))をもとに目標値を設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①						29				
②						6.7				
【外部要因】	新規住宅着工数、リフォーム件数等									
【他の関係主体】	該当なし									
【備考】	5年に一度の住宅・土地統計調査を基に推計しているため、平成19年の実績は把握できない。									
【担当部局】	住宅局住宅政策課									
【関係部局】	住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局住宅総合整備課、住宅局住宅総合整備課住環境整備室、住宅局住宅生産課、住宅局市街地建築課、住宅局市街地建築課市街地住宅整備室									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(17) 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率					業績目標				
						初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						10% (平成15年度)		19% (平成22年度)		
【指標の定義】	道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数を共同住宅の総戸数で除したもの									
【目標設定の考え方・根拠】	高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)について、住生活基本計画(平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(25%(H27))をもとにH22の目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						10				
【外部要因】	新規住宅着工数、リフォーム件数等									
【他の関係主体】	該当なし									
【備考】	5年に一度の住宅・土地統計調査を基に推計しているため、平成19年の実績は把握できない。									
【担当部局】	住宅局住宅政策課									
【関係部局】	住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局住宅総合整備課、住宅局住宅総合整備課住環境整備室、住宅局住宅生産課、住宅局市街地建築課、住宅局市街地建築課市街地住宅整備室									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(18) 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		12% (平成15年度)					30% (平成20年度)			
【指標の定義】	<p>床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(注1)のフローのうち、バリアフリー新法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準(注2)に適合するものの割合。</p> <p>(注1) 病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物 (注2) 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>これまでの取組と平成14年(「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(旧ハートビル法)改正)からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成20年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の伸びを想定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	約12	約13	約12	約12	約14
【外部要因】	経済状況等による新規建築物着工数等									
【他の関係主体】	建築事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	住宅局建築指導課 大臣官房官庁営繕部計画課									
【関係部局】	住宅局市街地建築課 大臣官房官庁営繕部整備課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する									
【業績指標】	(19) ICカードが導入されたバス車両数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		4,610車両 (平成17年度)					26,000車両 (平成23年度)			
【指標の定義】	ICカードが導入された乗合バスの車両数									
【目標設定の考え方・根拠】	近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定									
【過去の実績値】(年度)	単位:車両									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	140	351	1,022	1,826	2,690	3,360	4,610	8,264	-
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	バス事業者(事業主体)、地方自治体(協調補助)									
【備考】	(主な施策) 公共交通移動円滑化事業									
【担当部局】	自動車交通局総務課企画室									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する									
【業績指標】	(20) 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0件 (平成18年度)					0件 (平成19年度以降 毎年度)			
【指標の定義】	ナホトカ号油流出事故(平成9年1月2日)規模以上の被害を及ぼす海洋汚染・海上災害の件数									
【目標設定の考え方・根拠】	ナホトカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】	主な施策 ○海洋汚染防止指導 海防法の周知徹底、船舶からの海洋汚染防止を巡る国際的な動向についての情報提供・意見交換等を行う									
【担当部局】	総合政策局海洋政策課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する									
【業績指標】	(21) 水辺の再生の割合(海岸)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約2割 (平成19年度)					約4割 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺(河岸延長:1,270km)や海岸侵食によって失われた砂浜(砂浜延長:460km)のうち復元・再生する割合</p> <p>水辺の再生の割合(海岸)=①/② ①:復元・再生した河岸や砂浜の延長 ②:過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定 【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	0	6	8	11	15	18
【外部要因】	地元調整の状況等									
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体(事業主体)									
【備考】	着実に水辺の再生を実施してきており、平成19年度末までの目標値を達成した。今後も継続して水辺の再生を推進することから、目標値を見直す。(平成24年度に約4割)									
【担当部局】	河川局海岸室、港湾局海岸・防災課									
【関係部局】	河川局河川環境課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する									
【業績指標】	(22) 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0隻 (平成19年度)					0隻 (平成23年度)			
【指標の定義】	我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶(タンカーを除く。以下、同じ。)が我が国の領海又は排他的経済水域において油流出を伴う事故を起こした場合の当該外航船舶の船主責任保険の未加入隻数									
【目標設定の考え方・根拠】	我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正に基づき、平成17年3月以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから、次年度以降も保険未加入数0隻を目標とする。									
【過去の実績値】(年度)	単位:隻									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】	放置座礁船対策の推進									
【担当部局】	海事局総務課危機管理室									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する									
【業績指標】	(23) 湿地・干潟の再生の割合(港湾)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約2割 (平成19年度)					約3割 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha(湿地3,000ha、干潟4,000ha)のうち復元・再生する割合。</p> <p>湿地・干潟の再生の割合=①/② ①:復元・再生した割合 ②:過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で回復可能な面積</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標に、平成19年度末までに900ha(湿地600ha、干潟300ha)を再生することで目標値を設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:割									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
					約2 (17%)	約2 (18%)	約2 (20%)	約2 (20%)	約2 (21%)	約2 (22%)
【外部要因】	地元調整の状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	<p>自然再生事業等により着実に湿地・干潟の再生を進めており、平成14年度から平成19年度までに約5%の進捗が図られたところであるが、自然再生事業は地域のNGOや関係団体等の多様な主体と協議し、連携を図りつつ事業を推進しているため、合意形成に時間を要したこと等により、目標を達成できなかった。このため、目標値の目標年度を平成24年度に延長する。</p>									
【担当部局】	港湾局 国際・環境課									
【関係部局】	河川局 河川環境課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する									
【業績指標】	(24) 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約6年 (平成19年度)					約7年 (平成24年度)			
【指標の定義】	廃棄物を受け入れる海面処分場において、各年時点で想定される残り受け入れ期間									
【目標設定の考え方・根拠】	海面処分場について、現在整備中の事業に加えて、新規整備などの対策を講じない場合、海面処分場の全国平均した残余年数は平成19年現在約6年のところが、平成24年度には約4年となってしまふ。また、通常、海面処分場の整備着工から廃棄物の受け入れ開始までに平均で約7年の年数が必要となっていることから、廃棄物処分の困難な状況を回避するため、海面処分場を計画的に整備し、残余年数を概ね7年以上確保する必要があるため、目標値を約7年と設定した。									
【過去の実績値】(年度)	単位:年									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
									約6年	約6年
【外部要因】										
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省(廃棄物行政を所管) ・地方公共団体(事業主体) 									
【備考】										
【担当部局】	港湾局国際・環境課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現																		
【施策目標】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する																		
【業績指標】	(25) 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合									業績目標									
										初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)				
										約40% (平成19年度)					約45% (平成24年度)				
【指標の定義】	<p>東京湾、大阪湾、伊勢湾(三大湾)において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域のうち、改善した割合。</p> <p>三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合 = ①/② ①:底質改善を実施した面積 ②:底質改善が必要な区域の面積</p>																		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標とし、5年間の事業量を勘案して平成24年度の目標値を設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>																		
【過去の実績値】(年度)																			
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19									
	-	-	-	-	-	-	-	-	約40%	約40%									
【外部要因】	地元調整の状況等																		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)																		
【備考】																			
【担当部局】	港湾局 国際・環境課																		
【関係部局】	該当なし																		

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	5 快適な道路環境等を創造する									
【業績指標】	(26) 建設機械から排出されるNOx・PMの削減量	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①PM 0.6千t (平成18年度) ②NOx 12.4千t (平成18年度) ※いずれも速報値					①PM 3.5千t削減 (平成23年度) ②NOx 74.0千t削減 (平成23年度)			
【指標の定義】	平成23年度(目標年次)までの6年間において、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(以下「オフロード法」という。平成18年4月施行、10月規制開始)の基準に適合した公道を走行しない建設機械(以下「オフロード建設機械」という。)の普及によって削減された平成23年度における年間のNOx・PM排出ガス削減寄与量(平成17年度比)。									
【目標設定の考え方・根拠】	NOx・PMの年間排出削減量はオフロード建設機械の普及台数(①)と1台当たりの排出ガス削減量(②)の積により計算される。 ①建設機械動向調査より、最近4年間において年間約3.6万台が排出ガス規制を満たしたオフロード建設機械に更新されていることからオフロード法施行後6年間で21.6万台普及とした。 ②オフロード法による排出ガス規制値と第一次排出ガス対策型建設機械指定制度の排出ガス基準(平成3年開始)との差を1台当たりの排出ガス削減量とした。									
【過去の実績値】(年度)	単位:千t									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6※	1.1※
②	-	-	-	-	-	-	-	-	12.4※	23.9※
※ 年間稼働時間に対して、①:約0.7t/h、②:約15.3t/hの削減が見込まれることから、当該数値を算出した。										
【外部要因】	①、②:建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	総合政策局 建設施工企画課 施工環境技術推進室									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	5 快適な道路環境等を創造する									
【業績指標】	(27) 市街地の幹線道路の無電柱化率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		12.7% (平成19年度)					13.2% (平成20年度)			
【指標の定義】	市街地(※1)の幹線道路(※2)のうち、電柱、電線類のない延長の割合 ※1 都市計画法における市街化区域、及び市街化区域が定められていない人口10万人以上の都市における用途地域 ※2 国道および都道府県道									
【目標設定の考え方・根拠】	無電柱化の整備進捗状況に関する道路管理者への調査結果を基に目標値を設定。 なお、平成21年度以降の目標については、次期無電柱化推進計画の策定等を踏まえ、今後検討。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
					7	9	10	11	12	13 (暫定値)
【外部要因】	該当無し									
【他の関係主体】	・地方公共団体(事業主体) ・電線管理者(電気、通信、CATV等)									
【備考】	目標値見直し 社会資本整備重点計画(平成14年度～19年度)(2章)の指標「市街地の幹線道路の無電柱化率」を継続。									
【担当部局】	道路局 地方道・環境課 道路交通安全対策室									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	5 快適な道路環境等を創造する									
【業績指標】	(28) クリーンエネルギー自動車の普及台数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		51万台 (平成19年度)					69万台以上 (平成22年度)			
【指標の定義】	大気汚染防止及び地球温暖化防止に資する、クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド自動車、水素・燃料電池自動車、ディーゼル代替LPガス自動車、天然ガス自動車、電気自動車)の普及台数。									
【目標設定の考え方・根拠】	京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日改定)において規定された目標。									
【過去の実績値】(年度)	単位:万台									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
			8	12	14	19	26	33	42	51
【外部要因】	経済情勢、エネルギー価格									
【他の関係主体】	経済産業省									
【備考】										
【担当部局】	自動車交通局技術安全部環境課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する									
【業績指標】	(29) 渇水影響度	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		6,900日・% (平成18年時点の過去10年平均)					5,300日・% (平成23年時点の過去5年平均)			
【指標の定義】	<p>渇水による影響を、取水制限率と取水制限日数との積で表す(単位:日・%) (例:取水制限日数10日間、取水制限率30%の場合、10(日)×30(%)=300日・%)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・指標算定にあたり、特に国民生活に対する影響を考慮し、全国の一級水系における水道用水の取水制限を対象としている。</p> <p>・水資源の確保には長期間を要することから、当部においては10年程度の期間を念頭に業務を行っているところである。このため、本指標については10年後の平成28年と、その中間年次である平成23年(本業務指標の目標年次)の水資源の確保に関する様々な施策の進展を考慮し、初期値をもとに平成28、23年に軽減される渇水影響度を算定(推計値)した。</p> <p>・ただし、渇水は気象条件に大きく左右されることから、時点データにて評価するのではなく、評価時点から過去10年間程度における影響度の平均で評価することが適切と考えられる。このため、初期値は、平成9年から平成18年までの10年間の実績値を平均し定めることとし、業績についても平成19年から平成28年の期間の実績値の平均にて評価することが考えられるが、業績目標の設定が5年以内であることに鑑み、本業績目標では目標年次である平成23年時点における過去5年間(H19～H23)の平均値で評価することとした。</p> <p>・このため、目標値は、初期値と平成23年(本業績指標の目標年次)の算定値(上記推計値)の平均により算定した。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:日・%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	2,020	1,661	8,359	8,859	17,507	10,580	1,090	14,595	3,605	7,373
【外部要因】	気象条件、特に著しい少雨。水資源開発施設整備の進捗等。									
【他の関係主体】	厚生労働省、地方公共団体									
【備考】	<p>①水資源開発基本計画(フルプラン)の着実な推進</p> <p>②独立行政法人水資源機構事業の推進</p> <p>③気候変動等、水資源供給の安定性低下に対処する施策の推進</p> <p>④水需給の安定性確保のための施策の推進</p> <p>⑤流域における水循環系の健全化に向けた総合的取組みの推進</p> <p>⑥水の有効利用の推進</p> <p>⑦水の週間行事等の実施等</p>									
【担当部局】	土地・水資源局水資源計画課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する									
【業績指標】	(30) 世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		9件 (平成18年度)					13件 (平成23年度)			
【指標の定義】	水に関する国際ミレニアム目標(「2015年までに安全な飲料水を利用できない人口(約11億人)の割合を半減させる」)達成に資するために行われた世界の水資源問題に関する国際会議等開催回数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>国連ミレニアム目標達成のためには、世界各国の取り組みが不可欠である。かつ、これらの取り組みを我が国がリードしていく観点から、①我が国が国際会議等を開催し、また、各種国際会議等に参加し、日本国政府として、②方針の提示、③各種文書等への提言等の盛り込み、④意見交換の場での理解促進、⑤プレゼンテーション等の実施による啓発・普及等を図ることが国連ミレニアム目標の達成に資することになることから、これらの取り組み総数を政府方針に基づき5年後に1.5倍とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	6	9	11
【外部要因】	国連関係機関等における水に関する国際会議開催数の減少									
【他の関係主体】	関係省(外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)									
【備考】	<p>下記の調査成果をもとに、我が国の世界の水資源問題に対する協力のあり方を検討するとともに今後の我が国の新たな水資源施策の展開方向を検討する。</p> <p>①世界の水資源政策担当部局との政策交流の推進(日中水資源交流会議開催等)</p> <p>②世界の水資源問題に関する調査</p> <p>③アジアにおける統合水資源管理(IWRM)に関する検討調査</p> <p>④アジア・太平洋水資源分野連携活動の推進</p>									
【担当部局】	土地・水資源局 水資源部 水資源計画課									
【関係部局】	都市・地域整備局 下水道部 下水道企画課 河川局 河川計画課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する									
【業績指標】	(31) 地下水採取目標量の達成率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)							
		85.1% (平成16年度)	100% (平成21年度)							
【指標の定義】	地盤沈下防止等対策要綱地域(濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部)における地下水採取目標量の達成率									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地盤沈下に伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域については、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において、昭和60年4月に濃尾平野及び筑後・佐賀平野、平成3年11月に関東平野北部の各地域で「地盤沈下防止等対策要綱」が決定された。要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取目標量を定めている。当該地下水採取目標量は平成16年度に見直し期限を迎え、「地盤沈下防止等対策要綱に関する関係府省連絡会議」において、要綱の取り組みを継続し概ね5年毎に評価検討を行うことを申し合わせた。</p> <p>以上のことから、要綱の見直しを行った平成16年度を目標値設定年次、次回評価検討を行う平成21年度を目標年次とした上で、地下水の年間採取量が対象地域毎に定められている目標量(濃尾平野は2.7億m^3、筑後・佐賀平野は0.09億m^3、関東平野北部は4.8億m^3)の合計である7.59億m^3以下に抑制された場合を100%として目標値を設定する。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	77.80%	84.50%	81.80%	86.80%	91.40%	96.70%	85.10%	91.90%	97.40%	調査中
【外部要因】	渇水等による短期的・局所的な地下水採取									
【他の関係主体】	関係府省(内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省) 地方公共団体(要綱地域内)									
【備考】	<p>要綱には、地下水採取量を目標採取量以内に抑制するための施策の推進について定められている。そのうち、「代替水源の確保及び代替水の供給」に係る事業として国土交通省(直轄)が実施する事業には以下のものがある。</p> <p>(濃尾平野)木曾川水系連絡導水路事業 (筑後・佐賀平野)佐賀導水建設事業・城原川ダム建設事業・嘉瀬川ダム建設事業 (関東平野北部)八ッ場ダム建設事業・北千葉導水路建設事業・渡瀬遊水池総合開発事業・霞ヶ浦導水事業・荒川調節池建設事業 (このほか、水資源機構実施事業、補助事業等がある。)</p>									
【担当部局】	土地・水資源局水資源部水資源政策課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する									
【業績指標】	(32) 水源地域整備計画の完了の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		57% (平成18年度)					70% (平成23年度)			
【指標の定義】	分母を平成18年度までに策定済みの水源地域整備計画数(89)、分子をそのうち整備計画に位置づけられた整備事業が完了済みの計画の数とした割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>ダム等の建設促進を図るため、ダム建設により影響を受ける地域の再建が重要であるので、水源地域対策特別措置法の水源地域整備計画に定められる各事業の着実な推進が望まれる。</p> <p>目標設定に関しては、今後5年後まで過去の実績値の推移と同様の実績の積み上げを図るものとして平成23年に70%と設定したものの。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	40	40	43	45	51	52	54	55	57	61
【外部要因】	・ダム事業等自体の進捗、地元の経済・社会状況の変化									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	土地・水資源局水資源部水源地域対策課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する									
【業績指標】	(33) 歩いていける身近なみどりのネットワーク率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約66% (平成19年度)					約7割 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>市街地において、都市住民の徒歩圏(注1)内に様々な規模の公園・緑地(都市公園以外を含む)(注2)のネットワークが体系的に整備されている状態(注3)を100とした場合の実際の整備率</p> <p>(注1) 都市住民にとって、日常生活上最低限必要とされる学校、店舗、公園等のコミュニティ施設が備わり、主な交通手段が徒歩となる日常生活空間の単位。住区に相当し、概ね1km²が標準的な範囲となる。</p> <p>(注2) ○小規模な公園・緑地(標準面積0.25ha) →街区公園、市民緑地、児童遊園、条例設置公園、広場公園、緑道 等 ○中規模な公園・緑地(標準面積2ha) →近隣公園、特別緑地保全地区、都市緑地、都市林 等 ○大規模な公園・緑地(標準面積4ha以上) →地区公園、総合公園、運動公園、国民公園、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園、広域公園、レクリエーション都市、国営公園、緩衝緑地等</p> <p>(注3) 1住区当たりの整備水準として、街区公園を含む小規模な公園緑地が4箇所、近隣公園を含む中規模な緑地が1箇所、地区公園を含む大規模な公園緑地が0.25箇所整備されている状態。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、現況値との勘案により平成24年度の目標値約7割を設定している。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	約65	約66
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	当初の目標年度である平成19年度においては目標値を達成したが、子供の遊び場、高齢者をはじめとする地域住民の健康運動の場を確保するため、定義等を見直し指標を継続する。									
【担当部局】	都市・地域整備局公園緑地・景観課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する									
【業績指標】	(34) 1人当たり都市公園等面積	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		9.4㎡/人 (平成19年度)					10.3㎡/人 (平成24年度)			
【指標の定義】	都市計画区域内とカントリーパーク(都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園)の存する市町村の一人当たりの都市公園等(都市公園及びカントリーパーク)の面積。									
【目標設定の考え方・根拠】	緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略(H14)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園の今後の整備予定量から目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:㎡/人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	8.4	8.5	8.7	8.9	9.1	9.3	9.4
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	当初の目標年度である平成19年度においては目標を達成したが、より一層緑豊かな生活環境の形成を図るため、目標値を新たに設定し、指標を継続する。									
【担当部局】	都市・地域整備局公園緑地・景観課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する									
【業績指標】	(35) 都市域における水と緑の公的空間確保量	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		約13.1㎡/人 (平成19年度)			平成19年度比 約1割増 (平成24年度)					
【指標の定義】	<p>都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に永続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したものの。</p> <p><分母>都市域人口(人) <分子>都市域の永続的自然環境面積※(㎡) ※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略(H14)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところ。これを踏まえ、都市公園、特別緑地保全地区等の今後の整備予定量から目標値を設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:㎡/人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	12	(約2%増)	(約4%増)	(約7%増)	12.9 (約8%増)	13.1 (約1割増)
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	当初の目標年度である平成19年度においては目標を達成したが、より一層水と緑豊かで良好な都市環境の形成を図るため、目標値を新たに設定し、指標を継続する。									
【担当部局】	都市・地域整備局公園緑地・景観課									
【関係部局】	道路局地方道・環境課道路環境調査室 河川局河川環境課 河川局砂防部砂防計画課 港湾局国際・環境課 航空局環境・地域振興課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現										
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する										
【業績指標】	(36) 全国民に対する国営公園の利用者数の割合	業績目標									
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)								
		全国民の4人に1人が利用 (平成19年度)	全国民の3.5人に1人が利用 (平成24年度)								
【指標の定義】 国民の国営公園の利用頻度(国民の○人に1人が利用)。 <分母>全国人口 <分子>国営公園の年間総利用者数											
【目標設定の考え方・根拠】 国営公園の整備の進捗と相関するように入場者数の増加が図られてきており、計画的な整備及び効率的な管理を推進することにより、長期的にはより多くの国民に利用されることを目指している。今後の整備計画から平成24年度の目標値「3.5人に1人」を設定。											
【過去の実績値】(年度) 単位:全国民の○人に1人											
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	-	-	-	5.0	4.9	5.0	4.5	4.5	4.3	4.0	
【外部要因】											
【他の関係主体】 地方公共団体											
【備考】 当初の目標年度である平成19年度における目標値は達成したが、引き続き我が国の重要な歴史的・文化的資源等の保全・活用を推進し、国民の利用の一層の促進を図るため、目標値を新たに設定し、指標を継続する。											
【担当部局】	都市・地域整備局公園緑地・景観課										
【関係部局】											

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(37) 生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約2,800ha増 (平成19年度)					平成19年度の値からさらに2,200ha増 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>都市域において、樹林地・草地・水辺地等により構成される良好な自然環境を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の整備により保全・創出 ・緑地保全地区等の指定により保全 ・港湾緑地により創出 <p>することにより平成19年度以降新たに制度的に担保する面積</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	過去のトレンド及び特別緑地保全地区の指定等を含めた今後の保全・創出予定量から目標を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:ha増									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	0	約300	約700	約1,400	約2,200	約2,800
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	<p>当初の目標年度である平成19年度における目標値は達成したが、引き続き都市公園をはじめとした「みどり」の整備・保全等を通して、地域固有の自然や生物多様性の保全等への積極的な対応を図るため、目標値を新たに設定し、指標を継続する。</p>									
【担当部局】	都市・地域整備局公園緑地・景観課									
【関係部局】	港湾局国際・環境課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(38) 汚水処理人口普及率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約84% (平成19年度)					約93% (平成24年度)			
【指標の定義】	下水道、農業集落排水施設、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用できる人口の総人口に対する割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設に係る整備目標値を重ね合わせて、目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	66	69	71	74	76	78	79	81	82	84
【外部要因】	技術開発の動向、地元の調整状況等									
【他の関係主体】	環境省、農林水産省、地方公共団体(事業主体)									
【備考】	当初の目標年度である平成19年度においては目標値を概ね達成したが、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、地域の活性化等の観点から、未普及地域の早期解消が課題であるため、目標値を新たに設定し、指標を継続する。									
【担当部局】	都市・地域整備局下水道部下水道事業課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(39) 下水道処理人口普及率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約72% (平成19年度)					約78% (平成24年度)			
【指標の定義】	下水道を利用できる人口の総人口に対する割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	人口の集中する地区等については、概ね10年間で整備を概成することを目指し、その他の地区については、実施予定の整備量により、目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	58	60	62	64	65	67	68	69	71	72
【外部要因】	技術開発の動向、地元の調整状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	当初の目標年度である平成19年度においては目標値を達成したが、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、地域の活性化等の観点から、下水道の未普及地域の早期解消が課題であるため、目標値を新たに設定し、指標を継続する。									
【担当部局】	都市・地域整備局下水道部下水道事業課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(40) 良好な水環境創出のための高度処理実施率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約25% (平成19年度)					約30% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき下水処理場に係る区域内人口に対し、高度処理が実施されている区域内人口の割合。</p> <p><分母>対象とする区域(注1)内における当該年度の居住人口 <分子>対象とする区域(注1)内における必要な高度処理が実施されている人口 (注1)対象とする区域とは、富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る区域</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」という)で高度処理が位置付けられている処理場においては、流総計画と事業計画の適合性の観点から、処理場の新設・増設・改築時には、高度処理を導入し、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリアにおいて、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて目標を設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
【外部要因】	地元の調整状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	<p>当初の目標年度である平成19年度においては目標値を概ね達成したが、高度処置の普及は依然として低い状況であるため、引き続き閉鎖性水域や三大湾等の重要水域における水質改善を着実に推進する。なお、三大湾や指定湖沼等の高度処理が必要な区域における実施状況を明確にするため、定義等を見直し、指標を継続する。</p>									
【担当部局】	都市・地域整備局下水道部流域管理官									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(41) 合流式下水道改善率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約25% (平成19年度)					約63% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>合流式下水道(※1)により整備されている区域の面積のうち、雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量が、分流式下水道(※2)並以下までに改善されている区域の面積の割合。</p> <p>(※1)合流式:汚水と雨水を同一の管きょ系統で排除する方式 (※2)分流式:汚水と雨水を別々の管きょ系統で排除する方式</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>下水道法施行令に基づき、合流式下水道区域面積が一定規模未満の全ての都市地域(170都市)においては平成25年度までに、その他の大都市地域(21都市)においては平成35年度までに改善対策を完了することとしている。この目標達成に向けて必要な整備量から、目標値を算出して設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	15	15	17	18	21	25
【外部要因】	地元の調整状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	当初の目標年度である平成19年度においては目標値には及ばなかったが、下水道法施行令に基づく長期的な目標を達成するためにも、目標値を新たに設定して指標を継続し、合流式下水道の改善を一層推進する。									
【担当部局】	都市・地域整備局下水道部流域管理官									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(42) 下水道バイオマスリサイクル率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約23% (平成18年度)					約39% (平成24年度)			
【指標の定義】	下水汚泥中の有機物のうち、ガス発電等エネルギー利用や緑農地利用等、有効利用された割合(固形物ベース)。									
【目標設定の考え方・根拠】	京都議定書目標達成計画の「下水道における省エネ・新エネ対策の推進」で定められた削減目標を達成するため、下水汚泥のエネルギー利用を進めるとともに、引き続き下水汚泥の緑農地利用を行うことを目指し、目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-
【外部要因】	技術開発の動向									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	低炭素社会の実現、循環型社会の形成を目指し、下水汚泥由来の固形燃料、消化ガスによる発電等の新エネルギー対策や、肥料化等の緑農地利用を実施し、下水汚泥の有する資源・エネルギーの有効利用を推進する。									
【担当部局】	都市・地域整備局下水道部下水道企画課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(43) 水辺の再生の割合(河川)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約2割 (平成19年度)					約4割 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺(河岸延長:1,270km)や海岸侵食によって失われた砂浜(砂浜延長:460km)のうち復元・再生した割合。</p> <p>水辺の再生の割合=①/② ①:復元・再生した河岸や砂浜の延長 ②:過去の開発等により人工的な構造物で覆われた水辺や海岸侵食によって失われた砂浜の延長</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的には回復可能な延長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定 【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	0	6	8	11	15	18
【外部要因】	地元調整の状況等									
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体(事業主体)									
【備考】	<p>今後とも以下の取り組みを継続する。 「多自然川づくり基本指針」を踏まえ、事業推進にあたっての人材育成及びアドバイザーの現地への派遣等の技術的支援等を実施する。 荒川(東京都)、米代川(秋田県)等において、災害に対する安全性を向上しつつ、自然河岸への再生をより一層推進しているところ。 効率的な土砂管理対策により引き続き砂浜の創出に努める。</p>									
【担当部局】	河川局河川環境課									
【関係部局】	河川局砂防部保全課海岸室 港湾局海岸・防災課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(44) 湿地・干潟の再生の割合(河川)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約2割 (平成19年度)					約3割 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約7,000ha(湿地3,000ha、干潟4,000ha)のうち復元・再生した割合。</p> <p>湿地・干潟の再生の割合=①/② ①:復元・再生した湿地・干潟の面積 ②:過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で回復可能な面積</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:割									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	約2 (17%)	約2 (18%)	約2 (20%)	約2 (20%)	約2 (21%)	約2 (22%)
【外部要因】	地元調整の状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	<p>自然再生事業等により着実に湿地・干潟の再生を進めており、初期値(平成14年度)から平成19年度までに約5%の進捗が図られたところであるが、自然再生事業は地域のNGOや関係団体等の多様な主体と協議し、連携を図りつつ事業を推進しているため、合意形成に時間を要したこと等により、目標を達成できなかった。このため、現目標値の目標年度を平成24年度に延長する。</p>									
【担当部局】	河川局河川環境課									
【関係部局】	港湾局国際・環境課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(45) 河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率(①河川、②湖沼、③閉鎖性海域)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		①約71% (平成19年度)	②約55% (平成19年度)	③約71% (平成19年度)	①約75% (平成24年度)	②約59% (平成24年度)	③約74% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>対象とする水域に係る流域内で発生する汚濁負荷量に対する河川事業及び下水道事業で削減した負荷量の割合から流域内の水質改善を示す指標。</p> <p>河川・湖沼・閉鎖性海域における汚濁負荷削減率＝①／②</p> <p>①：対象とする水域(注)に係る流域内で河川事業及び下水道事業により削減した汚濁負荷量</p> <p>②：対象とする水域(注)に係る流域内の家庭、事業場等の各汚濁負荷発生源から排出される負荷量等を発生汚濁負荷量として算定</p> <p>(注)対象とする水域は、河川は水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)対象河川、湖沼は湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼、閉鎖性海域は三大湾である。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>将来値の算定は、各流域の流域別下水道整備総合計画(流総計画)、湖沼水質保全計画、水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)で定められている目標、及び社会資本整備審議会下水道小委員会ですされた具体施策の推進や、過年度の下水道処理人口の目標値等を基に算定している。</p>									
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)	単位：%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	71
②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55
③	—	—	—	—	—	—	—	—	—	71
【外部要因】	<p>技術開発 地元の調整状況等</p>									
【他の関係主体】	<p>地方公共団体(事業主体)</p>									
【備考】	<p>人口が集中した地区等への重点化等、下水道の整備を進めつつ、さらに窒素・リンの流入負荷の削減など公共用水域のより一層の水質改善を進めるため、高度処理を導入すべき区域において行うための高度処理の導入を推進する。</p>									
【担当部局】	<p>河川局河川環境課流域治水室 都市・地域整備局下水道部流域管理官</p>									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(46) 自然体験活動拠点数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		428箇所 (平成19年度)					約550箇所 (平成24年度)			
【指標の定義】	「自然体験活動拠点数」は、水辺の楽校プロジェクト、子どもの水辺再発見プロジェクト、いきいき海の子浜づくり事業の登録箇所数の合計値。									
【目標設定の考え方・根拠】	過去5年間における自然体験活動拠点数の整備箇所数のトレンド(平成19年度は平成14年度に比べ124箇所増加)より、5年後の目標値を約550箇所とする。									
【過去の実績値】(年度)	単位:箇所									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	218	263	304	338	387	406	416	428
【外部要因】	地元の自然体験活動に対する意識の向上 環境教育の動向									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	河川局河川環境課									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な污水处理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(47) 地域に開かれたダム、ダム湖活用者数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		1, 391万人 (平成18年度)					約1, 680万人 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>・ダムを活かした水源地域の活性化を促進するため、平成13年度に水源地域ビジョン(注)を策定し、全国の直轄及び水資源機構の管理ダムで順次策定しており、ダム及びダム湖周辺施設の年間利用者数の指標。</p> <p>(注)「水源地域ビジョン」とは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化のために、水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定する水源地域活性化のための行動計画。(平成13年度より新規に策定)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・国土交通省では、直轄及び水資源機構の管理ダムにおいて、平成3年度から3年毎に散策、スポーツ、水遊び等のダム及びダム湖周辺の利用実態を調査する「ダム湖利用実態調査」を実施しており、平成18年度調査結果をもとに「水源地域ビジョン」の策定状況を加味して分析し、目標年度である平成24年度における全国(直轄及び水資源機構管理)の管理ダムの年間利用者数を推定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:万人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	1, 320	—	—	1, 385	—	—	1, 391	—
【外部要因】	<p>水源地域対策特別措置法 地域に開かれたダム数の増加</p>									
【他の関係主体】	ダム所在地及び流域の地方公共団体									
【備考】										
【担当部局】	河川局河川環境課流水管理室									
【関係部局】										

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(48) 都市空間形成河川整備率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約38% (平成19年度)					約40% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>人口が5万人以上の都市において、市街化区域を流れる河川延長のうち、周辺の街並みや景観と調和した河川整備や緩傾斜堤防等の良好な河畔を確保した河川延長の割合。</p> <p>都市空間形成河川整備率=①/②</p> <p>①:周辺の街並みや景観と調和した河川整備や緩傾斜堤防等の良好な河畔を確保した河川延長</p> <p>②:人口が5万人以上の都市において、市街化区域内を流れる河川延長</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	過去10年間の良好な河畔空間(周辺の街並みや景観と調和した整備を行った区間、水辺で憩えるよう配慮した区間、緩傾斜堤防等)の整備延長のトレンドから5年後の目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	約32	-	約34	約35	約35	約37	約38	約38
【外部要因】	沿川の開発状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(河川管理者)等									
【備考】										
【担当部局】	河川局河川環境課流域治水室									
【関係部局】	河川局治水課									

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現									
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する									
【業績指標】	(49) かわまちづくり整備自治体数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		4市 (平成19年度)					29市 (平成24年度)			
【指標の定義】	かわまちづくり支援制度に登録された河川のうち、計画に位置付けられた整備が完成した河川を有する自治体数									
【目標設定の考え方・根拠】	かわまちづくり支援制度に登録された河川のうち、地域活性化に資するモデル的な水辺拠点を有する20万人以上の都市29市(政令指定都市、中核市、特例市)を指標の対象として設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:市									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
【外部要因】	まちづくりの地元調整状況、事業進捗状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体、まちづくり事業団体、区画整理事業者等									
【備考】	かわまちづくりのソフト対策として、「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置」を優先して受けることが可能。									
【担当部局】	河川局河川環境課流域治水室									
【関係部局】										

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(50) 特定輸送事業者の省エネ改善率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		—					前年度比 -1% (平成19年度 以降毎年度)			
【指標の定義】	一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(特定輸送事業者)のエネルギー使用に係る原単位									
【目標設定の考え方・根拠】	京都議定書の6%削減目標の達成を実現するために、改正省エネ法に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者のエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることを目標とし、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけている。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
【外部要因】										
【他の関係主体】	各輸送事業者、荷主 等									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局 環境政策課									
【関係部局】										

【政策目標】	3 地球環境の保全										
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う										
【業績指標】	(51) 国土交通分野におけるCDM承認累積件数							業績目標			
								初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)	
								3件 (平成18年度)		15件 (平成23年度)	
【指標の定義】	国土交通分野におけるCDM(クリーン開発メカニズム)の日本国政府承認件数の累積値										
【目標設定の考え方・根拠】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定の考え方 国土交通分野におけるCDM推進に関する取組みをさらに強化し、今後、現在の伸び率を加速させていくことを前提に目標値を設定。 ・根拠 京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定(平成20年3月28日全部改定)) 										
【過去の実績値】(年度)	単位:件										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	—	—	—	—	—	—	0	2	3	4	
【外部要因】	京都議定書次期枠組みの動向										
【他の関係主体】	関係府省庁、各事業者、相手国政府、国連(CDM理事会)										
【備考】											
【担当部局】	総合政策局 環境政策課 総合政策局 国際建設市場室、国際建設推進室										
【関係部局】											

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(52) 環境ポータルサイトへのアクセス件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		5,478件 (平成19年度)					1万件 (平成23年度)			
【指標の定義】	1ヶ月あたりの環境ポータルサイトへのアクセス件数(年度平均)									
【目標設定の考え方・根拠】	環境ポータルサイトにおいて、環境に関するパンフレット、報告書、統計等の情報を提供する。環境に関する国民の意識を高めるため、環境ポータルサイトへのアクセス件数を月平均1万件以上にすることを目標とする。									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,478件
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】	従前設定していた目標年度に達したため、目標年度の更新を行った。目標値については、引き続き1万件と設定した。									
【担当部局】	総合政策局 環境政策課									
【関係部局】	総合政策局不動産課、都市・地域整備局まちづくり推進課、都市・地域整備局都市計画課、都市・地域整備局公園緑地課									

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(53) 建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率(①アスファルト・コンクリート塊、②コンクリート塊、③建設発生木材(再資源化等率)、④建設汚泥、⑤建設混合廃棄物、⑥建設発生土)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		①98.6%※1	①98%以上※1							
		②98.1%※1	②98%以上※1							
		③68.2%※1	③77%※1							
		(90.7%)※2	(95%以上)※2							
		④74.5%※2	④82%※2							
		⑤292.8万t	⑤平成17年度排出量に対して30%削減							
		⑥80.1%	⑥87%							
		※1再資源化率	※1再資源化率							
		※2再資源化・縮減率 (平成17年度)	※2再資源化・縮減率 (平成24年度)							
【指標の定義】	再資源化・縮減率:排出量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率 建設発生土の有効利用率:土砂利用量に対する建設発生土利用量の比率(ただし、利用量には現場内完結利用を含む現場内利用を含む。)									
【目標設定の考え方・根拠】	建設工事に伴い発生する建設副産物のリサイクル率を指標として設定する。 平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において、各品目における平成24年度の目標値を定めている。									
【過去の実績値】(年度)	単位:①②③④⑥%、⑤万t									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①								98.6		
②								98.1		
③								68.2		
④	—	—	—	—	—	—	—	(90.7)	—	—
⑤								74.5		
⑥								292.8		
								80.1		
【外部要因】	再資源化施設の処理能力等									
【他の関係主体】	他府省庁(事業主体)、地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)									
【備考】	これまで設定していた目標値は「建設リサイクル推進計画2002」に基づくものであったが、今般、「建設リサイクル推進計画2008」が新たに策定されたため、新計画に基づき、新たな目標値を設定した。									
【担当部局】	総合政策局事業総括調整官室									
【関係部局】	大臣官房公共事業調査室、大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室、総合政策局建設業課、都市・地域整備局公園緑地・景観課、河川局治水課、河川局河川環境課、河川局砂防部保全課、河川局海岸室、道路局国道・防災課、港湾局技術企画課、航空局空港部技術企画課									

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(54) 住宅、建築物の省エネルギー化(①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、②新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率、③一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率)					業績目標				
						初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						① 18% (平成15年度)	② 32% (平成16年度)	③ 74% (平成16年度)	① 31% (平成22年度)	② 66% (平成22年度)
【指標の定義】	<ul style="list-style-type: none"> 一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率 全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅戸数の全住宅ストックの戸数に対する割合 新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率 当該年度に住宅性能評価を受けた住宅のうち、次世代省エネ基準(平成11年省エネ基準)に適合している住宅の戸数の割合 一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率 当該年度に建築確認を受けて新築された建築物(2,000㎡以上)のうち、省エネ基準(平成11年基準)に適合している建築物の床面積の割合 									
【目標設定の考え方・根拠】	<ul style="list-style-type: none"> 一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率 住生活基本計画(平成18年9月閣議決定)に掲げている目標値(H27:40%)をもとにH22の目標値を設定。 新築住宅における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率 京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)に掲げている目標値を設定。 一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率 京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)に掲げている目標値を設定。 <平成18年9月19日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」に記載> 									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①						18				
②			13	17	23	23	32	30	36	
③		34	34	35	50	70	74	85		
【外部要因】	該当なし									
【他の関係主体】	建築主等(事業主体等)									
【備考】	京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定)に掲げている目標値 ②50%(平成20年度) ③80%(平成20年度)									
【担当部局】	住宅局住宅生産課 住宅局建築指導課									
【関係部局】	官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室									

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(55) 重量車の平均燃費向上率(平成14年度比)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0% (平成14年度)					7% (平成22年度)			
【指標の定義】	<p>重量車(トラック・バス等)が1リットルの燃料で走行することができる距離の平均が、基準年度(省エネ法に基づくトップランナー方式による燃費基準が設定された際の基準年度)である平成14年度に対してどれだけ向上したかを表す指標。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>省エネ法に基づくトップランナー方式による重量車の燃費基準は、平成27年度を目標年度とし、基準年度である平成14年度から12%燃費が向上するものとして設定された。このため、平成14年度から平成27年度にかけて重量車の平均燃費向上率が目標となる12%に向けて順調に推移した場合を考慮し、平成22年度の目標値を7%と設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:km/L									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実績値は、全対象車に燃費の表示が行われることになる平成20年度分より集計予定である。										
【外部要因】	重量車の区分(トラック・バス等の車種、車両総重量クラス等)別の出荷台数比率									
【他の関係主体】	経済産業省(省エネ法の機械器具に係る措置のうち、自動車については経済産業省と国土交通省の共管)									
【備考】										
【担当部局】	自動車交通局技術安全部環境課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(56) 陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類の数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)							
		0種類(平成19年度)	4種類(平成23年度)							
【指標の定義】	船舶の種類毎に検討されている陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類の数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>停泊中の船舶に環境負荷の少ない陸上電源を供給することにより、CO2の削減を図ることができる。しかしながら、各港での独自規格の乱立により、各港に寄港する船舶による陸上電源設備の利用を困難にすることが懸念されているため、陸上電源使用のための共通規格の策定を行う必要がある。また、全ての船種の船舶に同一の標準を適用させることはできないため、船舶の種類毎に標準化する必要があり、多くの船舶の種類について標準化することにより、陸上電源設備の導入を促進することができる。</p>									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	0種類	0種類	0種類	0種類	0種類	0種類	0種類	0種類	0種類	0種類
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予見し得なかった知見及び新技術等の出現 ・IMO(国際海事機関)、ISO(国際標準化機構)、IEC(国際電気標準会議)の審議状況 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・IMO(国際海事機関) ・ISO(国際標準化機構) ・IEC(国際電気標準会議) 									
【備考】										
【担当部局】	海事局安全基準課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(57) モーダルシフトに関する指標(①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量、②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨)量))					業績目標				
						初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						① 21億トンキロ増 ② 301億トンキロ (平成18年度)		①32億トンキロ増 ②312億トンキロ (平成22年度)		
【指標の定義】	トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量(トンキロ)およびトラックから海上輸送に転換することで増加する海上輸送量(トンキロ)。									
【目標設定の考え方・根拠】	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道・海運へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成22年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して32億トンキロ増加させ、また、平成22年度における施策を実施しない場合の海上輸送量を258億トンキロと推定し、施策を実施することによって54億トンキロ増加させ、312億トンキロにするという目標値を設定。(京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり)									
【過去の実績値】(年度)	単位:数									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
					①3 ②276	①12 ②312	①10 ②284	①14 ②298	①21 ②301	
【外部要因】	自然災害等による変動									
【他の関係主体】	物流事業者(鉄道事業者、海運事業者含む)、等									
【備考】										
【担当部局】	政策統括官付参事官(物流政策)室									
【関係部局】	鉄道局総務課貨物鉄道政策室 海事局総務課企画室 港湾局計画課									

【政策目標】	3 地球環境の保全									
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う									
【業績指標】	(58) 地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		3都市 (平成19年度)					30都市 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に係る計画を策定し、対策に取り組んでいる都市数。本指標は、京都議定書目標達成計画の見直し(H20.3.28)において新たに位置づけられ、積極的に進めていくべき「街区・地区レベルにおける対策」の進捗状況を評価しうるものであり、その数の増加は、我が国の環境対策の着実な推進に資するものである。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>京都議定書の第1約束期間内(H20～H24年度)において、先導的都市環境形成促進事業等を活用し、包括的な都市環境対策に取り組むことが予想される都市数から設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:都市数									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、民間事業者									
【備考】	<p>集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地等において、地区・街区レベルにおける包括的な環境負荷削減対策を強力に推進するため、既往事業に特例を設けるとともに、コーディネート支援や社会実験・実証実験等にかかる新たな支援措置を創設。</p>									
【担当部局】	都市・地域整備局 市街地整備課、街路交通施設課、公園緑地・景観課									
【関係部局】	都市・地域整備局 下水道部									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
【業績指標】	(59) 一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									0% (平成19年度)	40% (平成23年度)
【指標の定義】	光ファイバと接続し、マイクロ回線で自動的にバックアップされている事務所及び都道府県の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	将来的には、危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、ネットワークの信頼性をより高めることになるが、拠点の重要性や現時点での予算等を勘案し、平成23年度末の目標値を設定した。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
										0%
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(都道府県)									
【備考】										
【担当部局】	大臣官房技術調査課電気通信室									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
【業績指標】	(60) 台風中心位置予報の精度	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		323km (平成17年)					260km (平成22年)			
【指標の定義】	<p>台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測情報の基本である台風中心位置予報をはじめとした気象情報の充実が必要である。このため、72時間先の台風中心位置の予報誤差(台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離)を当該年を含む過去3年間で平均した値の改善を図る。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成17年までの過去3年間に於ける予報誤差の平均は323kmである。新たな数値予報技術の開発等により、5年間(平成22年)で約20%の改善目標(同平均260km)が適切と判断。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位: km									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
		435	443	401	393	374	356	323	299	263
【外部要因】	自然変動									
【他の関係主体】	なし									
【備考】										
【担当部局】	気象庁予報部業務課									
【関係部局】	気象庁予報部予報課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
【業績指標】	(61) 地震発生から地震津波情報発表までの時間	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		4.4分 (平成17年度)					3.0分未満 (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>日本周辺で発生する地震により、津波がただちに来襲する可能性のある場合や震度4程度以上の揺れを観測した場合、速やかに津波警報や津波注意報(以下、「津波警報等」という。)を、津波の心配がない場合はその旨についての地震情報を発表している。これら津波警報等や地震情報について、地震発生から情報発表までの時間を業績指標に設定する。</p> <p>なお、指標設定にあたっては、津波の来襲までに比較的余裕がある沿岸から100km以遠の地震は除き、また、年度による地震発生の地域的偏りを考慮して当該年を含む過去3年間の平均とする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成19年(2007年)能登半島地震においては、過去最も早く、2分以内で津波予報を発表した。この事例では、地震の発生場所が陸地に近く、品質の良い観測データが短時間で得られる等の条件が整ったこともあるが、今後さらに改善をすすめ、日本沿岸に短時間で津波が来襲する恐れがある全ての地震に対して、平均で3分未満となるよう目標を設定する。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:分									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
				6.8	6.7	5.7	4.8	4.4	3.9	3.9
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	なし									
【備考】										
【担当部局】	気象庁地震火山部管理課									
【関係部局】	気象庁地震火山部地震津波監視課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
【業績指標】	(62) 内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									0海域 (平成18年度)	7海域以上 (平成23年度)
【指標の定義】	内海・内湾における沿岸防災、海運・漁業の安全を図るために、詳細な海岸・海底地形をコンピュータによる予測計算に取り込み、きめ細かい高潮・高波の予測情報を提供する。その予測対象となる海域(内海・内湾)の数を指標とする。									
【目標設定の考え方・根拠】	平成19年度内にコンピュータを使った予測モデルを開発し、4つの内海等(伊勢湾、播磨灘、有明海、東京湾)を対象として試行的に運用を開始する。平成20年度には防災関係機関等へ予測情報を提供することを目指し、また平成23年度までには予測対象海域として大阪湾、周防灘、鹿児島湾等を加え、全部で7以上の海域を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測情報の提供を目指す。									
【過去の実績値】(年度)	単位:箇所(海域数)									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
									0	5
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	なし									
【備考】										
【担当部局】	気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課									
【関係部局】	気象庁地球環境・海洋部海洋気象情報室									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する									
【業績指標】	(63) 防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			0件/月 (平成18年度)				31,000件/月 (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>地域の危険性の把握や防災意識の向上、防災教育等に役立つ防災地理情報(※)が、いかに行政や一般住民等から閲覧・参照されているかということ等について、「国土地理院が整備をすすめる防災地理情報のインターネットを通じた月平均の閲覧数」をもって指標とする。</p> <p>(※)土地条件図、都市圏活断層図等</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成19年時点でウェブサイトを通じて公開している防災地理情報へのアクセス件数を元に、平成23年度までに見込まれる防災地理情報の整備や、閲覧環境の向上等を加味したアクセス件数を目標値として設定。</p> <p>このとき、国の機関、地方公共団体、学校等の公的機関の閲覧数を増加させることにより、防災地理情報の認知度を高め、防災対策等に有効に活用されるよう推進していくことは勿論であるが、一般も含めた全体の閲覧数を増加させ、住民の防災意識の向上を図っていく。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件/月									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	0	12,000
【外部要因】	大規模災害の発生によるアクセス数の変動 情報通信技術の変化									
【他の関係主体】	内閣府(災害の予防等を所管し、防災情報の広報・啓発活動等施策を実施)									
【備考】	地方公共団体等が作成するハザードマップは、想定される災害に対する危険箇所や地区、および防災施設や避難場所・避難経路などを地図上に表示したものである。このハザードマップ作成には防災に関する地理情報(防災地理情報)が必要となることから、国土地理院では土地条件図、火山土地条件図、都市圏活断層図など、防災地理情報の整備を進めている。これらは、ハザードマップ作成の基礎情報として使用されるほか、国民にも広く提供しているものである。									
【担当部局】	国土地理院 総務部 政策調整室									
【関係部局】	国土地理院 企画部 防災企画官 国土地理院 企画部 企画調整課 国土地理院 地理調査部 環境地理課 国土地理院 地理調査部 防災地理課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(64) 良好な環境を備えた宅地整備率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		26.6% (平成17年度)					32.0% (平成22年度)			
【指標の定義】	<p>「良好な環境を備えた宅地整備率」とは、住宅市街地基盤整備事業(旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業)を導入している団地により供給される宅地について、平成17年度からの総供給画地数(ストック)のうち、次の条件を全て満たした団地の供給画地数の割合のことをいう。</p> <p>①平均画地面積170㎡以上、②緑被率25%以上、③職住近接エリア内、④地区計画の策定</p> <p>(良好な環境を備えた宅地整備率) = (平成17年度以降に供給された①～④の条件を全て満たした団地の供給画地数) / (平成17年度以降に供給された住宅基盤整備事業(旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業)を導入している団地の総供給画地数)</p> <p>・①については大都市地域における優良宅地開発の促進に関する特別措置法の認定基準等を参考として設定。 ・②については、都市緑地法の緑化地域の緑化率等を参考として設定 ・③については、例えば首都圏では、東京都心まで鉄道で40分以内の区域または30km圏等、地方圏では、当該都市圏の中心都市の都心までの通勤時間が概ね30分以内の区域等をいう。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的には、年度毎のフロー値が高止まりの状態となることを目指すが、当面の目標として、各条件のトレンドの試算等を行い、施策の実施による追加分を加味した結果、平成22年度の目標値として30%を設定していた。</p> <p>平成19年度の実績値は30.4%と、前年度よりも2.8%の伸びを示しており、平成22年度の当初の目標値30.0%も達成した。これは、平成19年度単年度での良好な環境を備えた宅地整備率が平成17、18年度よりも顕著に高くなったためである。これを踏まえて、目標値の見直しを行い、平成22年度の目標値を32.0%と設定することとした。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	26.60%	27.60%	30.40%
【外部要因】	・都心、近郊および郊外の居住コストの変化(地価動向等)									
【他の関係主体】	・地方公共団体(間接補助の実施、公的開発の事業主体)、民間事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	土地・水資源局土地政策課									
【関係部局】	住宅局住宅総合整備課住環境整備室									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(65) 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		1,430ha (平成18年度)					7,000ha (平成23年度)			
【指標の定義】	都市防災総合推進事業及び防災公園街区整備事業等の完了地区の面積。									
【目標設定の考え方・根拠】	過去の実績及び予算の伸率、現在の事業計画等を考慮し、設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:ha									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	154	448	474	585	1430	1750
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局都市・地域安全課都市・地域防災対策推進室、都市・地域整備局まちづくり推進課、									
【関係部局】	都市・地域整備局都市計画課、都市・地域整備局市街地整備課、都市・地域整備局街路交通施設課、都市・地域整備局公園緑地・景観課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(66) 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約25% (平成19年度)					約35% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>人口20万人以上の大都市(東京特別区、政令指定都市、中核市、特例市)における、災害応急対策施設のうち、「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」が整備され、地域の避難・防災の拠点となる面積10ha以上のオープンスペース(注)が確保された都市の割合(なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を1都市と扱う。)</p> <p>(注)誰もが簡単にアクセスできて、持続性が担保される公的空間。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえつつ、地方公共団体の防災拠点、避難地の整備予定量から、平成24年度の目標値約35%を設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	約9	約10	約12	約13	約20	約25
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	<p>当初の目標年度である平成19年度における目標値は達成したが、引き続き、災害発生時に住民が安全に避難できるよう、避難者の生命を保護する広域避難地の整備を推進していくため、目標値を新たに設定し、指標を継続する。</p>									
【担当部局】	都市・地域整備局公園緑地・景観課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(67) 下水道による都市浸水対策達成率(①全体、②重点地区)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①約48% (平成19年度) ②約20% (平成19年度)					①約55% (平成24年度) ②約60% (平成24年度)			
【指標の定義】	都市浸水対策を実施すべき区域のうち、商業・業務集積地区等の重点地区は10年に1回程度、浸水のおそれのあるその他の地区は5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	重点地区については今後10年間で完了することを前提に未整備地区の約半分を5年間で整備、その他の地区については実施予定の整備量により、目標値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	48
②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20
【外部要因】	地元の調整状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	当初の目標年度である平成19年度においては目標値を達成したが、近年頻発する集中豪雨等の一層の深刻化が懸念される中で、より一層の浸水対策を推進する必要があるため、目標値を新たに設定して指標を継続する。									
【担当部局】	都市・地域整備局下水道部下水道事業課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(68) 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地(約8,000ha)のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約35% (平成19年度)					概ね10割 (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後10年以内に最低限の安全性を確保すること(※)が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地(全国約8,000ha)の中で、最低限の安全性が確保される市街地の割合。</p> <p>(※)地震時等において同時多発火災が発生したとしても、際限なく延焼することがなく、大規模な火災による物的被害を大幅に低減させ、避難困難者がほとんど生じないことをいい、市街地の燃えにくさを表わす指標である不燃領域率で40%以上を確保すること等をいう。不燃領域率とは、市街地面積に占める耐火建築物等の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>都市再生プロジェクト(第3次決定)において、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地について、特に大火の可能性が高い危険な密集市街地(全国で約8,000ha)を対象に重点整備し、平成23年度末までに最低限の安全性を確保することとされている。さらに、同プロジェクト(第12次決定)では、整備・改善速度の加速化が必要とされている。これらの決定を踏まえて、目標を設定した。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	0	-	-	28.8	-	約35
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	平成19年度における目標値は達成されたが、引き続き都市再生プロジェクトに掲げられた目標に向けて市街地の安全性の確保を進める必要があることから、目標値を新たに設定して、指標を継続する。									
【担当部局】	都市・地域整備局都市・地域安全課、住宅局市街地住宅課市街地住宅整備室、住宅局住宅総合整備課住環境整備室									
【関係部局】	都市・地域整備局都市計画課、都市・地域整備局市街地整備課、都市・地域整備局街路交通施設課、都市・地域整備局公園緑地・景観課、住宅局総務課民間事業支援調整室、住宅局市街地建築課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(69) 地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約1% (平成19年度)					約40% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体のうち、宅地ハザードマップを作成・公表し、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合</p> <p><分母>地震時に滑動崩落による重大な被害の可能性のある大規模盛土造成地が存在する地方公共団体の数 (125)</p> <p><分子>宅地ハザードマップを作成・公表した地方公共団体の数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成24年度までに50地域での宅地ハザードマップの作成・公表を目指すこととし、$50/125=40\%$を目標として設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	約1
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体									
【備考】	地震に強い宅地の確保を図るため、対策工事を促進するとともに、宅地ハザードマップの作成・公表を支援。									
【担当部局】	都市・地域整備局都市・地域安全課都市・地域防災対策推進室									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減										
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する										
【業績指標】	(70) 防災拠点と処理場を結ぶ下水管きよの地震対策実施率									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										約27% (平成19年度)	約56% (平成24年度)
【指標の定義】	防災拠点・避難地と下水処理場を結ぶ下水管きよのうち、耐震化もしくは計画的な減災対策が行われている割合。										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>防災拠点・避難地と終末処理場を結ぶ下水管きよの総延長(約3.2万km)のうち、政令指定都市及び県庁所在都市においては耐震化もしくは計画的な減災対策を100%(約1.1万km)実施することとし、その他の都市における耐震化の実施予定延長(約0.7万km)と合計して、目標値56%(約1.8万km/約3.2万km)を設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:%										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	
【外部要因】	地元の調整状況等										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)										
【備考】	下水道について、被災時において水洗トイレの使用不能や未処理下水の排出などといった被災地域の公衆衛生や生活環境等への甚大な影響を回避し、下水道が最低限有すべき機能の確保を図る必要がある。そのため、下水道施設の耐震化を図る「防災対策」と、計画的な応急復旧対策などにより被災時の社会的影響の最小化を図る「減災対策」を総合的に推進する。										
【担当部局】	都市・地域整備局下水道部下水道事業課										
【関係部局】											

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(71) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(内水)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約6% (平成19年度)					約100% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>分子＝分母対象市町村のうち内水ハザードマップを作成・公表かつ防災訓練等(※)を実施した市町村 ※防災訓練等：内水ハザードマップを活用した防災訓練(洪水想定での防災訓練時に内水ハザードマップの配布等をしているものも含む)のほか、町内会の集会などでのマップの配布、住民自らが活用するための周知等、積極的に活用してもらえるようにしている場合</p> <p>分母＝地下空間利用が高度に発達し浸水の恐れのある地区、都市機能が集積し浸水実績のある地区等を有する市町村数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「下水道総合浸水対策緊急事業」(H18創設)を実施する予定の地区(重点地区)を有する全ての市町村については内水ハザードマップを作成・公表、かつ防災訓練等を実施するものとし、その他については、浸水被害が生じる可能性が高い地区を有する市町村において、着実に作成・公表、かつ防災訓練等を推進するものとして目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位：%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6
【外部要因】	地元の調整状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	水害時の円滑かつ迅速な避難を支援するため、内水氾濫について、ハザードマップの作成・公表やそれを活用した防災訓練等の実施を支援する。									
【担当部局】	都市・地域整備局下水道部流域管理官									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(72) 下水道施設の長寿命化計画策定率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0% (平成19年度)					100% (平成24年度)			
【指標の定義】	平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きよを管理している自治体のうち、下水道の有する機能を将来にわたって維持し、管路施設の老朽化等に起因する道路陥没などの事故を未然に防止するとともにライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画を策定した割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	平成19年度末で耐用年数を経過した下水道管きよを管理している全自治体が長寿命化計画を策定するものとして、現況値との勘案により目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	下水道の有する機能を将来にわたって維持し、管路施設の老朽化等に起因する道路陥没などの事故を未然に防止するとともに、ライフサイクルコストの最小化を図る必要がある。そのため、長寿命化計画を策定し、これに基づき、下水道施設の予防保全的な管理を行うとともに、長寿命化を含めた計画的な改築等を推進する。									
【担当部局】	都市・地域整備局下水道部下水道事業課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する									
【業績指標】	(73) 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①75% (平成15年度) ②75% (平成15年度)					①90% (平成27年度) ②90% (平成27年度)			
【指標の定義】	<p>① 多数の者が利用する一定の建築物のうち、耐震性を有するもの(新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準以前の建築物のうち改修が不要又は改修済みと推計されるもの)の割合。</p> <p>② 住宅総数のうち、耐震性を有するもの(新耐震基準で建築されたもの、新耐震基準以前の建築物のうち改修が不要又は改修済みと推計されるもの)の割合。</p> <p>・「新耐震基準」とは、「昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令改正に係る建築物の耐震基準」をいう。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>① 統計データ等から推計される特定建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。</p> <p>② 住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①	-	-	-	-	-	75	-	-	-	-
②	-	-	-	-	-	75	-	-	-	-
【外部要因】	①② 建築物の耐震改修、建替え等は経済的負担がかかることから、目的達成には社会の経済状況等に影響される。									
【他の関係主体】	該当なし									
【備考】										
【担当部局】	住宅局建築指導課 大臣官房官庁営繕部計画課									
【関係部局】	住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 住宅局住宅総合整備課 大臣官房官庁営繕部整備課 大臣官房官庁営繕部設備・環境課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(74) 洪水による氾濫から守られる区域の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約61% (平成19年度)					約64% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>大河川においては30年～40年に1度程度、中小河川においては5年～10年に1度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫の防御が必要な区域に対し、防御されている区域の割合</p> <p>洪水による氾濫から守られる区域の割合=①/② ①:(直轄河川の氾濫防御区域の面積(km²)+補助河川の氾濫防御区域の面積(km²)) ②:(直轄河川の想定氾濫面積(km²)+補助河川の想定氾濫面積(km²))</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的には100%を目指す。 5年後の目標値は、これまでの実績値の伸率のトレンドより設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	約58 (58.4)	約59 (59.1)	約60 (59.7)	約60 (60.2)	約61 (60.9)
【外部要因】	地元の調整状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体 補助事業を所管)									
【備考】										
【担当部局】	河川局河川計画課河川計画調整室									
【関係部局】	河川局治水課、河川局河川環境課、河川局砂防部砂防計画課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減										
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
【業績指標】	(75) 中枢・拠点機能を持つ地域で床上浸水の恐れがある戸数									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										約525万戸 (平成19年度)	約235万戸 (平成24年度)
【指標の定義】	大河川においては30～40年に一度程度、中小河川において5～10年に一度程度発生する規模の降雨において、洪水の氾濫防御が必要な県庁所在地等の中枢・拠点機能が存在する地域の床上浸水被害を受ける可能性のある戸数										
【目標設定の考え方・根拠】	長期的には0を目指す。 当指標における目標値については、平成24年度までに実施予定の河川整備により見込まれる成果から設定。										
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】											
【過去の実績値】(年度)	単位:万戸										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	525	
【外部要因】	気候変動										
【他の関係主体】											
【備考】	この目標達成に向け、三大都市圏においては着実に安全度を高めるとともに、地域の中核・中核的機能集積地区については、仮に被災した場合でも、最低限の社会経済活動が持続可能となるよう、事業の重点化・効率化によるメリハリをつけつつ、堤防やダム等の施設整備を着実に進める。										
【担当部局】	河川局治水課、河川局河川環境課										
【関係部局】											

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(76) 土砂災害から保全される人口	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約270万人 (平成19年度)					約300万人 (平成24年度)			
【指標の定義】	全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、土砂災害から保全される人口(万人)									
【目標設定の考え方・根拠】	平成18年度の実績値と平成19年度の実績値の差が約6万人(H18:262万人→H19:268万人)であることを踏まえ、今後も同じ傾向で進捗させることを目標とする。									
【過去の実績値】(年度)	単位:万人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	約260	約270
【外部要因】	地元調整の状況等 開発行為による新規の住宅地等の増大									
【他の関係主体】	都道府県									
【備考】										
【担当部局】	河川局砂防部砂防計画課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減										
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
【業績指標】	(77) 土砂災害から保全される人命保全上重要な施設数									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										約2,300箇所 (平成19年度)	約3,500箇所 (平成24年度)
【指標の定義】	全国の土砂災害危険箇所において、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を実施することにより、24時間災害時要援護者が滞在する施設・防災拠点・近傍に避難場所が無く地域の拠点となる避難場所のうち、土砂災害から保全される施設数。										
【目標設定の考え方・根拠】	平成29年に対象施設について整備を概成(約5,200箇所)させることを目標とする。 平成24年については、整備の重点化を図り、5年間で約1,200箇所の整備を目標とする。										
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】											
【過去の実績値】(年度)	単位:箇所										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	—	—	—	—	—	—	—	—	約2,200	約2,300	
【外部要因】	地元調整の状況等 開発行為による新規の住宅地等の増大										
【他の関係主体】	都道府県										
【備考】											
【担当部局】	河川局砂防部砂防計画課										
【関係部局】											

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(78) 土砂災害特別警戒区域指定率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約34% (平成19年度)					約80% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>土砂災害危険箇所が存在する市町村(1,672市町村)のうち、土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村の割合</p> <p>土砂災害特別警戒区域指定率=①/②</p> <p>①土砂災害特別警戒区域の指定を行った市町村数</p> <p>②土砂災害危険箇所が存在する市町村数(1,672市町村)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>現在の土砂災害特別警戒区域の指定状況は565市町村であり、10年間で実施率100%(1,672市町村)を目指す。平成24年度については、平成19年度以降指定の促進を図り約80%を目標とする。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	約20	約34
【外部要因】	<p>地元調整の状況等</p> <p>開発行為による新規の住宅地等の増大</p>									
【他の関係主体】	都道府県及び市町村									
【備考】										
【担当部局】	河川局砂防部砂防計画課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減										
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する										
【業績指標】	(79) 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(河川)									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										約10,000ha (平成19年度)	約8,000ha (平成24年度)
【指標の定義】	<p>ゼロメートル地帯等(注)において河川管理施設や海岸保全施設が大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積</p> <p>(注) 地盤面が海水面より低い地域 ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位(大潮時の平均的な満潮位)と定義しており、一般的な標高を表す海拔0m以上の土地も“ゼロメートル地帯等”に含む。</p>										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:ha										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	—	—	—	—	約13,000	約12,300	約11,700	約11,100	約10,500	約10,000	
【外部要因】	地元調整の状況等										
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体(事業主体)										
【備考】	着実に地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消させてきており、平成19年度末の目標値を達成した。今後も継続して取組を推進することから、目標値を見直す。(平成24年度に約8,000ha)										
【担当部局】	河川局砂防部海岸室、河川局治水課、河川局河川環境課										
【関係部局】	港湾局海岸・防災課										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(80) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		7% (平成19年度)					100% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%)</p> <p>ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/②</p> <p>①:洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数</p> <p>②:洪水ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数</p> <p>本指標は、洪水ハザードマップを災害発生時を想定し住民が避難行動等を実施する防災訓練等の実施の際に活用することにより、洪水ハザードマップの理解度の向上ならびに、住民の防災意識の向上を評価するのでもあり、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成24年度までに全国の大河川及び主要な中小河川(洪水予報河川、水位周知河川に指定または指定予定河川)の浸水想定区域に含まれている市町村における実施を目標とする。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	4	7
【外部要因】										
【他の関係主体】	<p>地方自治体(都道府県) (都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表)</p> <p>地方自治体(市町村) (ハザードマップ作成・防災訓練実施主体)</p>									
【備考】	<p>4半期毎にハザードマップ公表状況調査を実施する。</p> <p>ハザードマップを活用した防災訓練の実施状況を1回/年調査を実施する。</p>									
【担当部局】	河川局治水課河川保全企画室									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(81) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(土砂)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		16% (平成19年度)					100% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、ハザードマップを作成・公表し、かつハザードマップを活用した防災訓練を実施した市町村の割合(%)</p> <p>ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②</p> <p>①:対象市町村のうち、土砂災害ハザードマップを作成・公表済かつ防災訓練等を実施した市町村数 ②:土砂災害危険箇所を有する市町村数(1,672市町村)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	平成24年度までに土砂災害危険箇所が存在する対象全市町村(1,672市町村)における実施を目標とする。									
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16
【外部要因】	<p>地元調整の状況等 開発行為による新規の住宅地等の増大</p>									
【他の関係主体】	都道府県及び市町村									
【備考】										
【担当部局】	河川局砂防部砂防計画課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(82) 高度な防災情報基盤を整備した水系の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約40% (平成19年度)					約70% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>水害時における住民の適切な避難を促進するため、浸水想定区域やはん濫流の予測水深、想定流速、到達予測時刻などの浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の割合(%)</p> <p>高度な防災情報基盤を整備した水系の割合=①/② ①:浸水想定情報を時系列で図化して提供する体制を構築した水系の数 ②:全国の1級水系の数(109水系)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成20年3月時点で、43水系において動く浸水想定区域図をWeb上で情報提供している。また、はん濫水の予報を1水系で実施している。</p> <p>平成29年度までに1級水系全てにおいて実施することを目標とする。</p> <p>今後とも重点的、計画的に情報提供を行うこととし、平成24年度の目標値を約70%とする。</p> <p>※1級水系の数 109×70%=77水系</p>									
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	約25	約40
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	河川局河川計画課河川情報対策室									
【関係部局】	河川局治水課河川保全企画室、河川局防災課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(83) リアルタイム火山ハザードマップ整備率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0% (平成19年度)					50% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備した火山の割合(%)</p> <p>リアルタイム火山ハザードマップ整備率=①/② ①:火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを整備した火山 ②:火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>今後10年間に対象火山(29火山)で火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山ハザードマップを策定することを目標とする。平成24年度については50%を目標とする。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
【外部要因】	地元調整の状況等									
【他の関係主体】	都道府県及び市町村									
【備考】										
【担当部局】	河川局砂防部砂防計画課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減																		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する																		
【業績指標】	(84) 近年発生した床上浸水の被害戸数のうち未だ床上浸水の恐れがある戸数									業績目標									
										初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)				
										約14.8万戸 (平成19年度)					約7.3万戸 (平成24年度)				
【指標の定義】	過去10年間(平成9年度から平成18年度までの間)に床上浸水を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で、依然として床上浸水被害を受ける可能性のある家屋数																		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的には0を目指す。 当指標における目標値については、平成24年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>																		
【過去の実績値】(年度)	単位: 万戸																		
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19									
	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (約9.0)	— (約8.3)	— (約7.4)	— (約6.6)	— (約6.0)	約14.8 (約5.5)									
	()については、平成4年度～平成13年度の10年間に床上浸水被害を受けた家屋を対象とした前回の業績指標の実績値(平成19年度を目標年度)。																		
【外部要因】	地元の調整状況等																		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)																		
【備考】	<p>・当指標については、平成19年度が目標年度であり、目標値を達成したが、近年頻発する集中豪雨等を踏まえ、住民の生命・財産の保護の観点から早急な対策が必要なことから目標値を見直し、継続する。</p> <p>・指標の定義については、対象を平成9年度～平成18年度まで過去10年間の床上浸水被害とする。(従前:平成4年度～平成13年度)</p>																		
【担当部局】	河川局治水課、河川局河川環境課、都市・地域整備局下水道部下水道事業課																		
【関係部局】																			

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(85) 河川管理施設の長寿命化率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0% (平成19年度)					100% (平成24年度)			
【指標の定義】										
耐用年数をむかえる主な河川管理施設(ダム、堰、水門、排水機場、CCTVカメラ等)のうち劣化度診断等を実施し長寿命化が図られた施設の割合(%)										
河川管理施設の長寿命化率=①/②										
①:長寿命化が図られた施設数										
②:平成20年度～24年度の5年間に、設置から耐用年数をむかえる施設数										
本指標は、老朽化の進む河川管理施設について、適切に状態評価し効率的な修繕により施設の延命化を図った施設を評価するものであり、河川管理施設の致命的な損傷が回避され、水害等の被害防止、軽減およびライフサイクルコストの最小化に資するものである。										
【目標設定の考え方・根拠】										
これまで、耐用年数により更新していた施設を、平成20年度～24年度の間に耐用年数をむかえる主な河川管理施設の全施設に対して河川用ゲート・ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)等による劣化度診断を行い、部分改築や修繕を実施し、施設の延命化や最適な更新を行うことを目標とする。										
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度) 単位:%										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
毎年、長寿命化が図られた施設を調査										
【担当部局】	河川局治水課									
【関係部局】	総合政策局建設施工企画課、河川局河川環境課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(86) 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数(河川)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		3 (平成19年度)					190 (平成24年度)			
【指標の定義】	土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数									
【目標設定の考え方・根拠】	土砂移動に起因して問題の発生している溪流、河川、海岸において、問題解決に向けた事業の連携方針が策定可能と想定される水系における実現可能な対策数を設定している。									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
【外部要因】	河川、海岸の利用者等の利用状況									
【他の関係主体】	農林水産省(農村振興局、水産庁) 地方公共団体(事業主体)									
【備考】	河床低下や海岸汀線の後退など、人工構造物や人為的行為等による土砂移動の変化に起因する問題が生じていることから、関係機関との事業連携のための方針策定など各事業間の連携を図りつつ、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を実施する。									
【担当部局】	河川局砂防部保全課									
【関係部局】	河川局海岸室、港湾局海岸・防災課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(87) 河川の流量不足解消指数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約63% (平成19年度)					約72% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>河川の代表地点における良好な河川環境の維持等のために必要な目標流量に対して、不足している流量のうちダム等の貯留施設の完成により補給可能になった流量の割合を示す指数。流水の正常な機能の維持を目的としているダム等の建設がどの程度の割合で進んでいるかを示すことにより、ダム等による効果が適切に現れているかを分かり易く評価したもの。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成24年度までに完成するダム等により、下流河川への渇水時に補給可能な流量の積み上げ、将来目標値に対する充足率で評価。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	- (-)	- (-)	- (-)	- (54)	- (55)	- (56)	- (56)	- (59)	- (61)	約63 (約63)
()については、平成19年度を目標年度とする前回の業績指標の実績値。										
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	河川局治水課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(88) 建設機械等調達支援ネットワークに登録する民間団体等の数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		-					100 (平成24年度)			
【指標の定義】	本施策にて構築する被災地向け民間保有の建設機械等の全国的な調達支援ネットワークに登録する民間団体等の数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>迅速的確な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。そこで、全国の専門技術を有する民間団体や建設機械を保有する企業等と連携し、建設機械等の調達を支援する仕組み(建設機械等調達支援ネットワーク)を構築することで、全国各地で発生する多様な災害に対して迅速かつ的確に対応することが可能となり、効果的な災害復旧活動に繋がるものである。</p> <p>現況を勘案し、本格運用開始後の平成24年度までに本ネットワークに登録する民間団体・建設機械・専門技術者の数を100と設定した。</p> <p>なお実績値は、本ネットワークが平成21年度に構築されるため、平成22年度より計測可能となる。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:団体									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】	<p><主な施策の概要></p> <p>○災害における被災地の迅速的確な災害復旧を支援するため平常時から民間団体等と連携し、被災地の復旧に必要な建設機械等の調達を支援する仕組みを構築する。</p>									
【担当部局】	総合政策局建設施工企画課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(89) 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積					業績目標				
						初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						約11万ha (平成19年度)		約9万ha (平成24年度)		
【指標の定義】	各地区の海岸で発生すると想定される津波・高潮に対し、防護が不十分な海岸における背後地域の浸水想定面積									
【目標設定の考え方・根拠】	長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定									
【社会資本整備重点計画第2章フォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)	単位:ha									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	約15.0万	約13.4万	約12.9万	約12.4万	約12.0万	約11.5万
【外部要因】	宅地開発等による防護対象面積の増加									
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体(事業主体)									
【備考】	着実に津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を減少させてきており、津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積を着実に減少させたが、平成19年度の目標値を達成できなかった。今後も継続して取組を推進することから、目標値を見直す。(平成24年度に約9万ha)									
【担当部局】	河川局海岸室、港湾局海岸・防災課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減										
【施策目標】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する										
【業績指標】	(90) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(津波・高潮)									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										約6割 (平成19年度)	約8割 (平成24年度)
【指標の定義】	<p>対象市町村(注)のうち、ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(%) (注)津波については重要沿岸域を含む全市町村、高潮についてはゼロメートル地帯を含む全市町村</p> <p>ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(津波・高潮)=①/② ①:ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数 ②:対象市町村数</p>										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成29年度までに約10割達成することを目標値として設定</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章フォローアップ指標】</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:割										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	約6	
【外部要因】	地元調整の状況等										
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体(事業実施主体)										
【備考】	<p>ハザードマップの作成・公表 ハザードマップを活用した防災訓練等の実施</p>										
【担当部局】	河川局海岸室、港湾局海岸・防災課										
【関係部局】											

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(91) 地震時に河川、海岸堤防等の防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の面積(海岸)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)							
		約10,000ha (平成19年度)	約8,000ha (平成24年度)							
【指標の定義】	<p>ゼロメートル地帯等(注)において河川管理施設や海岸保全施設が大規模な地震に対する強度が不十分なため、浸水被害からの防護が不十分な地域の面積 (注)地盤面が海水面より低い地域 ここでは海水面の高さを朔望平均満潮位(大潮時の平均的な満潮位)と定義しており、一般的な標高を表す海拔0m以上の土地も“ゼロメートル地帯等”に含む。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章フォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:ha									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	約13,000	約12,300	約11,700	約11,100	約10,500	約10,000
【外部要因】	地元調整の状況等									
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体(事業主体)									
【備考】	<p>着実に地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消させてきており、平成19年度末の目標値を達成した。今後も継続して取組を推進することから、目標値を見直す。(平成24年度に約8,000ha)</p>									
【担当部局】	河川局海岸室、港湾局海岸・防災課									
【関係部局】	河川局治水課									

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減																		
【施策目標】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する																		
【業績指標】	(92) 老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合									業績目標									
										初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)				
										約5割 (平成19年度)					約6割 (平成24年度)				
【指標の定義】	<p>昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長の割合</p> <p>老朽化対策が実施されている海岸保全施設の割合=①/②</p> <p>①:昭和42年以前に設置された海岸保全施設のうち、所要の機能が確保されている海岸保全施設の延長</p> <p>②:昭和42年以前に設置された海岸保全施設の延長</p>																		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的には100%とすることを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章フォローアップ指標】</p>																		
【過去の実績値】(年度)	単位:割																		
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19									
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	約5									
【外部要因】	地元調整の状況等																		
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体(事業実施主体)																		
【備考】	海岸保全施設の老朽度や機能の健全性を適切に把握し、計画的な維持・更新を行うことにより、施設の機能を所要の水準に確保するための取組を推進																		
【担当部局】	河川局海岸室、港湾局海岸・防災課																		
【関係部局】																			

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減									
【施策目標】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する									
【業績指標】	(93) 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									約20% (平成19年度)	約17% (平成24年度)
【指標の定義】	<p>侵食対策が必要な延長のうち海岸保全施設の整備が完了していない延長の割合(%)</p> <p>侵食海岸において、現状の汀線防護が完了していない割合=①/② ①:侵食海岸の汀線防護が完了している延長(最終目標)－侵食海岸の汀線防護が完了している延長(各年値) ②:侵食海岸の汀線防護が完了している延長(最終目標)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	長期的にゼロを目指すことを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	約24	約23	約22	約21	約20	約20
【外部要因】	地元調整の状況等									
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体(事業実施主体)									
【備考】	突堤・離岸堤、ヘッドランド等の構造物による沿岸漂砂の制御、養浜、サンドバイパス、サンドリサイクル等の養浜工を推進									
【担当部局】	河川局海岸室、港湾局海岸・防災課									
【関係部局】										

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減										
【施策目標】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する										
【業績指標】	(94) 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数(海岸)									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										3 (平成19年度)	190 (平成24年度)
【指標の定義】	土砂の流れに支障があり問題が発生している溪流、河川、海岸において、総合的な土砂管理に基づき、土砂の流れを改善することに資する事業に着手した数										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・全国の海岸で実施されている、土砂の流れを改善することに資する事業の合計値であり、「平成19年度までに既に開始されている事業」及び「平成20年度から24年度までに開始が予定されている事業」を計上している。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章フォローアップ指標】</p>										
【過去の実績値】(年度)	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
【外部要因】	地元調整の状況等										
【他の関係主体】	農林水産省、地方公共団体(事業実施主体)										
【備考】	技術開発を推進するとともに、関係機関との事業連携のための方針など各事業間の連携を図りつつ、山地から海岸までの一環した総合的な土砂管理に取り組む。										
【担当部局】	河川局海岸室、港湾局海岸・防災課										
【関係部局】	河川局砂防部保全課										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保										
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する										
【業績指標】	(95) 公共交通等の安全に関する調査研究結果を提供するホームページへのアクセス件数									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										2,240件 (平成19年度)	1,000件 (平成20年度)
【指標の定義】	公表後一ヶ月間における該当ページへのアクセス件数										
【目標設定の考え方・根拠】	報告書等をホームページにおいて公表し、アクセス件数を把握することにより、成果の活用を図るための指標とする。										
【過去の実績値】(年度)	単位:件										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2240	
【外部要因】											
【他の関係主体】											
【備考】	<p>該当ページは20年度の報告書等掲載時に開設。 なお、従前設定していた目標年度に達したため、目標年度の更新を行った。</p>										
【担当部局】	総合政策局総務課交通安全対策室										
【関係部局】											

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(96) 遮断機のない踏切道数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		4,939箇所 (平成17年度)					4,000箇所 (平成22年度)			
【指標の定義】	<p>「遮断機のない踏切道数」とは、第3種(遮断機はないが踏切警報機が設置されているもの)及び第4種(遮断機及び踏切警報機が設置されていないもの)踏切道数のことをいう。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成13年度から平成17年度までの5箇年で除去された「遮断機のない踏切道数」をもとに、平成22年度末までの目標を設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:箇所									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						5356	5164	4939	4764	4520
【外部要因】	既存路線の廃止									
【他の関係主体】	鉄道事業者・地方公共団体									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局施設課									
【関係部局】										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(97) 地下鉄道の火災対策基準を満たす地下駅の割合		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			61% (平成15年度)				100% (平成20年度)			
【指標の定義】	<p>全地下駅のうち、「地下鉄道の火災対策基準(昭和50年制定)(注)」を満たす火災対策設備の整備がなされている駅の割合。</p> <p>(注:地下駅等において地上への異なる2以上の避難経路の設置、ホーム・コンコース等における排煙設備の設置等を定めている基準)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成15年度に「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省令の整備等に関する省令」を改正し、「地下鉄道の火災対策基準」を満たしていない地下駅等の火災対策設備については、平成20年度末までに同基準を満たすよう整備を義務づけており、これにより目標を設定している。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						61	66	72	75	84
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	鉄道事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局施設課									
【関係部局】										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(98) 主要な鉄道駅で耐震化が未実施である 駅数								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									253駅 (平成18年度)	0駅 (平成22年度)
【指標の定義】	<p>主要な鉄道駅とは、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する、1日あたりの乗降人員が1万人以上の在来線駅のことをいう。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成17年7月の防災基本計画の提言を踏まえ、主要な鉄道駅について、平成22年度末を目途に耐震化を図ることを目標としている。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位: 駅									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
								275	253	195
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	鉄道事業者、第3セクター(駅の改良整備・保有を業務とする)									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局施設課									
【関係部局】										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(99) 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		171箇所 (平成18年度)					186箇所 (平成23年度)			
【指標の定義】	天然自然現象等によって風化した土砂等が崩壊、落下すること、又は、海水等の侵入若しくは海水等による浸食等により、民生の安定が崩壊され、かつ、会社の鉄道施設が被害を受けることを防止するために平成19年度以降5箇年間に於ける防災工事の箇所数をいう。									
【目標設定の考え方・根拠】	平成19年度から平成23年度までの5箇年のうちに整備が必要である箇所数を目標値として設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:箇所									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
					29	38	35	29	40	33
【外部要因】	鉄道沿線の自然環境、社会環境の変化									
【他の関係主体】	鉄道事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局施設課									
【関係部局】										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(100) 地方鉄道事業者のうち、「総合安全対策計画」を策定し、計画的に実行しているものの割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)							
		—	70% (平成24年度)							
【指標の定義】	<p>経営基盤の脆弱な鉄道事業者が老朽化した施設を補強・改良するなど、安全性の向上等を図るために策定する「総合安全対策計画」を策定し、これを計画的に実行している鉄道事業者の割合</p> <p>分母: 毎年度末に運行している地方鉄道事業者数 98社(19年度末) 分子: 毎年度末に運行している地方鉄道事業者のうち、総合安全対策計画を策定して、計画的に実行している事業者数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>鉄道においては、開業後70年以上を経過した路線が多数存在しており、特に地方鉄道においては、経営基盤が脆弱な事業者も多く、施設の適切な補強・改良が進んでいないことが懸念される。このため、これら施設の補強・改良などを促進し、安全性の向上等を図るために策定する総合安全対策計画の策定の助言・指導を行い、着実に安全対策を実行させることを目指す。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位: %									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	鉄道事業者、地方公共団体									
【備考】	地方鉄道の老朽化した橋りょう、トンネル等の施設の補強・改良などの安全対策に対して支援を行う。									
【担当部局】	鉄道局施設課									
【関係部局】										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(101) 鉄道運転事故による乗客の死亡者数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0人 (平成18年度)					0人 (平成19年度以降 毎年度)			
【指標の定義】	<p>鉄道運転事故による乗客の死亡者数。 ※鉄道運転事故とは、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故及び鉄道物損事故をいう。(なお、軌道の運転事故は、鉄道運転事故と同様に定義する。)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>第8次交通安全基本計画に掲げた鉄道運転事故による乗客の死者数ゼロを目標とする。 また、同時に、鉄道運転事故件数の減少を目指す。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
				0	0	0	0	111	0	0
【外部要因】	地震・突風等の自然災害									
【他の関係主体】	鉄道事業者(事業主体)									
【備考】	第8次交通安全基本計画(平成18年・中央交通安全対策会議において策定)に基づき、運転保安設備の整備、鉄道の地震対策の強化、鉄道事業者に対する保安監査等の実施等を図る。									
【担当部局】	鉄道局安全監理官									
【関係部局】	大臣官房運輸安全監理官 鉄道局技術企画課 鉄道局施設課 運輸安全委員会事務局総務課									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(102) 事業用自動車による交通事故死者数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		740人 (平成17年)					592人 (平成22年)			
【指標の定義】	事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数。これにより、運行管理制度の徹底・改善、監査・処分の強化及び運輸安全マネジメントの導入徹底等の事後チェック行政の効果を的確に把握することが可能である。									
【目標設定の考え方・根拠】	「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月中央交通安全対策会議決定)において、平成22年の交通事故死者数5,500人以下を目標としており、平成17年の交通事故死者数は6,871人であり、目標値は20%の削減に相当することから、高止まり傾向にある事業用自動車の交通事故死者数も同様の削減目標を示したものの。									
【過去の実績値】(暦年)	単位:人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	834	820	858	794	781	778	731	740	656	610
【外部要因】	交通量、事業者数、車両台数									
【他の関係主体】	警察庁(事故・違反通報)、厚生労働省(労基通報)									
【備考】										
【担当部局】	自動車交通局安全政策課									
【関係部局】	大臣官房運輸安全監理官 自動車交通局旅客課 自動車交通局貨物課									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(103) 商船の海難船舶隻数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		518隻 (平成18年)					466隻以下 (平成23年)			
【指標の定義】	海難が発生した旅客船、貨物船及びタンカーの船舶隻数の合計									
【目標設定の考え方・根拠】	過去10年間の商船の海難船舶隻数の推移を見ると、全体としては減少傾向にあるものの、近年はほぼ横ばいで推移している。これを再び減少傾向に向かわせることを狙いとして、平成23年までの5年間で平成18年比で商船の海難船舶隻数を1割以上減らすことを目標とする。									
【過去の実績値】(暦年)	単位:隻									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	528	481	513	504	559	526	571	520	518	562
【外部要因】	海上交通量の変化、台風や津波等に伴う海難									
【他の関係主体】	なし									
【備考】	海上交通の安全を確保するために必要な施策の推進									
【担当部局】	海事局安全・環境政策課									
【関係部局】	大臣官房運輸安全監理官 運輸安全委員会事務局総務課									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(104) 船員災害発生率(千人率)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		11.8% (H18年度)					9.3% (H24年度)			
【指標の定義】	<p>毎年4月1日より翌年3月31日までの間に発生した災害(転倒、船舶の機器によりはさまれる等の事故、海難、海中転落等)により死亡・行方不明又は3日以上休業した船員の船員千人あたりの率</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成20年度から平成24年度までの5年間に死傷災害の発生率(年間千人率)を平成18年度に比べ21%減少させる。 ① 全国平均の災害発生率を上回っている地域(地方運輸局単位)においては、全国平均まで減少させるとともに、さらに発生率を5%減少させることを努力目標とした。 ② 全国平均の災害発生率を上回っている地域においては、発生率を10%減少させることを努力目標とした。 ③ ①及び②の考え方にに基づき平成15～17年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:‰									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	16.5‰	17.3‰	15.6‰	15.0‰	13.2‰	12.5‰	11.9‰	11.3‰	11.8‰	11.3‰
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・海運業、漁業の置かれている経済状況、船員の労働条件(労働時間等) ・船舶及び陸上作業機器・設備の構造に係る問題 ・海上及び港における救急・救護体制 									
【他の関係主体】										
【備考】	<p>当該業績指標は、平成19年度をもって目標年度に到達したが、引き続き、第9次船員災害防止基本計画と併せて死傷災害の発生率を減少させることを目標とする。</p>									
【担当部局】	海事局運航労務課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(105) 小型船舶の安全拠点の数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		15箇所 (平成18年度)					40箇所 (平成21年度)			
【指標の定義】	地域の海の安全拠点として海難事故等発生の際の救難機能の補助や地域の海上の安全に関する情報等の発信機能を有する拠点の数									
【目標設定の考え方・根拠】	舟艇利用者の安全航行を確保するため、マリンレジャーや地域活性化の拠点として機能しているマリーナや港湾施設等の振興を図り、これらを母体とした地域の海における救難機能等を備えた安全拠点の設置を推進する。									
【過去の実績値】(年度)	単位:箇所									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
									15	30
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	自治体									
【備考】	安全な舟艇利用振興のための施策の推進 ○「舟艇」とは、主としてレクリエーション目的に使用する小型船舶等 ○「安全拠点」とは、救難補助機能や安全情報発信機能を有するマリーナや港湾施設等									
【担当部局】	海事局船舶産業課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(106) 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0件 (H14年度)					0件 (H16年度以降 毎年度)			
【指標の定義】	国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロの発生件数。									
【目標設定の考え方・根拠】	国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とする。 また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
					0	0	0	0	0	0
【外部要因】	・治安情勢の変動									
【他の関係主体】	・警察庁(警備業法に基づく空港保安警備1級及び2級の指定講習を空港保安検査員に実施している(財)空港保安事業センター(公益法人)を共管。)									
【備考】										
【担当部局】	航空局監理部航空安全推進課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する									
【業績指標】	(107) 国内航空における航空事故発生件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		13.6件 (H15～19年の平均)					12.2件 (H20～24年の平均)			
【指標の定義】	国内航空における大型飛行機、小型飛行機及びヘリコプターの航空事故(航空法第76条に定める事故)の年間発生件数(5年間の平均)。									
【目標設定の考え方・根拠】	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数(平成20年～24年の5ヵ年平均値)を現況値(平成15年～19年の5ヵ年平均値)の約1割減とすることを目標とする。 また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。									
【過去の実績値】(暦年)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						16.6	17.2	16.6	15.4	13.6
【外部要因】	気象条件									
【他の関係主体】	なし									
【備考】	国内航空事故件数は、各年毎に変更はあるものの着実に減少してきており、5年間で1割減という目標を達成した。しかし、長期的にもできる限り着実に航空事故件数を縮減していくことが必要である。新たな目標値を設定し、今後も引き続き航空安全性向上に関する諸施策を着実に実施し、航空事故の着実な縮減を目指す。									
【担当部局】	航空局技術部運航課									
【関係部局】	大臣官房運輸安全監理官、航空局技術部航空機安全課、航空局技術部乗員課、航空局管制保安部保安企画課、運輸安全委員会事務局総務課									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する									
【業績指標】	(108) 全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		28% (平成19年度)					概ね100% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>全国の道路橋(約17万橋)について、長寿命化修繕計画(※)を策定している割合</p> <p>長寿命化修繕計画策定率=全国の15m以上の道路橋のうち寿命化修繕計画を策定している橋梁箇所数(※2) ÷全国の15m以上の橋梁箇所数(※2)</p> <p>※ 長寿命化修繕計画とは、点検に基づき、必要な修繕・架替えの時期等を定めた計画 ※2 橋梁箇所数とは、上下線が別々の場合は、それぞれ1箇所として勘定した数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>予防保全への転換に向け、5ヶ年後の平成24年度末までに全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
										28
【外部要因】	該当無し									
【他の関係主体】	該当無し									
【備考】	<p>新規 長寿命化修繕計画策定事業費補助制度等を活用し、H24年度までに概ね全ての橋梁で長寿命化修繕計画を策定することを目標とする。</p>									
【担当部局】	道路局 国道・防災課 道路保全企画室									
【関係部局】										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する									
【業績指標】	(109) 道路交通における死傷事故率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約109件/億台キロ (平成19年)					約1割削減 (約100件/億台キロ) (平成24年)			
【指標の定義】	<p>自動車走行台キロ当たりの死傷事故件数(1件/億台キロとは、例えば1万台の自動車が1万キロ走行した場合、平均1件の死傷事故が発生することを意味する。)</p> <p>道路交通における死傷事故率＝死傷事故件数 ÷ 自動車走行台キロ</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>死傷事故率を過去の欧米と同程度のペース(5年で約1割)で削減することを目指すこととし、5年後のH24年末までに、H19年値に対して死傷事故率を約1割削減することを目標とする。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:件/億台キロ									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	108	111	120	120	118	120	122	122	116	109
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量の変動 ・交通安全思想の普及 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁 									
【備考】	<p>目標値見直し 平成19年に目標年が到来したため、目標年を平成24年に見直し。 目標値は、社会資本整備重点計画(平成14年度～19年度)(2章)の指標「道路交通における死傷事故率」を踏襲。</p>									
【担当部局】	道路局 地方道・環境課 道路交通安全対策室									
【関係部局】										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する									
【業績指標】	(110) あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		-			約2割抑止 (平成24年)					
【指標の定義】										
あんしん歩行エリア(※)のうち、交通事故対策が実施された地区において抑止される歩行者・自転車死傷事故件数										
$\text{あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故抑止率} = \frac{\text{(対策前の歩行者・自転車死傷事故件数)} - \text{(対策後の歩行者・自転車死傷事故件数)}}{\text{対策前の歩行者・自転車死傷事故件数}}$										
<p>※あんしん歩行エリア： 歩行者・自転車死傷事故発生割合が高く、面的な事故抑止対策を実施すべき地区であり、市区町村が主体的に対策を実施する地区について、警察庁と国土交通省が指定するもの。(平成20年度に新たに指定予定)</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
旧社会資本整備重点計画の計画期間(平成14年～平成19年)におけるDID地区での歩行者・自転車事故件数は約1割減少したことを踏まえ、DID地区にあり、公安委員会と道路管理者が連携して特に重点的に交通事故対策を実施する地区であるところのあんしん歩行エリアについては、平成20年度にエリアを新たに指定して、その2倍のペースで歩行者・自転車事故件数を抑止することを目指すこととする。										
【過去の実績値】(暦年)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
【外部要因】										
<ul style="list-style-type: none"> ・交通量の変動 ・交通安全思想の普及 										
【他の関係主体】										
<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁 										
【備考】										
<p>目標見直し 平成19年に目標年が到来したため、目標年を平成24年に見直し。 社会資本整備重点計画(平成14年度～19年度)(3章)の指標「あんしん歩行エリア内の歩行者・自転車死傷事故の抑止率」について、目標値を見直し。</p>										
【担当部局】	道路局 地方道・環境課 道路交通安全対策室									
【関係部局】										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する									
【業績指標】	(111) 事故危険箇所の死傷事故抑止率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)				
		—				約3割抑止 (平成24年)				
【指標の定義】	<p>事故危険箇所(※)のうち、交通事故対策が実施された箇所において抑止される死傷事故件数の割合</p> <p>事故危険箇所の死傷事故抑止率＝ $\frac{((\text{対策前の死傷事故件数}) - (\text{対策後の死傷事故件数}))}{\text{対策前の死傷事故件数}}$</p> <p>※事故危険箇所： 事故の発生割合の高い区間のうち、特に重点的に対策を実施すべき箇所として警察庁と国土交通省が指定するもの。(平成20年度に新たに指定予定)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>社会資本整備重点計画(平成14年度～19年度)における事故危険箇所対策では、事故抑止率約3割の目標を概ね達成していることから、平成20年度に箇所を新たに指定して、引き続き本対策を実施することとし、その目標値についても前回同様に約3割抑止とする。</p>									
【過去の実績値】(暦年)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量の変動 ・交通安全思想の普及 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁 									
【備考】	<p>目標値見直し 平成19年に目標年が到来したため、目標年を平成24年に見直し。 目標値は、社会資本整備重点計画(平成14年度～19年度)(3章)の指標「事故危険箇所における死傷事故抑止率」を踏襲。</p>									
【担当部局】	道路局 地方道・環境課 道路交通安全対策室									
【関係部局】										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	16 住宅・建築物の安全性の確保を図る									
【業績指標】	(112) 完了検査率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		76% (平成17年度)					100% (平成22年度)			
【指標の定義】	建築基準法に基づく建築物等の完了検査率(A/B) ※A:建築物等の完了検査件数 B:建築物等の確認件数									
【目標設定の考え方・根拠】	住宅・建築物の安全性の確保を図るためには、建築基準法に基づく完了検査を工事が完了した建築物等が全て完了検査を受検することが必要である。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	38	46	57	64	68	71	73	76	79	88
【外部要因】	検査を行う建築主事等の人数									
【他の関係主体】	・特定行政庁(建築確認、検査事務の実施) ・指定確認検査機関(確認検査の実施)									
【備考】										
【担当部局】	住宅局建築指導課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	16 住宅・建築物の安全性の確保を図る									
【業績指標】	(113) 特定行政庁・指定確認検査機関における建築主事・確認検査員数		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			3,400人 (平成18年4月1日現在)				5,000人 (平成22年度)			
【指標の定義】	建築基準法に基づく建築物等の確認、検査を行うために建築基準適合判定資格者として登録を受けた者のうちから任命等される建築主事、確認検査員数									
【目標設定の考え方・根拠】	住宅・建築物の安全性の確保を図るためには、建築基準法に基づく建築物等の確認、検査を適正に行うことが必要である。そのためには建築確認等を行う建築主事等の人数を確保しておく必要がある。									
【過去の実績値】(年度)	単位:人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	1866	2066	2167	2396	2576	2774	3010	3180	3400	3600
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準適合判定資格者検定による合格者数の多寡 ・建築物等の新築等に伴う建築確認、検査の需要 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・特定行政庁(建築確認、検査事務の実施、建築主事の任命を行う) ・指定確認検査機関(確認検査の実施、確認検査員の採用、選任を行う) 									
【備考】										
【担当部局】	住宅局建築指導課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保										
【施策目標】	17 自動車事故の被害者の救済を図る										
【業績指標】	(114) 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										16,264件 (平成18年度)	20,491件 (平成23年度)
【指標の定義】	自動車事故の被害者であって、常に介護の必要な重度後遺障害者及びその家族の負担軽減のために、独立行政法人自動車事故対策機構において支給している介護料の毎年度末における支給件数。										
【目標設定の考え方・根拠】	介護料支給実績及びその伸び率を勘案し、目標値を設定した。										
【過去の実績値】(年度)	単位:件										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
					10,160	12,826	14,571	15,597	16,264	16,732	
【外部要因】	交通事故発生件数、介護保険等の介護関係給付制度の動向										
【他の関係主体】	独立行政法人自動車事故対策機構										
【備考】	(主な施策) ○独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料の支給 自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給										
【担当部局】	自動車交通局保障課										
【関係部局】	該当なし										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	18 自動車の安全性を高める									
【業績指標】	(115) 車両対車両衝突事故における死亡事故率(正面衝突)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		3.1% (平成17年)					3.0% (平成22年)			
【指標の定義】	正面衝突時における死亡事故率									
【目標設定の考え方・根拠】	前面衝突時の車両の被害軽減対策により、車両対車両の衝突事故における死亡事故件数(正面衝突)が3%程度に減少すると見込まれるものとして設定したもの									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	3.6	3.4	3.2	3.1	3.2	3.1	2.9	3
【外部要因】	救助・救急体制の整備									
【他の関係主体】	該当なし									
【備考】										
【担当部局】	自動車交通局技術安全部技術企画課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する									
【業績指標】	(116) 海難の再発防止へ向けた勧告・提言の件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		1. 2件 (平成14～18年の平均)					5. 0件 (平成19～23年の平均)			
【指標の定義】	海難審判による勧告のうち船舶の乗組員以外に対して行われた勧告の件数と高等海難審判庁が関係行政機関の長に対して行った提言の件数との合計件数の5年間における平均値									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>船舶交通の安全確保にあたっては、海難審判による海難原因究明の結果その他海難審判庁が所掌事務を通じて得た知見等を各方面における海難防止対策等に適切に反映にさせていくことが重要であり、実効性ある海難防止対策の効率的な実施に向け、特に、海難の背景要因となる陸上の安全管理体制や関係行政機関の施策等について積極的な勧告・提言を行うことが期待されている。</p> <p>船舶の乗組員以外に対して行った勧告件数の5年間の平均値は、平成17年まで1件以下で推移してきたが、これに平成18年4月からの新たな制度である関係行政機関への提言の件数を加え、5年間の平均値を5. 0件以上とすることを目標とする。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	0. 6※ (2)	0. 6※ (0)	0. 8※ (1)	0. 6※ (0)	1. 2※ (3)	1. 8※ (5)
	()は単年の件数 ※参考値(勧告件数のみの年を含む平均値)									
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	なし									
【備考】	(勧告)海難審判庁による海難審判の結果、海技士、小型船舶操縦士及び水先人以外の者で海難の原因に関係のあるもの(船舶所有者、船舶管理会社、造船会社、外国人等)に対して行われる、海難審判法第4条第3項に基づく勧告(提言)高等海難審判庁が、その所掌事務の遂行を通じて得られた海難の発生の防止のために講ずべき施策について、海難審判法第63条の2に基づき関係行政機関の長に対して述べる意見。									
【担当部局】	運輸安全委員会事務局総務課(旧高等海難審判庁総務課)									
【関係部局】	なし									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する									
【業績指標】	(117) 薬物・銃器密輸事犯の摘発件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		15.6件 (平成13年～平成17年の平均)					22.0件 (平成18年～平成22年の平均)			
【指標の定義】	当該年を含む過去5年間における薬物・銃器密輸事犯の摘発件数(海上保安庁関与分)の平均値									
【目標設定の考え方・根拠】	過去10年間における指標の最高値は平成11年の22.2件であり、初期値である平成17年の指標は15.6件である。平成18年の摘発件数は、過去の指標の最高値とほぼ同数の22件であったものの、近年の犯罪組織の複雑化、広域化、犯罪手口の巧妙化等により、薬物・銃器事犯の摘発は今後も益々困難になるものと考えられる。しかしながら、この種の水際対策は、我が国の治安対策上、極めて重要であることを考慮し、当面の業績指標の目標値を過去最高値の指標とほぼ同数の22.0件とする。									
【過去の実績値】(暦年)	単位:件数									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	20.2 (16)	22.2 (30)	20.6 (16)	18.0 (15)	19.0 (18)	19.2 (17)	17.0 (19)	15.6 (9)	17.0 (22)	19.6 (31)
	()内は、単年の摘発件数									
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	財務省、警察庁、厚生労働省、法務省									
【備考】	なし									
【担当部局】	海上保安庁警備救難部国際刑事課									
【関係部局】	海上保安庁警備救難部管理課									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保										
【施策目標】	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する										
【業績指標】	(118) 海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										0件 (平成14年度)	0件 (毎年度)
【指標の定義】	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>海上テロをめぐる国際的な情勢は、船舶に対する爆発火災テロや石油ターミナルに対する連続自爆テロが発生するなど依然として厳しい状況にある。</p> <p>一方我が国沿岸部では、石油備蓄基地、LNG基地、原子力発電所等の重要インフラや旅客ターミナル、海水浴場等の多数集客施設が集中しているなど、ひとたびテロが発生すると非常に大きな被害が生じるおそれがある地域が幾多も存在する。</p> <p>テロによる被害は、的確な予防措置を講じるとともに万が一発生した場合においても適切に対処することにより、抑止し又は軽減することが可能である。</p> <p>このため、海上保安庁においては、巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、不審船・工作船対策、警乗(※)、旅客ターミナルの警戒等のテロ対策を徹底することにより、海上テロによる被害を発生させないことを目指す。</p> <p>※警乗・・・海上保安官が、旅客船等におけるテロ行為等を未然に防止し、旅客及び乗員の安全を確保することなどを目的として旅客船等へ乗船すること。</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:件										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
【外部要因】	内外の治安情勢										
【他の関係主体】	警察庁、財務省、法務省、防衛省、各地方自治体、海事関係者										
【備考】	なし										
【担当部局】	海上保安庁警備救難部警備課										
【関係部局】	海上保安庁警備救難部管理課										

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する									
【業績指標】	(119) 海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			276人 (平成17年)				220人 (平成22年)			
【指標の定義】	海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者とは、衝突・転覆等の海難に伴う死者・行方不明者及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者の総数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>過去のデータを用いて回帰分析を行うと、従来からの施策が継続された場合、平成22年は、死者・行方不明者が281人と試算される。さらに、救命胴衣の着用率の向上、海難救助体制の強化による海難及び船舶からの海中転落者を救助するまでに要する時間の短縮等により約60人低減させることとし、平成22年までに死者・行方不明者数を220人以下とすることを目標とする。</p> <p>また、平成18年3月14日に閣議決定された第八次交通安全基本計画において、平成22年までに年間の海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数を220人以下とすることが目標に掲げられている。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	305	315	331	320	321	298	317	276	274	225
【外部要因】	小型船舶隻数の増減、台風に伴う海難及び外国船の海難による死者・行方不明者数の増減									
【他の関係主体】	なし									
【備考】	なし									
【担当部局】	海上保安庁警備救難部救難課									
【関係部局】	海上保安庁警備救難部管理課、海事局安全基準課、海技資格課									

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保									
【施策目標】	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する									
【業績指標】	(120) ぶくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0件 (平成14年度)					0件 (毎年度)			
【指標の定義】	ぶくそう海域において、一般船舶(全長50m以上)が通常航行する航路を閉塞又は閉塞するおそれがある海難であつて、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数 ※ぶくそう海域:東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港(海上交通安全法又は港則法適用海域に限る。)									
【目標設定の考え方・根拠】	過去の実績として、平成9年に東京湾でダイヤモンドグレース号の事故が発生して以来ぶくそう海域における大規模海難は発生しておらず、毎年度発生数0件を目標とする。 【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【外部要因】	・マリンレジャーの進展等による海域利用の複雑化 ・沿岸部の埋立等大規模プロジェクトの進展による可航水域の減少、航行形態の変化									
【他の関係主体】	なし									
【備考】										
【担当部局】	海上保安庁交通部企画課									
【関係部局】	港湾局計画課、海上保安庁交通部安全課、計画運用課、整備課、海難審判所総務課(旧高等海難審判所総務課)									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(121) 内航貨物船共有建造量	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		20,526G/T (平成18年度)					23,000G/T (平成23年度の過去5ヶ年平均)			
【指標の定義】	鉄道・運輸機構におけるスーパーエコシップ(SES)を含めた内航貨物船共有建造量									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>鉄道・運輸機構においては、環境に優しく経済的な次世代内航船スーパーエコシップ(SES)をはじめとする効率的な内航貨物船の整備を行っているところであり、老朽化が進む内航船舶について、共有建造制度を通じて良質な船舶への代替を促進することは、効率的で安定した国内海上物流の整備に大いに資するものであることから、鉄道・運輸機構における内航船舶の共有建造量の十分な確保という目標設定が有効である。</p> <p>指標は、鉄道・運輸機構発足以降の建造量の実態を踏まえ、過去3ヶ年(平成16年度から～平成18年度)の平均値の約3割増を目標とする。</p>									
【過去の実績値】	単位:総トン(進水ベース)									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	27,091	85,200	87,270	49,978	53,057	72,676	14,981	19,242	20,526	23,794
【外部要因】										
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)									
【備考】	船舶共有建造制度について鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度を通じて、政策的意義の高い良質な船舶への代替建造を促進することにより、物流効率化の促進、地球環境問題に対応したモーダルシフト船の建造促進等、国内海上物流の整備に資する。									
【担当部局】	海事局総務課財務企画室									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(122) 国際船舶の隻数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		85隻 (平成18年度)					約150隻 (平成23年度)			
【指標の定義】	海上運送法第44条の2に定める船舶の隻数をいう。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>国際船舶に関する課税の特例(登録免許税・固定資産税の軽減)の継続に加え、平成20年度に導入されたトン数標準税制による効果(日本籍船の増加)と相俟って、その中で、日本籍船の太宗を占める国際船舶※について、国際船舶制度創設当時の隻数(144隻)程度に回復させることとし、目標を約150隻(約2倍程度)とした。</p> <p>※平成19年央の日本籍船92隻のうち、84隻が国際船舶。</p>									
【過去の実績値】	単位:隻(年央)									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	131	124	112	98	96	95	91	87	85	84
【外部要因】	-									
【他の関係主体】	外航海運事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	海事局外航課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(123) 我が国商船隊の輸送比率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		6% (平成17年度)					6% (平成23年度)			
【指標の定義】	世界の海上荷動量における我が国商船隊による輸送量の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>外航海運発展の環境整備や海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、過去5年間の我が国商船隊※の輸送比率である概ね6%を元に、引き続きその輸送比率を6%とすることを目指す。</p> <p>※我が国商船隊:我が国国外航海運企業が運航する2,000総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業(自らが設立した外国現地法人を含む。)から用船(チャーター)した外国籍船も合わせた概念。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	6	6	6	6	6	6	6
【外部要因】	治安情勢の変動、資源の枯渇、国際経済情勢の変化									
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)									
【備考】	外航海運発展の環境整備や海上輸送の安全確保等の推進									
【担当部局】	海事局外航課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(124) マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0件 (平成18年度)					0件 (平成18年度以降 毎年度)			
【指標の定義】	マラッカ・シンガポール海峡に設定された分離通行帯(TSS)を閉塞するような海難の発生数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ・シンガポール海峡は、世界有数の船舶通航量を誇る海上交通の要衝であるとともに、浅瀬、暗礁等が点在していることから、航海の難所と言われている。</p> <p>また、我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であるマシ海峡においてTSSを閉塞するような大規模海難が発生した場合、大型タンカー(VLCC)などは航路整備がなされていない迂回ルートの通航を強いられるとともに、航路延長による燃料費増大だけでも1,000万円以上となることから、我が国経済への影響は計り知れない。</p> <p>これまで、海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、約40年にわたり航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力(147億円)を行ってきたところであるが、アジアの経済発展に伴い日本関係船舶以外の通航が増加し、また同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されることから、海上交通の安全確保を推進するため、利用国と沿岸国の協力による新たな枠組みとして「協力メカニズム」が創設された。</p> <p>このようなことから、我が国としては、「協力メカニズム」の下で、沿岸国、IMOや他の利用国と協力し、同海峡の航行安全・環境保全等に関する国際協力を推進し、マラッカ・シンガポール海峡の安全確保に取り組むこととしている。</p> <p>なお、国連海洋法条約では「国際海峡の航行安全と海洋汚染防止について、利用国と沿岸国の協力」が求められ、また先日成立した海洋基本法では「海上輸送の安全確保のほか、国際的連携の確保、国際協力の推進」が求められるとともに、海洋基本計画においても「協力メカニズム」に参加し、協力を推進することが求められている。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
					0	0	0	0	0	0
【外部要因】	治安情勢の変動									
【他の関係主体】	外務省、(財)マラッカ海峡協議会									
【備考】	マラッカ・シンガポール海峡の安全確保に関する国際協力の推進									
【担当部局】	海事局外航課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(125) 我が国商船隊における外航日本船舶数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		92隻 (平成19年度)					約180隻 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>「我が国商船隊における外航日本船舶数」 :外航海運に従事する日本船舶の数</p> <p>指標の考え方: 四面環海で資源の乏しい我が国において、貿易量の99.7%を担う外航海運は、我が国経済、国民生活を支える上で大きな役割を担っている。 しかしながら、世界単一市場における国際競争が激化する中、プラザ合意後の急速な円高等によるコスト競争力の喪失から、安定的な国際海上輸送の核となるべき外航日本船舶は最も多かった1,580隻(昭和47年)から95隻(平成18年)へ、外航日本人船員は約57,000人(昭和49年)から約2,600人(平成18年)へと極端に減少し、極めて憂慮すべき事態となっている。 こうした海運業界の現況と海洋基本法の施行を受け、安定的な国際海上輸送の確保を図るため、船腹量ベースで全世界の約6割の船舶が適用対象となっているトン数標準税制を導入し、本邦外航海運事業者の国際競争条件の均衡化を図ることに加え、外航日本船舶及び外航日本人船員の計画的増加を図ることとする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成19年12月の交通政策審議会海事分科会において、非常時等において、一定規模の国民生活・経済活動水準を維持する輸入貨物量をすべて日本籍船で輸送し、当該日本籍船の船舶職員を全員日本人船員で配乗するものとして試算すると、「最低限必要な日本籍船は約450隻となり、これらの日本籍船を運航するのに必要な日本人船員は約5,500人となる」との答申を頂いているところである。 一方、「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針(以下「基本方針」)」において、外航日本船舶・外航日本人船員の現状規模を踏まえると、これらの必要規模を短期間で達成することは困難であることから、まずは当面の目標を設定し、トン数標準税制の導入と海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画(以下「計画」)の認定制度の着実な実施により、その達成を目指すことが適切であるとされている。 当該基本方針では、外航日本船舶・外航日本人船員の確保に係る当面の具体的な目標は、当該船舶の隻数を平成20年度からの5年間で2倍に、外航日本人船員の人数を10年間で1.5倍に増加させることを目標とする旨、定められている。 上記目標を担保するため、トン数標準税制の適用を受けるために必要な計画の認定基準の一つとして、外航日本船舶の隻数について、「5年間の計画期間内に2倍以上に増加させる計画であること」が規定されているため、業績指標はこの数字を設定している。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:隻									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	168	154	134	117	110	103	99	95	95	92
【外部要因】	景気の動向、他国の外航海運政策									
【他の関係主体】	日本船主協会等									
【備考】	第169回国会において成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」において、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本籍船の確保、日本人船員の育成・確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、外航船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成及び同計画について国土交通大臣の認定を受けた場合における外航船舶運航事業者に対するトン数標準税制の適用等の支援措置、計画の適切な履行の担保措置等を講ずることとした。									
【担当部局】	海事局外航課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(126) 内航船舶の平均総トン数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		574(平均G/T) (平成17年度)					575(平均G/T) (平成22年度)			
【指標の定義】	内航海運における船舶の平均の総トン数									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>効率的で安定した海上輸送を確保していくために、現在の内航船舶の平均総トン数を引き続き維持していくという目標設定が有効である。</p> <p>このため、内航船舶の過去5年の平均総トン数575(平均G/T)の数値の維持を目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:平均G/T									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	495	503	527	563	583	585	573	574	596	602
【外部要因】										
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)									
【備考】	内航船舶の代替建造の促進									
【担当部局】	海事局内航課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化											
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する											
【業績指標】	(127) スーパー中枢港湾における港湾コスト低減率及びリードタイム(①港湾コスト低減率、②リードタイム)	業績目標										
		初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)						
		①H14年度比 約13%低減 (平成18年度)			②約2.1日 (平成18年度)			①H14年度比 約3割低減 (平成22年度)			②1日程度 (平成22年度)	
【指標の定義】	<p>①スーパー中枢港湾における港湾コスト低減率:スーパー中枢港湾におけるコンテナ1個あたりの港湾コスト(船舶の入出港やターミナルの運営にかかるコンテナ1個あたりのコスト)の平成14年度時点を基準とした低減率</p> <p>②スーパー中枢港湾におけるリードタイム:海上コンテナ貨物の輸入における船舶の入港(着岸)から貨物の引取りが可能となるまでの時間</p>											
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①港湾コスト低減率:基準となる平成14年度当時に、海外主要港(釜山港、高雄港)程度となるような約3割のコスト低減を目標とした</p> <p>②リードタイム:基準となる平成14年度当時に、海外主要港(シンガポール港)のリードタイムが1日程度であったため</p> <p>○経済成長戦略大綱(平成18年7月6日閣議決定) 第5 2(2)アジア地域の経済一本化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備 「スーパー中枢港湾において、2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイム(船舶入港(着岸)から貨物引取りが可能となるまでの時間)を1日程度に短縮し、我が国港湾の国際競争力の強化を図る」</p>											
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】												
【過去の実績値】(年度)	単位:①%、②日											
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		
①	—	—	—	—	0	—	—	—	約13	—		
②	—	—	—	—	約3~4	—	—	—	約2.1	—		
※H15~H17までは未計測												
【外部要因】	・輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化											
【他の関係主体】	・地方公共団体(事業主体)											
【備考】												
【担当部局】	港湾局港湾経済課											
【関係部局】	該当なし											

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(128) 港湾関連手続のシングルウィンドウ電子化率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0% (平成19年度)					概ね100% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>統一モデル様式(※)を採択し、次世代シングルウィンドウから受け付け可能な港湾管理者の割合</p> <p>※統一モデル様式:「各港共通の手続で入力情報の利活用の効果が高い項目を記載内容とした全国共通様式。船舶の入出港及び荷役に伴い発生する各種手続のほとんどに対応したもの」</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>貿易関連手続を円滑にするため、主要な港湾管理者(※)において次世代シングルウィンドウを通じた港湾関連手続を可能とする。</p> <p>※主要な港湾管理者:「港湾法上に定める重要港湾の港湾」及び「関税法上に定める開港した地方港湾」の管理者</p> <p>○経済財政改革の基本方針2007(H19.6.19閣議決定) 「貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。」</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
										0
【外部要因】										
【他の関係主体】	・港湾管理者(港湾管理者独自システムを保有 指標の達成には独自システムの改修が必要)									
【備考】										
【担当部局】	港湾局港湾経済課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(129) 国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0 (平成19年度)					平成19年度比 5%減 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>国際海上貨物の輸送コスト(海上輸送コスト+陸上輸送コスト)の低減の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上輸送コスト:船舶の大型化への対応等による低減 陸上輸送コスト:効率的な施設配置等による低減 <p>国際海上コンテナターミナル及び多目的国際ターミナルの整備により、供用開始後の各ターミナルでの取扱貨物量の実績値に応じて、事業評価時に想定した輸送コストの削減便益がどれだけ発現しているかを算出する。輸送コストの削減便益の合計が、平成19年度の輸送コストに対してどれだけ低減されているかを指標値として設定する。 (指標値=各年度の輸送コスト削減便益の合計/平成19年度の総輸送コスト)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>現行重点計画で目標とし、ほぼ達成が見込まれる低減率と同程度の目標値を設定 現行:H19年度目標値→H14年度比5%減 次期:H24年度目標値→H19年度比5%減</p>									
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						平成14年度比1.2%減	平成14年度比2.1%減	平成14年度比3.3%減	平成14年度比4.6%減	平成14年度比5.8%減
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> 輸送コストに係る原油価格変化 輸出入貨物量に影響する景気動向・世界情勢の変化 									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	業績指標は、毎年着実な進捗が見られ、平成19年度までの目標値をほぼ達成した。今後も継続して国際海上コンテナ貨物等の輸送コスト低減を推進することから、目標値を見直す(平成24年度に平成19年度比5%低減を設定)									
【担当部局】	港湾局計画課									
【関係部局】	港湾局港湾経済課									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(130) 船舶航行のボトルネック解消率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		75% (平成12年度)					95% (平成22年度)			
【指標の定義】	国際幹線航路の計画規模に対する現況規模の割合 計算方法: 航路幅員、航路水深、航路延長の計画値の積に対する実績値の積の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	現在整備中の主要幹線航路整備が概成した時の、ボトルネック解消率の値。									
【過去の実績値】(年度)	単位: %									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
			75%	76%	78%	79%	81%	83%	84%	84%
【外部要因】										
【他の関係主体】	・地方公共団体(港湾管理者)									
【備考】	平成19年度のボトルネック解消率は83.9%であったが、備讃瀬戸航路の航路計画の変更により目標設定の航路幅は1000mから700mに縮小されたため、実質的なボトルネック解消率は94.1%となっている。今後はこれをベースに、当初予定していた平成22年度95%を目標とする。									
【担当部局】	港湾局計画課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(131) 国内海上貨物輸送コスト低減率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0 (平成19年度)					平成19年度比 3%減 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>国際国内海上貨物の輸送コスト(海上輸送コスト+陸上輸送コスト)の低減の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送コスト:船舶の大型化への対応等による低減 ・陸上輸送コスト:効率的な施設配置等による低減 <p>複合一貫輸送ターミナル及び国内物流ターミナルの整備により、供用開始後の各ターミナルでの取扱貨物量の実績値に応じて、事業評価時に想定した輸送コストの削減便益がどれだけ発現しているかを算出する。輸送コストの削減便益の合計が、平成19年度の総輸送コストに対してどれだけ低減されているかを指標値として算出する。 (指標値=各年度の輸送コスト削減便益の合計/H19年度の総輸送コスト)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>現行重点計画で目標とし、ほぼ達成が見込まれる低減率と同程度の目標値を設定 現行:H19年度目標値→H14年度比4%減 次期:H24年度目標値→H19年度比3%減</p>									
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						平成14年度比0.7%減	平成14年度比1.5%減	平成14年度比2.3%減	平成14年度比2.7%減	平成14年度比3.0%減
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送コストに係る原油価格変化 ・輸出入貨物量に影響する景気動向の変化 									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】	業績指標は、平成19年度までの目標値を達成しなかったものの、平成20年度は4ヶ所、平成21年度は1ヶ所の複合一貫輸送の拠点となる内貿ターミナル等の新規供用が予定されており、今後も継続して国内貨物輸送コスト低減を推進することから、目標値を見直す(平成24年度に平成19年度比3%低減を設定)									
【担当部局】	港湾局計画課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(132) 地方圏と東アジアとの港湾取扱貨物量	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約280万TEU (平成18年)					約340万TEU (平成24年)			
【指標の定義】	重要港湾(スーパー中枢港湾を除く)における、東アジアとの外貿コンテナ取扱量									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>港湾の基本方針(※)で示された全国の国際海上コンテナ貨物量の見通し及び、H18の対東アジア比率により目標値を算出。</p> <p>※国の港湾行政方針及び港湾計画の適合基準を定める方針(平成20年12月改定)</p>									
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)	単位:万TEU									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
									280	
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送コストに係る原油価格変化 ・輸出入貨物量に影響する景気変動・世界情勢の変化 									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	港湾局計画課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(133) 港湾施設の長寿命化計画策定率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約2% (平成19年度)					約97% (平成24年度)			
【指標の定義】	重要港湾以上の主要な係留施設について、長寿命化計画を策定した施設の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	平成19年4月の省令の改正、告示の整備により、港湾施設については、ライフサイクルコスト縮減等の観点から、長寿命化計画(維持管理計画)に基づき適切に維持することを標準化した。また、平成20年度より長寿命化計画策定のための新規予算制度を創設し、港湾管理者に対しては5年間の時限的措置として予算補助を実施している。ただし、管理する港湾の多い港湾管理者に対しては7年間の時限的措置としており、指標の対象となる施設のうち約3%の施設については、平成25、26年度での策定となるため、期間内(平成24年度まで)での長寿命化計画の策定率(目標値)を約97%と算出した。									
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	約2%
【外部要因】										
【他の関係主体】	港湾管理者									
【備考】										
【担当部局】	港湾局技術企画課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(134) 港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									50% (平成18年度)	55% (平成23年度)
【指標の定義】	港湾内におけるプレジャーボートのうち、適正に係留・保管されている隻数の割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	近年における当施策への投資量を基に設定。また中期的には、港湾における放置艇の解消を目指す。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	45%	-	-	-	50%	-
【外部要因】	プレジャーボートの需要の変動、施設整備に係る地元調整の状況等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	港湾局国際・環境課									
【関係部局】	河川局水政課、河川局治水課									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(135)リサイクルポートにおける企業立地数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		188社 (H19年度)					230社 (H24年度)			
【指標の定義】	リサイクルポートを利用し、循環資源を取り扱うリサイクル関連企業の立地企業数									
【目標設定の考え方・根拠】	リサイクル関連企業数の過去の推移及び管理者へのヒアリング結果から推計。									
【過去の実績値】(年度)	単位:社									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	178	188
【外部要因】	該当なし									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省(廃棄物行政を所管) ・経済産業省(リサイクル産業を所管) ・地方公共団体(事業主体) 									
【備考】	前指標(循環資源国内輸送コスト低減率)では、陸上輸送量と海上輸送量は相対的に10:1であり、陸上の輸送量、及び費用の変動が平均輸送コスト(円/t・km)に著しく左右されてしまう点が否めず、平均輸送コストを適切に反映できていなかったため、前指標は平成19年度をもって廃止とし、リサイクルポートへの企業立地数を新たな指標として設定する。									
【担当部局】	港湾局 国際・環境課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(136) 大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約2,400万人 (平成19年度)					約2,700万人 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>大規模地震の切迫性の高い観測強化地域(注1)、特定観測地域(注2)、東海地震、東南海・南海、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内の港湾において、耐震強化岸壁等の整備により、緊急物資等の供給可能人口。</p> <p>(注1)地震予知連絡会が選定。異常が発見された場合に、さらに観測を強化して異常を確かめる必要のある地域を指す。具体的には南関東、東海の2地域。</p> <p>(注2)地震予知連絡会が選定。要件は、①過去に大地震があつて、最近大地震が起きていない、②活構造地域、③最近地殻活動が活発、④社会的に重要な地域であること。具体的には宮城県東部・福島県東部、名古屋・京都・大阪・神戸地区等</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地震発生時の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、目標を設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:万人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
										2,400
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	地方自治体									
【備考】	<p>耐震強化岸壁の整備については、平成19年度までまでの間に順次着工してきたものの、これらの施設が完成し効果が現れるまでには概ね2、3年の期間を要するため、当初の目標を達成することができなかった。</p> <p>このため、本計画においても引き続き本指標に基づく業績評価を継続することとし、目標値(平成24年度)の設定にあたっては、新たに指定された東南海・南海、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の各地震防災対策推進地域の対象地域への追加等を反映し見直しを行った。</p>									
【担当部局】	港湾局海岸・防災課									
【関係部局】	港湾局計画課									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(137) 各地域における国際物流の効率化に関する指標(①国際物流のボトルネックを解消するための行動計画数、②国際物流戦略チームにおいて実施したプロジェクト数)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		①8件 (平成18年度累計)			①15件 (平成21年度累計)			②20件 (平成22年度累計)		
		②4件 (平成18年度累計)								
【指標の定義】	<p>①国際物流ボトルネックを解消するため、国際物流戦略チーム(注1)が策定した行動計画数</p> <p>②国際物流戦略チームにおいて策定した行動計画に基づき実施した実証実験及び調査の数</p> <p>(注1)国の地方支分部局、地方公共団体、学識経験者、地元経済団体、物流事業者、荷主企業等の関係者メンバーとなって全国10地域に設立されており、地域の実情に応じたボトルネックに抽出及び解決等を図っている。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>国際物流戦略チームは地域の実情に応じて、また、地域の創意工夫により地域の国際物流ボトルネックを抽出・解消することを目的としており、地方ブロック単位で取組が行われることが適当だと考えられるため、全国で10チーム程度の設置が予定されている。これらの戦略チームが策定した行動計画及び実施したプロジェクト数を設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:数 ※()内は累計									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—		—	—	—	—	—	①1 ②—	①7(8) ②4(4)	①9(16) ②5(9)
【外部要因】										
【他の関係主体】	・地方支分部局、地方公共団体、地元経済団体等(国際物流戦略チームの構成員)									
【備考】	平成18年度まで行動計画数、プロジェクト数を累積数としていたのに対し、平成19年度においては単年度間の数値を掲載していたため、同年度の数値を累積数に修正するとともに、指標を明確化するため、業績目標に累積数であることを明記することとした。									
【担当部局】	政策統括官付参事官(物流政策)室									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(138) 物流の総合化・効率化の促進に関する指標(認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の延床面積)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		1,500千㎡ (H19年度累計)					4,000千㎡ (H22年度累計)			
【指標の定義】										
<p>物流総合効率化法に基づく認定を受けた総合効率化計画に記載された流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の延床面積(累計面積)。</p> <p>・物流総合効率化法 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)。物流を総合的かつ効率的に実施することにより、物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、関連支援措置等を定めた法律(平成17年10月に施行)。</p> <p>・総合効率化計画 物流事業者等が、 ①輸送・保管・荷捌き・流通加工等を総合的に実施すること ②特定流通業務施設を高速道路、港湾、空港等の近傍に立地させること ③輸送網の集約、共同輸配送、モーダルシフト等による輸送の合理化を図ること などの物流総合効率化法の基本方針に沿った流通業務総合効率化事業を実施しようとする計画。</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
<p>・物流総合効率化法に基づく認定を受けた総合効率化計画に記載された流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設(以下「認定施設」という。)の延床面積(累計面積)を物流の総合化・効率化の促進に関する指標とした。</p> <p>・物流総合効率化法の施行(平成17年10月)から約31年間で普通倉庫の所管面積38,000千㎡の約6割である22,800千㎡を認定施設に代替することを最終目標とする。当該目標の達成のためには、1年あたり約735千㎡が認定施設に代替する必要があることから、平成22年度までの目標値を4,000千㎡と設定する。</p> <p>(参考) ○最終目標(平成48年9月末の認定施設の延床面積): 普通倉庫所管面積38,000千㎡(平成18年度)×0.6=22,800千㎡ ○1年あたりの目標延床面積:22,800千㎡÷31年=735千㎡ ○平成22年度末の目標延床面積:735千㎡×5.5年≒4,000千㎡</p> <p>※0.6(6割)…保管型貨物以外の貨物(=流通加工等を要する貨物)のシェア(平成18年度の営業倉庫の入庫高ベース)。 ※31年…普通倉庫耐用年数。 ※5.5年…物流総合効率化法施行後の年数。</p>										
【過去の実績値】(年度) 単位:千㎡ ※()は、累計										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
										1,500 (1,500)
【外部要因】										
【他の関係主体】 経済産業省、農林水産省										
【備考】 施策概要：物流改革の促進、環境負荷の低減、地域の活性化を図るため、物流総合効率化法の活用促進を図る。										
【担当部局】	政策統括官付参事官(物流施設)室									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(139) 3PL事業の促進に関する指標(倉庫事業者において総合的な業務を行っている事業者の割合)								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									29.2% (平成17年度)	37.0% (平成21年度)
【指標の定義】	倉庫事業者において、総合的な業務(保管のみならず流通加工も行う業務)を行っている事業者の割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	平成18年度「3PL事業(注1)の促進のための環境整備」における調査結果に基づき、物流事業者の3PL事業に対する意向を勘案して設定。 (注1):3PL(Third Party Logistics)とは、荷主から物流を一貫して請け負う高品質のサービスのこと。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
								29.20%	34.00%	
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】	施策概要:物流コスト削減、地球環境対策、地域雇用の創出効果のある3PL(サード・パーティ・ロジスティクス)の推進を図る。									
【担当部局】	政策統括官付参事官(物流施設)室									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(140) 国際運送事業者を対象としたAEO制度(貨物管理に優れた事業者を関係当局が承認し、税関手続で優遇する制度)における承認事業者数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0者 (平成20年度当初)					35者 (平成21年度末累計)			
【指標の定義】	<p>国際運送事業者を対象としたAEO制度(貨物管理に優れた事業者を関係当局が承認し、税関手続で優遇する制度)における承認事業者数。</p> <p>本制度は、国際物流のセキュリティ管理と効率化を両立する観点から、官民一体となって積極的に普及促進を図ることが必要であり、当該制度の普及状況を確認することにより、安全かつ効率的な国際物流の実現に係る官民の取組み状況を評価しうるものである。</p> <p>なお、今後、当該事業者が国際物流に占める割合を補足的指標として設定することも検討する。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>国際物流のセキュリティ管理と効率化を両立する観点から、現在、国際的に税関当局が中心となって、優良な貨物管理体制を有する関係事業者を当局が承認し税関手続等について優遇措置を付与するAEO(Authorized Economic Operator)制度の整備が進められているところ。我が国においても、平成18年より財務省が荷主等を対象とする制度整備を図ってきたところであるが、国際物流全体を網羅すべく、平成20年4月より、国土交通省と財務省が連携し、国際運送を行う物流事業者(国際運送事業者)を対象とするAEO制度の運用を開始した。</p> <p>本制度は、関係事業者に対し、国際物流に係るセキュリティ強化への取組みを促すとともに、物流の効率化を推進するものであり、企業活動、国民生活に対する、より安全で効率的な国際物流サービスの提供を推進する効果が期待できる。</p> <p>なお、当該目標は、関係7省庁にて組織している政策群「安全かつ効率的な国際物流の実現」の下に設置されている「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」(関係7省庁および関係23民間団体より構成)において、取組みの評価指標として掲げたとところである。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:者 ※()内は累計									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
※制度開始が平成20年4月										
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の治安情勢 ・国内外の経済動向 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省関税局 									
【備考】	<p>旧指標について、平成19年度目標を達成したことから、「安全かつ効率的な国際物流施策推進協議会」における取組みの評価指標を新たに業績指標として設定することとする。</p> <p>また、具体的な施策としては、以下を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知を目的とした説明会の開催 ・承認に必要な体制整備、書類作成等を解説する手引きの作成、セミナーの開催 ・企業の負担軽減のため、費用対効果の高い優良な取組事例を紹介するベストプラクティス集の作成 									
【担当部局】	政策統括官付 参事官(複合物流)室									
【関係部局】	自動車交通局 貨物課 海事局 外航課 港湾局 港湾経済課 航空局 監理部 航空事業課 航空物流室 政策統括官付 参事官(物流政策)室									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する									
【業績指標】	(141) 貨物利用運送の円滑な提供に関する指標(①貨物利用運送事業者の海外拠点数、②貨物利用運送事業者数)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)				
		①1,061箇所 (平成17年度) ②22,915者 (平成17年度)				①1,337箇所 (平成21年度) ②24,447者 (平成21年度)				
【指標の定義】	<p>「貨物利用運送事業者」とは、「実運送事業者」(船舶運航事業者、航空運送事業者、鉄道運送事業者又は貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。)の行う貨物の運送を利用する貨物の運送を業とする者である。なお、利用運送事業者数は、第一種貨物利用運送事業者(他人の需要に応じ、有償で、利用運送を行う事業者であつて、第二種貨物利用運送事業者以外の者をいう。)及び第二種貨物利用運送事業者(他人の需要に応じ、有償で、貨物自動車運送事業者以外の実運送事業者の行う運送に係る利用運送と、これに先行・後続する貨物自動車(トラック)による集配により、荷主に対して一貫サービスを提供する者をいう。)の合算値である。</p> <p>「貨物利用運送事業者の海外拠点数」とは、諸外国において、わが国の貨物利用運送事業者が設立している、現地法人、合弁会社又は駐在員事務所数の合算値である。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	過去の実績値の年平均増加数(①69箇所、②383者)をベースに、今後の伸び率を一定と仮定した場合の数値を設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:①数②者									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						①924 ②22,149	① - ②22,660	①1,061 ②22,915	① - ②23,356	①1,116 ②23,991
【外部要因】	経済・市場動向の変化による物流ニーズの高まり及び荷主の要望の高度化(複合一貫輸送など)並びに諸外国の受け入れ体制(邦人事業者に対する事業参入規制等の環境)。									
【他の関係主体】	実運送事業者、諸外国政府									
【備考】	平成19年度中に「貨物利用運送事業法制度の改善に係る検討委員会」を開催し、同委員会での議論において了承を得た現行の運用・事業規制等に対する改善方策について、平成20年7月に関係通達の改正を行なったところ。これにより事業新規参入の要件の緩和や申請手続きの負担が軽減され、事業者の増加に寄与することが期待される。									
【担当部局】	政策統括官付参事官(複合物流)室									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	21 観光立国を推進する									
【業績指標】	(142) 訪日外国人旅行者数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		733万人 (平成18年)					1000万人 (平成22年)			
【指標の定義】	<p>「訪日外国人旅行者数」: 国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数(当該国の旅券を所持した入国者)から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一次上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「訪日外国人旅行者数」: 訪日外国人旅行者数は我が国の国勢規模等から見て極めて少ない現状にあることから、今後は2010年(平成22年)に訪日外国人旅行者を1,000万人に増加させるとの政府の目標の達成を図り、訪日外国人旅行者数と日本人海外旅行者数の格差の是正を図る。観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:万人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	411	444	476	477	524	521	614	673	733	835
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・(独)国際観光振興機構 ・外務省、法務省等の他府省庁 ・旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等 									
【備考】	・ビジット・ジャパン・キャンペーン									
【担当部局】	観光庁 総務課									
【関係部局】	観光庁 全課・参事官 総合政策局 総務課事業総括調整官									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	21 観光立国を推進する									
【業績指標】	(143) 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		2.72泊 (平成18年度)					4泊 (平成22年度)			
【指標の定義】	国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数: 観光レクリエーションを目的とする国内宿泊旅行の国民一人の平均年間宿泊数									
【目標設定の考え方・根拠】	国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数: 退職後の団塊世代の観光需要が拡大し、有給休暇の取得率が55%になった場合の推計値3.33泊を切り上げたもの。 観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。									
【過去の実績値】(年度)	単位:泊									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	2.73	2.63	2.47	2.23	2.24	2.81	2.78	2.89	2.72	2.42
【外部要因】	※過去の実績値:平成14年度までは国土交通省総合政策局調査、平成15年度以降は承認統計「旅行・観光消費動向調査」による。 経済・社会動向(景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等)									
【他の関係主体】	地方公共団体、経済団体・民間事業者等(事業主体) 文部科学省(学校の休暇制度を所管) 厚生労働省(労働者の休暇制度を所管) 経済産業省(経済団体を所管)									
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりコンサルティング ・ニューツーリズム創出・流通促進事業 ・観光圏整備事業 									
【担当部局】	観光庁 総務課									
【関係部局】	観光庁 全課・参事官 総合政策局 総務課事業総括調整官									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	21 観光立国を推進する									
【業績指標】	(144) 日本人海外旅行者数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		1753.5万人 (平成18年)					2000万人 (平成22年)			
【指標の定義】	<p>日本人海外旅行者数： 1年間に日本国内から海外へ出国した日本人数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>日本人海外旅行者数： 観光立国の実現に当たっては、国際相互理解の増進等の観点から日本人の海外旅行の促進も重要であり、観光立国推進基本法においても国は国際相互交流の促進を図るべきことが盛り込まれているところ。2000万人との目標値については、観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:万人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	1580.6	1635.8	1781.9	1621.6	1652.3	1329.6	1683.1	1740.4	1753.5	1729.5
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体、経済団体・民間事業者等(事業主体) ・文部科学省(学校の休暇制度を所管) ・厚生労働省(労働者の休暇制度を所管) ・経済産業省(経済団体を所管) 									
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> ・実地調査等によるディスティネーション開発 ・地方空港発の国際チャーター便の活性化 									
【担当部局】	観光庁 総務課									
【関係部局】	観光庁 全課・参事官 総合政策局 総務課事業総括調整官									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	21 観光立国を推進する									
【業績指標】	(145) 国内における観光旅行消費額	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		24.5兆円 (平成17年度)					30兆円 (平成22年度)			
【指標の定義】	国内における観光旅行消費額: 国民の国内観光旅行消費額、訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額の総計									
【目標設定の考え方・根拠】	国内における観光旅行消費額: 訪日外国人旅行者数を1,000万人に増やすという目標(別途記述)を達成し、退職後の団塊世代の観光需要が拡大し、有給休暇の取得率が55%になった場合の推計値29.66兆円を切り上げたもの。 観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。									
【過去の実績値】(年度)	単位:兆円									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
				22.6	21	21.3	24	24.5	23.5	23.5
【外部要因】	※過去の実績値:国土交通省「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」による。なお、平成13～15年は暦年の実績値。 経済・社会動向(景気動向、為替相場、余暇時間・自由時間、家計収支等)									
【他の関係主体】	地方公共団体、経済団体・民間事業者等(事業主体) 文部科学省(学校の休暇制度を所管) 厚生労働省(労働者の休暇制度を所管) 経済産業省(経済団体を所管)									
【備考】	・観光圏整備事業									
【担当部局】	観光庁 総務課									
【関係部局】	観光庁 全課・参事官 総合政策局 総務課事業総括調整官									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	21 観光立国を推進する									
【業績指標】	(146) 主要な国際会議の開催件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		168件 (平成17年)					252件 (平成23年)			
【指標の定義】	<p>主要な国際会議の開催件数: UIA(国際団体連合)統計による我が国における国際会議の開催件数</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>主要な国際会議の開催件数: 2011年(平成23年)までに、主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指すとの政府の目標を踏まえ、設定したもの。観光立国推進基本計画に「観光立国の実現のための基本的な目標」として規定されている。</p>									
【過去の実績値】(暦年)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	257	210	237	233	230	247	221	168	166	216※
	※ UIA統計による我が国の平成19年の国際会議開催件数は448件であるが、これは統計基準の緩和があったためであり、観光立国推進基本計画に定められた目標値における基準に照らすと216件であると推察される。									
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向									
【他の関係主体】	(独)国際観光振興機構 ・ 内閣府、文部科学省等の全他府省庁 ・ 地域のコンベンションビューロー ・ 民間事業者(PCO、観光事業者等) 等									
【備考】	・ 国際コンベンションの振興									
【担当部局】	観光庁 総務課									
【関係部局】	観光庁 全課・参事官 総合政策局 総務課事業総括調整官									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	22 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する									
【業績指標】	(147) 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									30件 (平成18年度)	80件 (平成23年度)
【指標の定義】	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>良好な景観は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものである。特に、地域の景観上重要な景観重要建造物及び景観重要樹木は、単一で交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるものであって、その保全活用を中心とした取組を支援する事業制度(景観形成総合支援事業)を設けたところである。目標においては、このような景観重要建造物・樹木を活かした地域振興・活性化の取組につき、都道府県単位で事例が見られるものとなるよう、50件の追加指定を目指すこととし、現行の数値30件に足し合わせて80件とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	30	41
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村)									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室									
【関係部局】										

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	22 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する									
【業績指標】	(148) 景観計画に基づき取組を進める地域の数								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									92団体 (平成19年度)	500団体 (平成24年度)
【指標の定義】	景観計画を策定・公表(告示)した景観行政団体(市区町村に限る)の数。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>全国市区町村を対象にした景観法活用意向調査において、平成19年4月1日時点で、今後5年程度以内に景観計画を策定する意向があると回答した市区町村(既に策定済・公表(告示)済みである市区町村を含む)が確実にそれを実施した場合に達成可能となる値を目標として設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:団体									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	11	43	92
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村)									
【備考】	社会資本整備重点計画の考え方に合わせて、指標の目標値等を変更。									
【担当部局】	都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室									
【関係部局】										

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	22 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する									
【業績指標】	(149) 歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0 (平成19年度)					100 (平成24年度)			
【指標の定義】	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村の数									
【目標設定の考え方・根拠】	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について調査を行った結果、意向ありと回答した市区町村の数に基づき設定									
【過去の実績値】(年度)	単位:市区町村									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体、民間事業者等									
【備考】	魅力的な歴史的風致をもつまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する歴史的環境形成総合支援事業を創設。									
【担当部局】	都市・地域整備局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室									
【関係部局】										

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	23 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する									
【業績指標】	(150) 三大都市圏環状道路整備率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		53% (平成19年度)					69% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>三大都市圏環状道路の供用見込み延長を計画延長で割ったもの</p> <p>三大都市圏環状道路整備率 $= \text{三大都市圏における環状道路の供用見込み延長} \div \text{三大都市圏における環状道路の計画延長}$</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成24年度の目標については、高速道路会社と機構が締結した協定や、目標宣言プロジェクトにおいて既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
					35	35	42	43	50	53
【外部要因】	地元調整の状況 等									
【他の関係主体】	・NEXCO、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株) (会社区間の事業進捗、会社経営に基づく予算)									
【備考】	<p>目標値見直し 社会資本整備重点計画(平成14年度～19年度)(3章)の指標「三大都市圏環状道路整備率」を継続。 H19年度に目標年度が到来したため、目標年度をH24年度に変更し、目標値を見直し。</p>									
【担当部局】	道路局 企画課 道路経済調査室									
【関係部局】										

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	24 整備新幹線の整備を推進する									
【業績指標】	(151) 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(新幹線鉄道)								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									15,400km (平成18年度)	15,700km (平成23年度)
【指標の定義】	5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、JR等の幹線鉄道により3時間以内に到達できる営業キロ延長。									
【目標設定の考え方・根拠】	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市から3時間以内で到達する鉄道路線延長を目標値として設定。									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	15,400km	15,400km
【外部要因】	鉄道事業者によるダイヤ改正等									
【他の関係主体】	地方公共団体、鉄道事業者									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局 幹線鉄道課									
【関係部局】	鉄道局 施設課									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	25 航空交通ネットワークを強化する									
【業績指標】	業績目標									
	(152) 国内航空ネットワークの強化割合(①大都市圏拠点空港の空港容量の増加、②国内線の自空港気象(台風除く)による欠航率、③総主要飛行経路長)					初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						①49.6万回(首都圏) (平成17年度)		①平成17年度比約17万回増(首都圏) (平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に)		
		②0.40% (平成15～17年度平均)		②約1割削減 (平成24年度)						
		③18,266,438海里 (平成18年度)		③平成18年度比2%短縮 (平成23年度)						
【指標の定義】	<p>①「大都市圏拠点空港の空港容量の増加」: 大都市圏拠点空港における空港容量</p> <p>②「国内線の欠航率」: 国内線の計画便数のうち自空港気象(台風除く)による欠航率 (自空港気象(台風除く)により欠航した全便数/(全計画便数-自空港気象以外の全欠航便数))</p> <p>③「総主要飛行経路長」: 国内の合計75路線の飛行経路長に運航回数を乗じたものの合計</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加を目標とした。</p> <p>②国内線の自空港気象(台風除く)による欠航率を約1割削減することを目標とした。</p> <p>③平成23年度までに国内の合計75路線をRNAV(※)化した場合の総飛行経路長の短縮率を目標とした。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p> <p>※ RNAV(aRea NAVigation): 広域航法</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:①万回、②%、③海里									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①								49.6		
②								0.40		
③									18,266,438	
【外部要因】	<p>①景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向</p> <p>②自然変動</p> <p>③地元の調整状況等</p>									
【他の関係主体】	①～③航空運送事業者(事業主体)									
【備考】	<p>(施策の概要)</p> <p>羽田空港の再拡張事業を推進するとともに、一般空港については、離島を除き新設を抑制するとともに、従来の量的拡大から、ハード・ソフトの組み合わせを十分に考え、就航率の改善や国際化対応の強化等その質的な充実を図るとともに、観光振興のためにもその利用を促進し、既存ストックを最大限活用していく。併せて、高い安全性を確保しつつ、円滑かつ効率的な航空交通の形成を図るため、航空保安システムの整備等を推進する。</p>									
【担当部局】	航空局監理部総務課企画室									
【関係部局】	<p>航空局監理部航空事業課</p> <p>航空局空港部計画課</p> <p>航空局空港部計画課大都市圏空港計画室</p> <p>航空局空港部首都圏空港課</p> <p>航空局管制保安部保安企画課</p>									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	25 航空交通ネットワークを強化する									
【業績指標】	(153) 国際航空ネットワークの強化割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)							
		49.6万回 (首都圏) (平成17年度)	平成17年度比約17万回増 (首都圏) (平成22年度以降、安全性を確保した上で段階的に)							
【指標の定義】	大都市圏拠点空港における空港容量									
【目標設定の考え方・根拠】	羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加を目標とする。									
【過去の実績値】(年度)	単位:万回									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
								49.6		
【外部要因】	景気及び自由時間や家計収支等の社会・経済動向 国際情勢の動向(治安情勢の変化等)									
【他の関係主体】	航空運送事業者(事業主体)									
【備考】	(施策の概要) アジアをはじめとする国際的なヒトとモノの流れの増大に対応し、引き続きアジアにおける成長センターとして機能していくため、大都市圏拠点空港の整備を推進する。首都圏においては、東京国際空港(羽田空港)再拡張事業及び成田国際空港北伸事業の早期整備を図る。関西圏においては、関西国際空港の二期事業を需要動向等を見つつ行う。中部圏においては、中部国際空港について、地元関係者の努力による需要の拡大を図りつつ、将来に向けて、完全24時間化を検討し、フル活用ができるよう、地域と連携して空港機能の拡充に向けて努力する。併せて、増大する航空交通流の調和及び洋上における空域容量の拡大や最適経路の提供等を図るため、航空交通管理機能の高度化等の航空保安システムの整備等を推進する。									
【担当部局】	航空局監理部総務課企画室									
【関係部局】	航空局監理部国際航空課 航空局監理部航空事業課 航空局空港部計画課大都市圏空港計画室 航空局空港部首都圏空港課 航空局空港部関西国際空港・中部国際空港監理官 航空局管制保安部保安企画課									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	25 航空交通ネットワークを強化する									
【業績指標】	(154) 航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									94.7% (平成18年度)	95.0% (平成23年度)
【指標の定義】	空港周辺地域の全対象家屋のうち、住宅防音工事を施工した家屋数の割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	航空機騒音に係る環境基準を達成していない空港について、周辺住民の生活環境改善のため、民家防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図る。目標値については現状及び近年の推移を踏まえ、設定。将来的には100%を目指す。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	93.3	93.5	93.8	94	94.1	94.6	94.7	94.7
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	なし									
【備考】	なし									
【担当部局】	航空局空港部環境・地域振興課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	25 航空交通ネットワークを強化する									
【業績指標】	(155) 地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約4割 (平成18年度)					約7割 (平成24年度)			
【指標の定義】	地震時に緊急物資輸送など防災拠点としての機能を有する空港から一定範囲(100km圏内)に居住する人口の割合 (一定範囲に居住する人口÷総人口)									
【目標設定の考え方・根拠】	地震時の緊急物資輸送等を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、防災拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。									
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)	単位:割									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
									4	
【外部要因】	該当無し									
【他の関係主体】	該当無し									
【備考】	(施策の概要) 空港について、地震災害時に緊急物資輸送の拠点等としての役割を果たせるように、滑走路、航空保安施設等の耐震性の向上を推進する。									
【担当部局】	航空局空港部技術企画課									
【関係部局】	航空局空港部計画課									

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化									
【施策目標】	25 航空交通ネットワークを強化する									
【業績指標】	(156) 管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント発生件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		1. 1件/100万発着回数 (平成15～19年度平均)					約半減 (平成20～24年度平均)			
【指標の定義】	管制空港における100万発着回数当たりの航空機の滑走路誤進入に係る重大インシデント※発生件数。 ※滑走路誤進入に係る重大インシデント ・航空法施行規則第166条の4第1号及び第2号に掲げる事態 一 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路からの離陸又はその中止 二 閉鎖中の又は他の航空機が使用中の滑走路への着陸又はその試み									
【目標設定の考え方・根拠】	航空機の滑走路誤進入の防止等を図るため、地上走行航空機の監視能力の向上や視覚的支援等、管制官やパイロットに対する各種支援システム等を段階的に充実強化することにより、滑走路誤進入に係る重大インシデントの削減を図る。									
【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】										
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
										1.1※
※過去5ヶ年平均										
【外部要因】	航空交通量の変動									
【他の関係主体】	航空従事者、航空管制官									
【備考】	(施策の概要) 航空交通量の増大に対応し、高い安全性を確保するため、管制官やパイロットのヒューマンエラー防止等のための各種支援システムの充実強化を推進する。									
【担当部局】	航空局管制保安部保安企画課									
【関係部局】	航空局技術部運航課									

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(157) 地域の発意により地域活性化のために策定された計画の件数(地域再生計画、都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)				
		1, 718件 (平成18年度)				2, 600件 (平成23年度)				
【指標の定義】	<p>業績指標は地域の発意により地域活性化のために策定された計画の合計数とし、対象となる計画は、地域再生計画、都市再生整備計画、中心市街地活性化基本計画とする。</p> <p>いずれの計画も地方自治体による発意にもとづくものであり、計画の策定を通じて、具体的な社会資本整備の内容の明確な目標、達成年次が示されるものである。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>目標設定は、平成18年度を目標値設定年、平成23年度を目標年次と設定し、今後も着実に計画の策定が推進されるものとして、これまでの実績状況から目標値を設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	355件	1, 322件	1, 718件	2, 142件
【外部要因】										
【他の関係主体】	総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、内閣府									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局 事業総括調整官室									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(158) 全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)							
		78% (平成18年度)	78% (平成23年度)							
【指標の定義】	<p>全国の大都市圏から地方圏への転入者数を地方圏から大都市圏への転出者数で除した数値 (大都市圏から地方圏への転入者数) / (地方圏から大都市圏への転出者数)</p> <p>※大都市圏・・・三大都市圏(東京圏、名古屋圏、関西圏) 地方圏・・・三大都市圏以外の地域 (東京圏:東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 名古屋圏:岐阜県、愛知県、三重県 関西圏:大阪府、京都府、兵庫県、奈良県)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>H14-H18の業績は7.6%減少しており、現状から勘案するとH23年の業績は70%台前半まで落ち込むと予想できるが、UJIターンや二地域居住の地方定住を支援する施策として、地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持させていく。 そのため、H23ではH18の実績値とほぼ同じ78%を維持させることを目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	85.5	85.6	85.3	81.1	77.9	74.8
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・景気の動向(都市部と地方部との景気格差拡大) ・総人口の減少(都市部への人口集中化) 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局地方振興課、都市・地域整備局都市・地域政策課									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(159) 都市再生誘発量	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		3,878ha (平成18年度)					9,200ha (平成23年度)			
【指標の定義】	我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるものへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生が誘発された量。									
【目標設定の考え方・根拠】	民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに算出。									
【過去の実績値】(年度)	単位:ha									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	190	890	1,743	2,316	3045	3,682	3,878	5,401
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局まちづくり推進課、都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室、都市・地域整備局市街地整備課、都市・地域整備局都市・地域政策課、住宅局市街地建築課									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(160) 文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		①88件 (平成17年度)			①100件 (平成22年度)					
		②96施設 (平成18年度)			②156施設 (平成23年度)					
		③214人 (平成17年度)			③270人 (平成22年度)					
【指標の定義】	<p>①「筑波研究学園都市における国際会議開催数」: つくば地区内の国際会議開催数。</p> <p>②「関西文化学術研究都市における立地施設数」: 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における立地施設数。対象とする立地施設は、本都市は文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、文化学術研究の向上に資するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究施設(研究施設、技術開発施設) ・大学(大学・短大) ・文化施設(都市の文化の発展に寄与する施設) ・交流施設(文化・学術・研究の発展等に係る交流または共同研究を推進するための施設) ・宿泊研修施設(研修、保養、スポーツ・レクリエーション機能を有する施設) ・その他(基本方針または建設計画に掲げる施設等) <p>本指標は、都市建設の進捗状況を評価するものであり、その数の増加は、我が国及び世界の文化等の発展に資するものである。</p> <p>③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」: 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における外国人研究者数。本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①「筑波研究学園都市における国際会議開催数」: 筑波研究学園都市は科学技術中枢拠点都市(サイエンス型国際コンベンション都市)を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、その開催数を初めて100の大台に載せることを目標とする。</p> <p>②「関西文化学術研究都市における立地施設数」: 景気の低迷から進出が伸び悩んでいたが、近年、立地機関数が増加に転じており、この動きを確実にするために、現在の立地施設増加数を確保する。その目標値は、増加に転じたH16～H18の年平均立地施設数8の1.5倍である12を基準に考える。</p> <p>③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」: 関西学研都市の研究者数の推移はH15:4886人、H16:5105人、H17:5399人であり、年平均増加率は5.2%。目標値は外国人研究者数増加率5%とし、5年後、270人を目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:①件(①のみ暦年)、②施設、③人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①	38	53	88	88	80	90	78	88	94	-※1
②	72	73	72	74	74	78	80	89	96※2	105
③	145	242	225	243	212	217	215	214	225	-※1
※1 H19は件数未統計 / ※2 H18の数値は平成19年1月1日現在の値										
【外部要因】	<p>②「関西文化学術研究都市における立地施設数」:景気の動向</p> <p>③「関西文化学術研究都市における外国人研究者数」:景気の動向</p>									
【他の関係主体】	<p>①「筑波研究学園都市における国際会議開催数」: 研究学園地区内の研究・教育施設31機関 (国立大学法人筑波大学、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等)</p>									

【 備 考 】	
【 担 当 部 局 】	都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室
【 関 係 部 局 】	

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(161) 大深度地下使用の累計認可件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0件 (平成18年度)					3件 (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づき、大深度地下(土地所有者等による通常の利用が行われない地下)の使用が認可された件数。大深度地下の公共的使用に関する基本方針に示された社会資本の効率的・効果的な整備や都市空間の再生につながるもの。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行、大都市地域に残された貴重な公共的空間である大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることとしており、平成23年度目標においては、当面制度の適用が見込まれる件数を設定。</p> <p>具体的には、平成18年度時点で使用認可の事前手続きである事業間調整の手続きが既になされた事業が2件あり、これらの事業の使用認可申請が見込まれていた。この他、目標年次までに1件程度の事業を想定し、目標値を3件としたところである。</p> <p>このような目標値としたのは、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の対象事業は大深度地下※で行われるものに限られ、また、対象地域も三大都市圏に限定されていることから、件数の大幅な増大は見込まれないためである。</p> <p>※大深度地下:以下の深さのうちいずれか深い方以上の深さの地下をいう。 ①地下室の建設のための利用が通常行われない深さ(地下40m以深) ②建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ(支持地盤上面の深さに10mを加えた深さ)</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	0	0	0	0	0	0	1
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・地価の変動 ・民間による技術開発の状況 ・地元調整の状況 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(162) 半島地域の交流人口	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)				
		100% (平成17年度)				平成17年度対比 102% (平成22年度)				
【指標の定義】	<p>全国の半島地域の道府県が集計した半島地域の入込観光客の合計値の伸び率(平成17年=100%)。なお、千葉県(南房総地域)は平成16年度に、熊本県(宇土天草地域)及び大分県(国東地域)は平成19年度に、それぞれ統計の集計方法に変更があったため3地域は除く。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>半島振興法に基づく半島循環道路等の交通施設整備、観光業振興のための税制措置、地域づくりNPO等育成のための支援等の施策を実施することにより地域間交流は発展することが見込まれている。</p> <p>以上により、今後5年間で半島地域における交流人口について、半島地域は北から南まで多様な気象条件下にあり、平成16年は気象災害等により観光入込客数が大きく減少したこと、平成17年は紀伊地域で紀伊山地の霊場と参詣道の世界遺産指定があり観光入込客数が大きく伸びたことなどの特殊要因があることから、平成14年から平成15年の伸び率0.4%を平年の伸び率ととらえ、$0.4\% \times 5年 = 2\%$増を平成22年の目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	97.2 (97.8)	97.6 (98.2)	92.3 (94.0)	100	101.8 (105.5)	103.1
※平成19年度業績指標の定義により算出した値を()書きにて記載。										
【外部要因】	気象変動、景気変動、観光ニーズの変化									
【他の関係主体】	半島振興対策実施地域指定を受けた22道府県									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局地方振興課									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(163) 雪に親しむ交流活動を実施した市町村の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		66% (平成17年度)					71% (平成22年度)			
【指標の定義】	<p>豪雪地帯(特別豪雪地帯含む)に指定されている市町村における雪に親しむことをテーマとした交流活動を実施した市町村の割合</p> <p>○「雪に親しむことをテーマとした交流活動」→ 人が参加する、人が集まる活動に限定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光目的の雪まつりやイベント ・地域住民の親睦のための雪まつりやイベント ・雪国文化や生活を知ってもらうための他地域住民、児童・生徒との交流活動 ・雪国文化や生活を知ってもらうための海外との交流活動 ・雪国文化や生活を知ってもらうためのシンポジウムや講演会 等 									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>今後、豪雪地帯を中心に全国的な定住人口の減少が想定される中、各種施策の効果として、雪に親しむことをテーマとした交流活動を実施する市町村の割合の増加を期待する。</p> <p>平成14年度から平成17年度までは14%増加しているが、市町村合併の要因を除いた実質的な増加率はマイナス2%である。(平成14年度のデータを合併後市町村ベースで計算し直すと68%になる) 今後は市町村の数が安定することを考慮し、各種施策の実施により豪雪地帯の活性化を図ることから、H17-H22の増加率として年1%上昇を目標と設定し、平成22年度の目標値を71%とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	52	58	63	66	62	—
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併 ・少雪等によるイベント(交流)活動の中止 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 ・民間団体・企業等 									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局地方振興課									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(164) 都市再生整備計画の目標達成率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		81.9% (H19年度)					80%以上 (毎年度)			
【指標の定義】	<p>まちづくり交付金の交付を受けるために市町村が作成する都市再生整備計画(以下、「計画」という。)について、それぞれの計画に掲げられた目標を定量化する指標の達成率を%変換し、その二乗平均値※を、当該計画の達成率とし、当年度終了の全ての計画の達成率の単純平均値。</p> <p>※複数指標の達成率をひとつのベクトルの距離として表すことができるため、当該計画の達成率を一元化かつ明快に表現が可能となる。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率について一定の水準(例えば80%)以上を維持。平成18年度の実績値が81.8%と高い水準であったことから、この水準の維持を目標値の設定根拠とする。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	81.8	81.9
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(市町村)									
【備考】	社会資本整備重点計画の考え方に合わせて、指標の目標値設定年度等を変更。									
【担当部局】	都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(165) 民間都市開発の誘発係数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		16倍 (平成16～18年度)					16倍 (平成19～23年度)			
【指標の定義】	<p>(財)民間都市開発推進機構が係わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。 分母を民都機構が係わった案件の国費投入額とし(※)、分子を当該案件の総事業費とする。 (※)融通業務のみ政投銀等からの融通額とする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	過去3ヶ年(平成16～18年度)平均値は16倍であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。									
【過去の実績値】(年度)	単位:倍									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	4.8	9.7	4	3.4	4.9	7.8	13.2	17.5	16.9	14.5
【外部要因】	民間事業者等の都市開発事業に対する取組状況									
【他の関係主体】	(財)民間都市開発推進機構									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局 まちづくり推進課 都市開発融資推進室、港湾局 振興課 民間連携推進室									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(166) まちづくりのための都市計画決定件数 (市町村)								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									1,470件 (平成17年度)	1,470件 (平成22年度)
【指標の定義】	地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等といった市町村(政令市除く)による年間の都市計画決定件数(告示ベース)。									
【目標設定の考え方・根拠】	都市計画等に係る各種の調査、検討を通じて、各種制度の現状における課題の抽出や課題解決の対策を講じることにより、市町村による都市計画決定を促進し、ひいては都市再生・地域再生に資することを目標としている。平成17年度までの過去4ヶ年の最少件数を概ねの初期値とし、当該値以上を毎年維持することにより、都市再生・地域再生の推進が図られているものと判断する。									
【過去の実績値】(年度)	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	1,960	1,752	2,139	1,470	1,555	1,544
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(政令市を除く市町村)									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局都市計画課									
【関係部局】	都市・地域整備局総務課調整室									

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(167) 駐車場法に基づく駐車場供用台数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		375万台 (平成17年度)					419万台 (平成20年度)			
【指標の定義】	<p>道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として、駐車場整備を推進することとし、駐車場法に基づく駐車場の駐車台数を指標とする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>駐車場法に基づき整備される路上駐車場、及び路外駐車場(都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車場)の整備状況から設定。具体的には過去5年の伸び率の平均(3.8%/年)を維持することとして、目標値を算出。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:万台									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	283	296	311	325	337	347	360	375	389	405
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局街路交通施設課									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(168) 都市機能更新率(建築物更新関係)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		31.8% (平成15年度)					36% (平成20年度)			
【指標の定義】	<p>特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物への更新割合を測定する。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						31.8%	32.8%	34.1%	34.4%	35.6%
【外部要因】	当該地区に対する任意の民間建築投資量の動向等									
【他の関係主体】	地方公共団体(都市計画決定、事業主体、民間事業者への補助金交付等)									
【備考】										
【担当部局】	住宅局 市街地建築課									
【関係部局】	都市・地域整備局 まちづくり推進課、市街地整備課									

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	26 都市再生・地域再生を推進する									
【業績指標】	(169) 中心市街地人口比率の減少率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		前年度比 1.1%減 (平成16年度)					前年度比 0.5%減 (平成21年度)			
【指標の定義】	<p>市全域の人口に対する中心市街地(商店街と主要駅、市役所等への徒歩アクセスを考慮した街なみ居住を推進すべき地域※)人口の比率の減少率。中心市街地の衰退、人口の郊外流出による現在のトレンドを踏まえ、歩いて暮らせるまちづくり(コンパクトシティ)の実現に向けてのメルクマールである、市全域人口に対する中心市街地人口の比率の減少率を測定する。</p> <p>※中心市街地活性化法に基づく基本計画区域に近似した区域。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	街なか居住推進施策等に取り組むことを前提として、5年後を目処に減少率を概ね半分とすることを目標とする。									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
							▲ 1.1%	▲ 1.1%	▲ 0.6%	
【外部要因】	<p>市町村合併による市全域の人口増 民間による投資動向(郊外の住宅地、大型商業施設への投資等)</p>									
【他の関係主体】	<p>地方公共団体 民間事業者 等</p>									
【備考】										
【担当部局】	住宅局市街地建築課									
【関係部局】	都市・地域整備局まちづくり推進課、都市計画課、市街地整備課、住宅局市街地住宅整備室									

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	27 流通業務立地等の円滑化を図る									
【業績指標】	(170) 物流拠点の整備地区数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		35地区 (平成18年度)					64地区 (平成23年度)			
【指標の定義】	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数。									
【目標設定の考え方・根拠】	総合物流施策大綱に基づく「今度推進すべき具体的な物流施策」の進捗状況を反映し、平成23年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。									
【過去の実績値】(年度)	単位:地区									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	23	23	24	24	25	25	27	31	35	41
【外部要因】	地元との調整等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業施行者)									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局 市街地整備課									
【関係部局】										

【政策目標】	7 都市再生・地域再生等の推進									
【施策目標】	28 集約型都市構造を実現する									
【業績指標】	(171) 主要な拠点地域への都市機能集積率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約4% (平成19年度)					前年度比+0%以上 (毎年度)			
【指標の定義】	<p>都市機能の拡散・集積の動向を評価する指標として、人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域^{※1}の延べ床面積の割合を算出する。</p> <p>※1 一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ(500mメッシュ)単位でヒアリングしたもの</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
【外部要因】	地元調整(権利者との権利調整等)、不動産の需要動向等									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体等)、民間事業者等(事業主体)									
【備考】	社会資本整備重点計画の考え方に合わせて、昨年度までの指標の定義・目標値等を変更。									
【担当部局】	都市・地域整備局 市街地整備課									
【関係部局】	都市・地域整備局 まちづくり推進課、都市計画課、街路交通施設課、住宅局 市街地建築課									

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	29 鉄道網を充実・活性化させる									
【業績指標】	(172)トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									21億トンキロ (平成18年度)	32億トンキロ (平成22年度)
【指標の定義】	トラックから鉄道コンテナ輸送に転換することで増加する鉄道コンテナ輸送量(トンキロ)。									
【目標設定の考え方・根拠】	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成22年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して32億トンキロ増加させるという目標値を設定。(京都議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり)									
【過去の実績値】(年度)	単位:トンキロ									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	0	3	3	12	10	14	21	21
【外部要因】	自然災害等による変動									
【他の関係主体】	鉄道事業者									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局 総務課 貨物鉄道政策室									
【関係部局】										

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	29 鉄道網を充実・活性化させる									
【業績指標】	(173) 5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(在来幹線鉄道の高速化)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		15,400km (平成18年度)					15,700km (平成23年度)			
【指標の定義】	5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、JR等の幹線鉄道により3時間以内に到達できる営業キロ延長。									
【目標設定の考え方・根拠】	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市から3時間以内で到達する鉄道路線延長を目標値として設定。									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	15,400km	15,400km
【外部要因】	鉄道事業者によるダイヤ改正等									
【他の関係主体】	地方公共団体、鉄道事業者									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局 幹線鉄道課									
【関係部局】	鉄道局 施設課									

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	29 鉄道網を充実・活性化させる									
【業績指標】	(174) 国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現(都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数)							業績目標		
								初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)	
								2空港 (平成19年度)	3空港 (平成22年度)	
【指標の定義】	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな空港アクセス鉄道の整備等により、成田国際空港を含めて三大都市圏の国際空港から都心部までの所要時間が30分以内となることを目標とした指標である。 ・三大都市圏の国際空港:成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港 									
【目標設定の考え方・根拠】	平成22年度の開業に向けて成田高速鉄道アクセスの整備を実施し、平成22年度には三大都市圏とも所要時間30分台の実現を目指す。<社会資本整備重点計画に記載>									
【過去の実績値】(年度)	単位:空港									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(協調補助等)、鉄道事業者(事業主体)									
【備考】	空港の国際化、利用の広域化が進展し、国際航空旅客も急増する中で、国際競争力のある都市の形成に必要な交通基盤整備の一環として、建設費等の一部を補助し、空港アクセス鉄道の整備を推進する。									
【担当部局】	鉄道局 都市鉄道課									
【関係部局】	鉄道局 財務課									

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	29 鉄道網を充実・活性化させる									
【業績指標】	業績目標									
	(175) 都市鉄道(三大都市圏)の整備路線延長(①東京圏、②大阪圏、③名古屋圏;カッコ内は複々線化区間延長)					初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						①2,353(211)km ②1,552(135)km ③925(2)km (平成18年度)		①2,399(216)km ②1,591(135)km ③925(2)km (平成23年度)		
【指標の定義】	<p>・平成23年度までに完成が予定されている地下鉄等の新線の延長を加えた都市鉄道(三大都市圏)の路線の営業キロの延長(このうち、複々線化されている区間の営業キロの延長を括弧内に示した)。</p> <p>・「都市鉄道」とは、大都市圏における旅客輸送を行う鉄道及び軌道のことをいう。</p> <p>・「三大都市圏」とは、東京駅、大阪駅、名古屋駅を中心とした、概ね半径50km(名古屋は40km)の範囲をいう。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	現況値に、平成23年度までに完成が予定されている路線の延長を加え設定。今後は速達性の向上・相互直通運転化・乗り継ぎ円滑化等により、鉄道ネットワーク全体としての利便性向上を目指す。									
【過去の実績値】(年度)	単位:km									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	東京圏 2,197 (196)	東京圏 2,215 (198)	東京圏 2,273 (198)	東京圏 2,278 (202)	東京圏 2,289 (204)	東京圏 2,291 (204)	東京圏 2,292 (211)	東京圏 2,353 (211)	東京圏 2,353 (211)	東京圏 2,379 (214)
	大阪圏 1,513 (135)	大阪圏 1,513 (135)	大阪圏 1,513 (135)	大阪圏 1,521 (135)	大阪圏 1,521 (135)	大阪圏 1,521 (135)	大阪圏 1,523 (135)	大阪圏 1,536 (135)	大阪圏 1,552 (135)	大阪圏 1,564 (135)
	名古屋圏 934 (2)	名古屋圏 934 (2)	名古屋圏 940 (2)	名古屋圏 940 (2)	名古屋圏 941 (2)	名古屋圏 945 (2)	名古屋圏 957 (2)	名古屋圏 933 (2)	名古屋圏 925 (2)	名古屋圏 925 (2)
【外部要因】	営業路線の一部廃止									
【他の関係主体】	地方公共団体(協調補助等)、鉄道事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局 都市鉄道課									
【関係部局】	鉄道局 財務課									

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	29 鉄道網を充実・活性化させる									
【業績指標】	(176) 都市鉄道(東京圏)の混雑率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		170% (平成18年度)					165% (平成23年度)			
【指標の定義】	東京圏のJR、民鉄及び地下鉄の主要区間の平均混雑率。東京圏とは、東京駅を中心とした概ね50km 範囲をいう。									
【目標設定の考え方・根拠】	当面の目標である主要区間の平均混雑率が150%を超える東京圏について、平成23年度までに整備が予定されている鉄道路線の開業を前提とした今後の輸送需要動向等に基づく値。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	183	180	176	175	173	171	171	170	170	171
【外部要因】	少子高齢化等の人口動態									
【他の関係主体】	地方公共団体(協調補助等)、鉄道事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局 都市鉄道課									
【関係部局】	鉄道局 財務課									

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	29 鉄道網を充実・活性化させる									
【業績指標】	(177) 経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		39% (平成18年度)					60% (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者が地域関係者(沿線自治体・住民・NPO 法人等)と連携し、鉄道を活性化するために策定される計画に基づき、活性化策を実行している地方鉄道事業者の割合</p> <p>分母: 毎年度末に運行している地方鉄道事業者数(近代化・LRT補助等対象事業者)99社(18年度末) 分子: 毎年度末に運行している地方鉄道事業者のうち活性化を図る為に策定した計画を実行している鉄道事業者数(近代化補助金上の「再生計画」及び「LRT整備計画」策定事業者)39社(再生31社、LRT8社)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>今後、地方鉄道の活性化を図っていく上では、鉄道事業者自身の取組に加え、地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者による積極的な関与が不可欠となっていることから、その環境整備に努めていく必要がある。そのため、経営基盤の脆弱な全ての地方鉄道事業者に鉄道の活性化に係る計画策定の助言・指導を行い、着実に実行させることを目指す。</p> <p>H17～H18に策定された活性化計画の延び(4社)を平成23年まで最低限維持した場合、平成23年度末の策定事業者は59社となる。→ 分子59社/分母99社(18年度末現在) = 60%</p>									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	35%	39%	45%
【外部要因】										
【他の関係主体】	地域関係者(地方自治体・沿線住民・企業)、鉄道事業者の参入、撤退									
【備考】										
【担当部局】	鉄道局 財務課									
【関係部局】										

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する									
【業績指標】	(178) 地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			60件 (平成19年度)				300件 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>業績指標は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通総合連携計画の策定数とする。地域における公共交通の活性化・再生のためには、地域の多種多様なニーズに応じるため、地域の関係者が、地域の真のニーズや問題を精査した上で、公共交通のあり方について総合的な交通計画を策定することが有効である。こうした観点から、地域公共交通総合連携計画の策定数は地域公共交通の活性化・再生について地域の積極的な取組を反映した指標ともなりうるものである。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地域公共交通総合連携計画の策定件数について、初期値については法律施行後初年度となる平成19年度の連携計画の策定件数(60件)を設定し、目標年次までに各地方運輸局等毎に30地域において連携計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等に乗じた300件とした。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60
【外部要因】										
【他の関係主体】	総務省、公安委員会、環境省、市町村(計画策定主体)等									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局交通計画課									
【関係部局】	鉄道局財務課、自動車交通局旅客課、海事局内航課									

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上										
【施策目標】	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する										
【業績指標】	(179) バスロケーションシステムが導入された系統数									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										7,067系統 (平成18年度)	9,000系統 (平成24年度)
【指標の定義】	バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数 ※バスロケーションシステム:GPS等を用いてバスの位置情報を収集・提供するシステム										
【目標設定の考え方・根拠】	近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定										
【過去の実績値】(年度)	単位:系統										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	2,870	2,944	3,420	3,534	3,672	3,942	4,683	4,901	7,067	-	
※H19は未統計											
【外部要因】	なし										
【他の関係主体】	バス事業者(事業主体)、地方自治体(協調補助)										
【備考】	(主な施策) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業										
【担当部局】	自動車交通局総務課企画室										
【関係部局】	該当なし										

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する									
【業績指標】	(180) 地方バス路線の維持率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		96% (平成14年度)					100% (平成20年度)			
【指標の定義】	<p>「地方バス路線」とは、生活交通確保のため、地域協議会における協議結果に基づき都道府県が策定した計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線をいう。「維持率」とは、地方バス路線(毎年度ごとに確定)に対する引き続き運行されている当該路線(翌年度末)の割合をいう。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>都道府県策定の計画において維持が必要とされ、国として支援することとした地方バス路線が維持されることを目指す。</p>									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	96%	98%	98%	97%	96%	96%
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省(地方財政措置) ・ 都道府県(協調補助) 									
【備考】										
【担当部局】	自動車交通局旅客課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上										
【施策目標】	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する										
【業績指標】	(181) 有人離島のうち航路が就航されている離島の割合									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										71% (平成17年度)	71% (平成22年度)
【指標の定義】	有人離島のうち航路が就航されている離島の割合										
【目標設定の考え方・根拠】	我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はその内一般旅客定期航路が就航している離島数。 架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持するものについて支援する。										
【過去の実績値】(年度)	単位:%										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	73	73	73	72	72	72	72	71	71	70	
【外部要因】	架橋の建設等に伴い、当該航路の利用者が減少し、航路廃止等となることが考えられる。										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体) 民間事業者(事業主体)										
【備考】											
【担当部局】	海事局内航課										
【関係部局】	該当なし										

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	30 地域公共交通の維持・活性化を推進する									
【業績指標】	(182) 生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			96% (平成17年度)				96% (平成22年度)			
【指標の定義】	飛行場を有しかつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島(現況 28)のうち、航空輸送が確保されている離島の割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。 また、長期的にも現況値96%を維持することを目標とする。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	100	100	100	96	96	96	89	89
【外部要因】	船舶等代替交通機関へのシフト 就航に適した機材の欠如									
【他の関係主体】	都道府県(国と協調又は独自で離島航空路線維持策を実施) 航空運送事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	航空局監理部航空事業課									
【関係部局】										

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	31 都市・地域における総合交通戦略を推進する									
【業績指標】	(183) まちづくりによる公共交通利用可能性の改善率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0% (平成19年度)					約11% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導等のまちづくりにより基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口を増加させる。</p> <p><分母>現時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合(64.6%)と30年度に想定している基幹的な公共交通を利用できる人口の割合(75.0%)の差 <分子>現時点で基幹的な公共交通を利用できる人口の割合(64.6%)と各年度における基幹的な公共交通を利用できる人口の割合の差</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>集約型都市構造を目指す都市の市街地において、用途地域内に居住する人口のうち、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口の割合を、長期的には75%(4人に3人程度)まで増加させることを目的として、平成24年度までに各種事業の推進等によって見込まれる改善割合を目標として設定。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
【外部要因】										
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)									
【備考】	社会資本整備重点計画の考え方に合わせて、昨年度までの指標の定義・目標値等を変更。									
【担当部局】	都市・地域整備局街路交通施設課									
【関係部局】	都市・地域整備局市街地整備課									

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	32 道路交通の円滑化を推進する									
【業績指標】	(184) 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約132万人・時/日 (平成19年度)					約1割削減 (約118万人・時/日) (平成24年度)			
【指標の定義】	踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差 開かずの踏切等の遮断時間による損失時間 ＝踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間 － 対策後に踏切通過に要する時間									
【目標設定の考え方・根拠】	連続立体交差事業や道路の立体化及びその他の踏切対策のスピードアップを図ることにより、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間を5年間で約1割削減することを目標とする。 【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】									
【過去の実績値】(年度)	単位:万人・時/日									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
										約132
【外部要因】	該当無し									
【他の関係主体】	・鉄道事業者(踏切保安設備の整備)									
【備考】	定義の見直し 「開かずの踏切」対策率は、社会問題化している開かずの踏切に対する速効的な対策に着目したアウトプットの指標である。今回の定義の見直しは、社会資本重点整備計画を踏まえ、より分かりやすいアウトカム指標として、開かずの踏切等を対象とした「踏切遮断による損失時間」に変更するものである。									
【担当部局】	道路局 路政課									
【関係部局】	都市・地域整備局街路交通施設課、鉄道局施設課									

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上									
【施策目標】	32 道路交通の円滑化を推進する									
【業績指標】	(185) ETC利用率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		76% (平成19年度)					85% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>ETCの導入済みの料金所においてETCを利用した車両の割合</p> <p>ETC利用率 = ETCが導入されている料金所におけるETC車の入口総交通量 ÷ ETCが導入されている料金所における入口総交通量</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>京都議定書目標達成計画に位置付けており、料金所渋滞の緩和及びCo2排出量削減による地球環境の改善に向け、5ヶ年後のH24末までに、全国で85%がETCを利用している状態になることを目標とする。</p> <p>【社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標】</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
					5	16	47	65	72	76
【外部要因】	該当無し									
【他の関係主体】	・各高速道路会社(ETC普及促進策の実施状況)									
【備考】	<p>目標値見直し 社会資本整備重点計画(平成14年度～19年度)(3章)の指標「ETC利用率」を継続。 H19年度に目標年度が到来したため、目標年度をH24年度に変更し、目標値を見直し。</p>									
【担当部局】	道路局 有料道路課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	33 社会資本整備・管理等を効果的に推進する									
【業績指標】	(186) 公共事業の総合コスト改善率 (平成19年度まで「(168) 公共事業の総合コスト縮減率」を使用。)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		総合コスト改善率 － (平成20年度)					総合コスト改善率 15% (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>◎平成24年度までに平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率の達成を目指す。 総合コスト改善率は、総合コスト改善額を当該年度の全工事費(維持管理費にかかる工事費を含む)と総合コスト改善額との和で除したものの。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>◎公共事業の総合コスト改善率 平成20年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づき設定。</p> <p>※平成19年度までは、前プログラムである「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、「総合コスト縮減率」を設定しており、平成19年度までに平成14年度と比較して、14.1%のコスト縮減と概ね目標を達成してきたところである。 プログラム終了に伴い、平成20年3月に「国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、工事コストの縮減等前プログラムの評価項目に加え、①民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、②施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、③環境負荷の低減効果等の社会コスト構造の改善を評価する「総合コスト改善率」を設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						6.10%	7.30%	9.90%	11.50%	14.10%
	※「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」(平成15年3月)に基づき設定した「公共事業の総合コスト縮減率」の実績。(平成20年度より業績指標を「公共事業の総合コスト縮減率」から「公共事業の総合コスト改善率」に変更)									
【外部要因】	<p>◎指標の評価に必要なデータの取得に時間を要する。 ※当該年度の指標の評価に必要なデータは、次年度の上半期にフォローアップ調査を実施、それを取りまとめた結果を例年9月末頃に開催される行政効率化関係省庁連絡会議公共事業コスト構造改善推進ワーキンググループで了承を得ることにより、はじめて対外的な公表が可能となるため。</p>									
【他の関係主体】	・内閣官房及び関係府省庁									
【備考】										
【担当部局】	大臣官房技術調査課									
【関係部局】	省内公共事業関係各局									

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	33 社会資本整備・管理等を効果的に推進する									
【業績指標】	(187) 事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0件 (平成18年度)					0件 (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>土地収用法の事業認定にあたっては、請求があった場合には公聴会を開催しなければならないとともに、事業反対等の意見書があった場合には社会資本整備審議会の意見を聴取しなければならないこととされているなど、適正かつ公正な判断を行うために必要な手続をとることとされており、これらの手続を適正に、かつ、確実に行うとともに、こうした手続を踏まえて事業認定庁として適正な判断を行って訴訟等になった場合でも取り消されることのないようにする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>土地収用法の事業認定については、それが公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としたものであり、また、仮に処分後に取消訴訟等により取り消された場合には公共事業が途中でストップしてしまう恐れがあることから、事業認定にあたっては適正かつ公正な判断を行うことが特に重要であり、適正な手続を確実に行って、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要である。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	総合政策局総務課土地収用管理室									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	33 社会資本整備・管理等を効果的に推進する									
【業績指標】	(188) 国土交通政策の企画立案等に必要 調査検討の報告数及び研修等の満足度(①調査 検討の報告数、②講演等実施後のアンケート調査 等に基づいた満足度、③研修実施後のアンケート 調査等に基づいた満足度)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①13件 (平成18年度) ②90.9% (平成17～18年度平均) ③88.8% (平成19年度)					①14件 (平成19～23年度平均) ②95.0% (平成23年度) ③90.0% (平成20年度)			
【指標の定義】	国土交通政策の企画立案等に必要調査検討の報告数及び研修等における受講者数の満足度									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>実際に行った①調査検討の件数及び②研修等の満足度について目標値と比較し、検討する。 (なお、①調査検討の報告は、社会経済環境において生起する諸課題等を踏まえて作成するものであり、件数について減少する場合もあることに留意)</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:①件、②%、③%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①	—	—	—	—	—	—	—	—	13	12
②	—	—	—	—	—	—	—	87.5	94.2	93.2
③	—	—	—	—	—	—	—	—	—	88.8
【外部要因】	社会経済環境において生起する諸課題等									
【他の関係主体】										
【備考】	<p>・③研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度については、平成19年度に目標年度が到来したところであるが、アンケート調査等の結果に基づき研修員のニーズにあった研修の実施を図り、その効果を検証するため、新たな目標値を設定する。</p> <p>(下記は、堀井係長の指示により、評価官室整理用にお示しするものですので、非公表で御願います。) 現在、国土交通大学校では、新たに平成21年度以降の概ね5か年を視野に入れた国土交通大学校研修の中長期計画の策定作業のとりまとめを行っているところであり、21年度以降の研修体系が現行のものと大きく異なる。そのため、業績指標の目標値の年度の設定にあたっては、研修の中長期計画が始まる前の年度である20年度を目標年度とし、中長期計画策定後(21年度)に新たに目標設定したいと考えている。</p>									
【担当部局】	総合政策局政策課									
【関係部局】	国土交通政策研究所、国土交通大学校									

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護										
【施策目標】	33 社会資本整備・管理等を効果的に推進する										
【業績指標】	(189) 建設施工企画に関する指標(①ICT建設機械等(土工(盛土)の敷均し、締固め施工)による施工日数及び出来形管理の所要日数の短縮割合、②建設現場における創意工夫の事例の活用件数、③安全管理評価手法の試行工事件数)	業績目標									
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)						
		①施工及び監督・検査の所要日数(土工(盛土)の敷均し、締固め施工)の短縮割合 - (※【目標設定の考え方・根拠を参照】)	①施工及び監督・検査の所要日数(土工(盛土)の敷均し、締固め施工)の短縮割合 約2割縮減 (平成21年度)	②創意工夫活用件数 -	②創意工夫活用件数 100件 (平成21年度)	③安全管理評価手法の試行工事件数 -	③安全管理評価手法の試行工事件数 50件 (平成24年度)				
【指標の定義】	<p>①施工及び監督・検査の所要日数(土工(盛土)の敷均し、締固め施工)の短縮割合 今回調査検討する土工(盛土)における敷均し・締固め等の施工日数及び完成形状の監督・検査の所要日数において、従来施工とICTを活用した施工方法による施工日数等の削減率 〔土工(盛土)における敷均し・締固め施工日数及び完成形状の監督・検査日数 ICT活用の日数/通常施工の日数〕</p> <p>②創意工夫活用件数 創意工夫の事例が活用された工事の累積活用件数</p> <p>③安全管理評価手法の試行工事件数 安全管理水準評価手法を用い、事業者の安全管理水準を評価する試行工事件数</p>										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①施工及び監督・検査の所要日数(土工(盛土)の敷均し、締固め施工)の短縮割合 土工(盛土)における、敷均し・締固め施工において、一般機械を使用した従来施工と3次元機械制御対応の建設機械を使用した情報化施工による施工効率から施工日数を試算。 また、完成形状の監督・検査においても従来のレベル・巻尺による手法と、トータルステーションを用いた新たな手法による所要日数を試算。それら日数を除して目標として設定。 〔参考;土工(盛土)3万㎡の敷均し・締固め施工日数及び完成形状の監督・検査日数 45日/57日(平成18年度における平均所要日数)=0.79=約2割縮減〕</p> <p>②創意工夫活用件数 建設工事の品質確保・コスト削減を図るため、施工現場における創意工夫の事例を広く普及させる。 現況を勘案し、平成21年度の目標を活用累積件数100件と設定。実績値は平成20年度以降計測可能となるため、目標値は平成20年度及び21年度の合計件数である。</p> <p>③安全管理評価手法の試行工事件数 建設機械施工に係わる労働災害と事故の減少を目的に、工事現場における建設機械施工の安全管理水準評価手法を平成21年度までに策定する。その後、安全管理水準評価手法の現場での適用性を確認するための試行工事を平成24年度に50件程度実施する。なお、実績値は平成22年度以降計測可能となる。</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:①割合②件数③件数										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・施工及び監督・検査の所要日数の短縮。 ・3次元機械制御対応の建設機械の市場普及。 										

【 他 の 関 係 主 体 】	
【 備 考 】 <新規追加指標③に関する施策の概要> ○建設機械施工に係わる労働災害と事故の減少を目的として、事業者の建設機械施工の安全管理対策に関する評価手法を策定し、インセンティブ等を付与することで、建設業における安全管理水準の向上を図る。	
【 担 当 部 局 】	総合政策局建設施工企画課
【 関 係 部 局 】	

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護										
【施策目標】	33 社会資本整備・管理等を効果的に推進する										
【業績指標】	(190) 用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										3.50% (平成13～17年度の平均)	3.15% (平成19～23年度の平均)
【指標の定義】	<p>国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」(注)となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合(%)。</p> <p>(注) 用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。</p>										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値(平成19～23年度の5カ年のあい路率の平均)は現況(平成17年度までの過去5カ年の平均)から1割改善させることとして設定。</p> <p>また、長期的にもできる限り改善していく。</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:%										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	4.70%	4.82%	4.30%	4.28%	3.43%	3.53%	3.40%	2.87%			
【外部要因】											
【他の関係主体】											
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> ・損失補償基準等の継続的な点検作業。 ・スピーディな事業展開のための用地取得条件整備モデル事業に関する調査検討経費(平成20年度予算(新規)) ・適正な用地補償のための制度再構築に関する実態調査(平成20年度予算(継続)) 										
【担当部局】	土地・水資源局総務課公共用地室										
【関係部局】	該当なし										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する									
【業績指標】	(191) 不動産証券化実績総額	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		33兆円 (平成18年度)					66兆円 (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>〔指標の定義〕 主たる投資対象を不動産とするJリート(注1)、不動産特定共同事業スキーム(注2)、資産流動化法スキーム(注3)、合同会社－匿名組合出資スキーム(注3)等の活用による証券化実績総額</p> <p>(注1) 不動産投資信託(Jリート)とは、多くの投資家から資金を集めオフィスビル、賃貸マンション等の「不動産」を購入し、そこから生じる賃料や売却益を投資家に分配する商品。Jリートは比較的購入しやすい金額(上場時公募価格で20万円台～80万円台)から投資できるため、これまで個人では困難だった数十億円単位の大型不動産への投資が可能となった。</p> <p>(注2) 複数の投資家が出資して、不動産会社などが事業を行い、その運用収益を投資家に分配する事業。</p> <p>(注3) 不動産の証券化(商業ビルや賃貸マンションなどの不動産を担保に証券を発行して資金を調達する手法のこと。投資家は賃料収入などの収益に基づいて、利払いや配当などを受ける。)のために活用される一種のペーパーカンパニー。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>〔根拠〕 主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計であることから業績指標として採用。</p> <p>〔目標設定の考え方〕 不動産の証券化は、約1,500兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に呼び込み、不動産取引の活性化や優良なストックの形成を可能にするものである。これまで、当該業績指標が着実に伸びるよう、政策を打ってきたところであるが、今後もその伸びを維持し、その上さらに拡大(過去5年間の証券化実績(単年度の伸び)の平均額以上に伸びを拡大)させるために、不動産証券化市場活性化のための不動産投資市場の環境整備を進めていき、初期値の2倍となる66兆円という目標を目指す。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:兆円									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	3	6.2	9	12.7	18	25	33	42
【外部要因】	国内・海外の景気動向、金融機関の不良債権処理、企業の資産リストラの動向、金融市場の動向									
【他の関係主体】	金融庁(投信法・SPC法を所管)									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局不動産課、土地・水資源局土地市場課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する									
【業績指標】	(192) 指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			229千件 (平成18年度)				274千件 (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>年度末における指定流通機構(レインズ)(注1)の売却物件登録件数(注2)。</p> <p>(注1) 指定流通機構(レインズ REINS)とは、国土交通大臣から指定を受けた公益法人(全国で4つ)が運営しているシステム。(Real Estate Information Network Systemの頭文字をとっている)宅地建物取引業者が流通に参与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産取引の拡大を図っているもの。</p> <p>(注2) 指定流通機構(レインズ REINS)には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、中古物件(マンション・戸建住宅等)及び土地が登録物件の大半を占める。なお、目標値は各年度末時点における流通在庫数を示す。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>〔根拠〕 宅地建物取引業法は、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者にレインズへの物件情報の登録を義務付けている。よって、レインズへの売却物件登録件数(事業用物件も含む)は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が参与する物件の流通量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。</p> <p>〔目標設定の考え方〕 住生活基本計画における既存住宅の流通シェアの増加(平成15年13%から平成27年23%)の目標を踏まえた数値(261千件)から、さらにレインズによる取引情報の公開の充実等による活用の促進効果(5%増)を見込み、当該目標値を設定した。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:千件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	160	166	177	182	183	186	192	204	229	285
【外部要因】	不動産市場動向(地価・住宅価格の下落)、金融動向(金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等)									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	総合政策局不動産課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する									
【業績指標】	(193) 宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0.37% (平成13年度～平成17年度の5年間平均)					0.30% (平成19年度～平成23年度の5年間平均)			
【指標の定義】	宅地建物取引業保証協会の社員数に対して、弁済業務保証金の還付を受ける権利を有する者が、その権利を実行するために必要となる宅地建物取引業保証協会の認証件数の占める割合の推移									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>〔根拠〕 宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者との取引により損害を受けた者は、宅地建物取引業保証協会の認証を受ければ一定額の損害の還付を受けることができるため、当該認証件数が不動産取引における紛争の数を表していると考えられることから、業績指標として採用。</p> <p>〔目標設定の考え方〕 不動産取引における紛争においては、重要事項説明に係るものを始め、報酬に係るものなど宅地建物取引業法に基づき適切に業務がなされていないことに起因するものが多く見受けられる。宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上を図るため、宅地建物取引業者に対する監督処分基準の制定・公表等の政策を打ってきたところであるが、今後も宅地建物取引業者のコンプライアンスの向上に資する施策を一層進めていき、初期値(0.37%)から約2割減少した値(0.30%)を目指す。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	0.33	0.35	0.41	0.39	0.36	0.21	0.22
【外部要因】	不動産市場の動向、不動産取引に関して社会的関心を集める事件等の発生									
【他の関係主体】	都道府県、各宅地建物取引業保証協会									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局不動産課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する									
【業績指標】	(194) マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0. 20% (平成17年度)					0. 16% (平成22年度)			
【指標の定義】	マンション管理組合数に対して、国土交通省のマンションの管理の適正化の推進に関する法律(以下「適正化法」という。)主管課で扱ったマンション管理業に関する紛争相談件数が占める割合の推移									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>〔根拠〕 マンション管理業に関する紛争相談における主な紛争相談者であるマンション管理組合は、マンション市場の近年の動向から今後の増加が見込まれるため、その増加分を勘案する必要がある。よって、マンション管理組合の数(推計)を母体としたマンション管理業に関する紛争相談件数の割合を業績指標として採用。</p> <p>〔目標設定の考え方〕 マンション管理業に関する紛争相談においては、重要事項説明に係るものや、契約成立時の書面の交付に係るものなど、適正化法に基づき適切に業務がなされていないことに起因するものが多く見受けられる。マンション管理業者のコンプライアンスの向上を図るため、マンション管理業者に対する監督処分基準の制定・公表等の政策を打ってきたところであるが、今後もマンション管理業者のコンプライアンスの向上に資する施策を一層進めていき、初期値(0. 20%)から2割減少した値(0. 16%)を目指す。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	0. 2	0. 25	—
【外部要因】	マンション市場の動向、マンション管理に関して社会的関心を集める事件等の発生、マンション住民の世帯形態の変化、マンション管理業者数の推移									
【他の関係主体】										
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理業に関する北海道開発局・各地方整備局・沖縄総合事務局に寄せられた紛争相談件数についての調査は、平成18年度(平成17年度分)から毎年度実施。 ・マンション管理組合数は、マンションストック数(国土交通省推計資料)を、管理組合当たりの戸数((社)高層住宅管理業協会「マンション管理受託動向調査」をもとに算出)で除して推計。 									
【担当部局】	総合政策局不動産課不動産指導室									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護											
【施策目標】	34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する											
【業績指標】											業績目標	
											初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
	(195) 地価情報を提供するホームページへの アクセス件数	25,389,634件 (平成18年度)	32,032,000件 (平成23年度)									
【指標の定義】	地価公示及び都道府県地価調査に係るホームページへの年間アクセス件数											
【目標設定の考え方・根拠】	<p>平成19年度に目標設定をした際には、取引価格情報提供ページにおいて、今後、地価情報との連動表示が進展することにより、地価情報を提供するホームページへのアクセス件数が減少する可能性があったこと、また、地価情報を提供するホームページへの過去のアクセス件数の最高値が25,389,634件であったことから、同水準を維持することにより着実に地価情報の提供・普及を進めていくため、25,390,000件を目標としていた。</p> <p>しかし、平成19年度の実績値が当該目標値を上回ったことを踏まえ、目標値の見直しを行い、平成23年度においても平成19年度と同水準を維持することにより着実に地価情報の提供・普及を進めるため、目標値を32,032,000件と設定することとした。</p>											
【過去の実績値】(年度)	単位:件											
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19		
	809,691	1,670,702	4,832,292	6,818,890	13,241,830	16,935,727	19,288,447	24,272,457	25,389,634	32,031,644		
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済状況の変化を背景とする不動産市場の動向 ・国民におけるインターネット利用環境の改善 											
【他の関係主体】												
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> ・地価公示とは、土地鑑定委員会が、毎年1月1日時点における標準値の正常な価格を3月下旬に公示するものである。 ・都道府県地価調査とは、都道府県知事が基準値を選定し、毎年7月1日時点における標準価格を判定し、9月下旬に公表するものである。 ・平成19年度からは、これに加え、主要都市における高度利用地の地価分析調査(四半期毎の地価を把握)を行い、今後の地価動向を見通すための参考情報として広く一般に提供している。 											
【担当部局】	土地・水資源局地価調査課											
【関係部局】	該当なし											

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する									
【業績指標】	(196) 取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①22,659,447件 (平成18年度) ②63,636件 (平成18年度)					①40,000,000件 (平成23年度) ②1,000,000件 (平成23年度)			
【指標の定義】	<ul style="list-style-type: none"> ・取引価格情報を提供するホームページへの年間アクセス件数 ・アンケートによる取引価格情報の収集を通じた、取引価格情報の提供件数 									
【目標設定の考え方・根拠】	<ul style="list-style-type: none"> ①アクセス件数(上段) ②提供件数(下段) 									
【過去の実績値】(年度)	単位:(件)									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	22,659,447	27,178,872
	—	—	—	—	—	—	—	—	63,636	330,144
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済状況の変化を背景とする不動産市場の動向 ・国民におけるインターネット利用環境の改善 									
【他の関係主体】										
【備考】	<p>不動産取引価格情報の提供は、不動産取引における市場の透明化、取引の円滑化・活性化等を図るために開始されたものである。不動産取引価格情報の収集は、平成17年7月から、法務省と連携し、現行制度の枠組みを活用して、不動産取引当事者の協力による不動産取引価格等のアンケート調査により行っている。そのアンケート調査結果で得られた情報は、平成18年4月から「土地情報システム」によりインターネットを通じて、広く一般に無償で情報提供されている。</p>									
【担当部局】	土地・水資源局土地市場課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する									
【業績指標】	(197) 低・未利用地の面積	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		13.1 万ha (平成15 年度)					13.1 万ha (平成20 年度)			
【指標の定義】	土地基本調査(5年毎調査)において集計された法人及び世帯が所有する宅地など(「農地・林地」、「他社への販売を目的として所有する土地」以外の土地)に係る低・未利用地面積のうち「空き地」とされた土地利用の合計面積(単位: 万ha)									
【目標設定の考え方・根拠】	低・未利用地の面積については、人口・世帯数の減少や産業構造の変化といった社会経済状況を踏まえ、今後増加することが懸念されているところであるが、その増加を抑制し、少なくとも維持することを目標とするため、13.1 万haとした。									
【過去の実績値】(年度)	単位: 万ha									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	12.5	-	-	-	-	13.1	-	-	-	-
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・人口・世帯減少の進展に伴う土地需要の減少 ・国内産業構造の転換や景気の動向を背景としたオフィス用地や商業施設用地、工場用地などの企業の土地需要の動向 									
【他の関係主体】										
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> ・低・未利用地情報や土地の有効活用に関するノウハウ等を広く一般に提供するWEBサイト「土地活用バンク」の運用 ・国土利用計画法の的確な運用 等 									
【担当部局】	土地・水資源局土地政策課									
【関係部局】	土地・水資源局土地市場課 土地・水資源局土地利用調整課									

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	35 建設市場の整備を推進する									
【業績指標】	(198) 入契法に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			①75% (平成13年度) ②56% (平成13年度)				①100% (平成23年度) ②100% (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>①国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法(注)の対象となる特殊法人等における第三者機関の設置の状況(設置済み発注機関数の対象発注機関数に対する比率) (注)国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発展を目的として、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「適正な施工の確保」「不正行為の排除の徹底」について、発注者の義務等を定めた法律。</p> <p>②国及び国土交通省所管のうち入札契約適正化法の対象となる特殊法人等における入札時の工事費内訳書の提出義務付けの状況(提出義務付け発注機関数の対象発注機関数に対する比率)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①入札契約の透明性確保に当たっては外部の第三者機関による監視が最も有効であることから、5年以内に国・国土交通省所管法人等においては全ての発注者において設置することを目標として設定。平成18年度100%導入を目指し、その後も将来にわたって100%を維持する。</p> <p>②入札時における工事費内訳書の提出義務付けは、入札参加者に適切な見積もりを行うことを促すとともに、提出された工事費内訳書のチェックにより不正行為の防止等に資することとなることから、平成13年当時、入札時において工事費内訳書の提出を義務付けていない国の5機関及び国土交通省所管法人等の9法人を含め、全体として8割の発注機関において5年以内に提出を義務付けすることを目標として設定。平成23年度までには、対象とする全発注機関で提出を義務付けることを目標とする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①				75	75	68	69	69	75	97
②				56	63	77	84	88	88	88
【外部要因】										
【他の関係主体】	他府省庁・特殊法人等(設置主体)									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局建設業課入札制度企画指導室									
【関係部局】	大臣官房地方課公共工事契約指導室、大臣官房技術調査課									

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護										
【施策目標】	35 建設市場の整備を推進する										
【業績指標】	(199) 建設工事に携わる技術者のうち技術検 定合格者の比率									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										87% (平成18年度)	90% (平成23年度)
【指標の定義】	<p>監理技術者資格者証保有者のうち、1級技術検定合格者の比率を高める。 技術検定制度は、建設業者の施工する建設工事に従事し又はしようとする者の施工技術の向上を目的として国土交通大臣が行うものである。 建設業法において、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、監理技術者の配置を義務づけている。これら監理技術者のうち、施工に関してより高い知識、技術、管理能力を持った1級技術検定合格者の比率が高まることで、公共工事等の質の確保、ひいては健全な建設市場の育成が図られる。</p>										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>技術検定合格者の伸び率及び施策の重要性を勘案して設定。平成23年度においても監理技術者資格者証保有者のうち技術検定合格者の比率を現在と同程度以上維持することを目指す。</p>										
【過去の実績値】(年度)	単位:%										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	—	—	—	—	—	—	—	—	87	87	
【外部要因】	建設業界における労働者数										
【他の関係主体】											
【備考】											
【担当部局】	総合政策局建設業課										
【関係部局】											

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	35 建設市場の整備を推進する									
【業績指標】	(200) 建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数					業績目標				
						初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						224件 (平成18年度)		400件 (平成21年度)		
【指標の定義】	建設業の活力回復施策によって支援された、中小・中堅建設業者によるモデル的な取組の創出件数(累計値)									
【目標設定の考え方・根拠】	平成18年度までのモデル的な取組の累計件数は224件で1年あたり約50件。今後も年間50件程度の創出を見込んで目標を設定した。									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
						17	59	120	224	322
【外部要因】	建設投資の減少等									
【他の関係主体】	建設業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局 建設市場整備課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	35 建設市場の整備を推進する									
【業績指標】	(201) 専門工事業者の売上高経常利益率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		2.5% (平成17年度)					4.0% (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>専門工事業者の売上高に占める経常利益の割合 ※売上高経常利益率=(経常利益/売上高)×100 ※経常利益=(営業利益+営業外収益)－営業外費用</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、今後は、経営革新や新分野進出の促進等を通じて、技術と経営に優れた専門工事業者が伸びることができる環境の整備を図ることが必要である。</p> <p>その際、専門工事業者の経営状況のよしあしを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高経常利益率が挙げられる。</p> <p>経常利益は日常的に発生する営業活動と財務活動から生じる収益を表す指標であり、その企業の本来の実力を計る目安として利用されることから、経常利益の売上高に占める割合を計ることでのちに専門工事業者の収益力を把握することが可能である。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	1.3	-	-	1.4	-	-	2.5	-	-
【外部要因】	建設投資の増減等									
【他の関係主体】	専門工事業者(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局 建設市場整備課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	35 建設市場の整備を推進する									
【業績指標】	(202) 建設資材の需給状況把握システムの導入状況	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0% (平成18年度)					100% (平成21年度)			
【指標の定義】	<p>主要建設資材の安定供給はもとより、大規模地震発生時の応急、復旧・復興に対応すべく効率的かつ効果的な建設資材の供給が可能となるシステムの開発を行い、そのシステムを建設資材の供給に携わる関係機関への普及度合を割合としたもの。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>過去の地震時で要した建設資材の需要量などを元データとして、発災後に必要な需要量・需要時期・需要場所や運搬経路を示すシステムを構築し、各業界関係機関(各種建設資材関連の公益法人等)に広く情報提供することを目的に、平成21年度内でシステムの普及を図るよう目標値を設定</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
【外部要因】	災害状況、建設投資の動向									
【他の関係主体】	経済産業省、所管法人等									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局 建設市場整備課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	35 建設市場の整備を推進する									
【業績指標】	(203) 建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD. I.)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①1.2% (平成18年) ②30ポイント (平成18年)					①1.2%以下 (平成23年) ②30ポイント以下 (平成23年)			
【指標の定義】										
<p>①建設労働需給調査結果(国土交通省) 調査対象職種(鉄筋工、型わく工等)の労働者を直用する建設業者による技能労働者の確保状況(回答数)を以下により算出した、建設技能労働者の不足率(年平均、8職種計、全国、原数値)。</p> $\text{不足率} = (\text{確保しなかったが出来なかった労働者数} - \text{確保したが過剰となった労働者}) \div (\text{確保している労働者数} + \text{確保しなかったが出来なかった労働者数}) \times 100$ <p>②労働経済動向調査(厚生労働省) 調査対象産業に属する全国の民営事業所に対して実施された調査において、労働者の過不足感について、不足(「やや不足」と「おおいに不足」の計)と回答した事業所の割合から過剰(「やや過剰」と「おおいに過剰」の計)と回答した事業所の割合を差し引いた値(「労働者過不足判断D.I.」のうち、建設業における技能工のD.I.(年平均(四半期毎の結果を平均して算出))。</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
<p>少子高齢化社会が到来し、労働力人口が大幅に減少することが予想され、将来的に優秀な人材が大幅に減少することが懸念される中、建設技能労働者の需給バランスが現在以上に悪化しないことを目標とする。</p>										
【過去の実績値】(暦年) 単位:①%、②ポイント										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①	-	-	-	-	-0.3	-0.6	-0.3	0.8	1.2	0.7
②					-5	-4	9	19	30	31
【外部要因】										
建設投資の動向										
【他の関係主体】										
厚生労働省										
【備考】										
【担当部局】	総合政策局 建設市場整備課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	35 建設市場の整備を推進する									
【業績指標】	(204) 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		— (平成19年度)					3割減 (平成24年度)			
【指標の定義】	建設関連業(測量業、建設コンサルタント、地質調査業)登録制度に係る各種申請を平均化した1申請あたりの申請から登録処理までの所要日数の低減率									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>業者の申請が出されると、内容確認、システム登録、内部決裁、業者通知などの各段階を経て、申請を処理している。平成19年度の処理日数を基準とし、平成24年度の処理日数の3割減を目指す。</p> <p>次世代建設関連業者登録システムが、平成22年度より運用開始予定であり、制度の見直し等により、申請書類等の低減を図ることが可能であれば、概ね3割の日数を削減可能である。</p> <p>平成20年度、登録処理日数の調査、システムの基本設計・詳細設計</p> <p>平成21年度、システムの構築</p> <p>平成22年度、システムの運用</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
【外部要因】	申請者の国土交通省オンライン申請システムの利用状況									
【他の関係主体】	発注者(国、地方公共団体)、申請者									
【備考】	<p><主な施策の概要></p> <p>○建設関連業(建設コンサルタント等)の新たな役割と一層の活用についての検討</p> <p>○次世代建設関連業者登録システムの開発</p>									
【担当部局】	総合政策局 建設市場整備課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護										
【施策目標】	35 建設市場の整備を推進する										
【業績指標】	(205) 海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数									業績目標	
										初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
										0件 (平成18年度)	10件 (平成21年度)
【指標の定義】	我が国建設業の国際競争力の強化及び官民協働によるインフラ整備の推進を図るために行う、建設会議(政策対話等)、セミナー、シンポジウムの開催数。										
【目標設定の考え方・根拠】	平成19年度から毎年度3案件程度の開催を想定し、平成21年度末までに累計10案件の開催を目標とする										
【過去の実績値】(年度)	単位:件										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	—	—	—	—	—	—	—	—	0件	3件	
【外部要因】	相手国の政情										
【他の関係主体】	相手国政府・関係機関、建設企業										
【備考】											
【担当部局】	総合政策局国際建設市場室、国際建設推進室										
【関係部局】											

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	36 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る									
【業績指標】	(206) 統計調査の累積改善件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		1件 (平成18年度)					7件 (平成23年度 までの累計)			
【指標の定義】	<p>「統計行政の新たな展開方向」(各府省統計主管部局長等会議申合せ、H15. 6)において、既存統計の見直しを含めた社会・経済の変化に対応した統計の整備等が求められていることを受け、既存統計の全てについて抜本的見直しを行い、現行統計の統計手法の見直しや新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図るための検討を進めており、これにより見直しを行った統計調査の件数を指標とする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、提供等を含め、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図るため、統計調査の見直しを行うことにより、統計利用者の利便性向上等を図る。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	総合政策局情報安全・調査課									
【関係部局】	総合政策局情報安全・調査課建設統計室 総合政策局情報安全・調査課交通統計室									

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	36 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る									
【業績指標】	(207) 統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数(①収録ファイル数、②HPアクセス件数)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		① 約5,000件 (平成18年度)			① 約9,200件 (平成22年度)			② 約505,000件 (平成22年度)		
【指標の定義】	市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、提供情報の量及びその利用状況(ホームページへのアクセス件数)を指標とする。									
【目標設定の考え方・根拠】	統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な形や刊行物により統計データを提供しており、収録ファイル数及びアクセス件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。 また、ホームページに掲載する統計データについて、利用者の利便性を考慮した加工可能な形式での統計データの提供拡大を推進する。									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	ファイル数 — アクセス数 約77,000 (交通統計のみ)	ファイル数 — アクセス数 約180,000 (交通統計のみ)	ファイル数 — アクセス数 約197,000 (交通統計のみ)	ファイル数 約5,000 アクセス数 約448,000	ファイル数 約5,300 アクセス数 約453,000
【外部要因】	総務省で進められている「政府統計の総合窓口(e-stat)」の本格運用(平成20年度)に伴い、統計調査に係るホームページへのアクセス方法が分散されると考えられることから、「政府統計の総合窓口(e-stat)」との連携について検討を進めていく予定である。									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	総合政策局情報安全・調査課									
【関係部局】	総合政策局情報安全・調査課建設統計室 総合政策局情報安全・調査課交通統計室									

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	37 地籍の整備等の国土調査を推進する									
【業績指標】	(208) 地籍が明確化された土地の面積	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		133千km ² (平成16年度)					158千km ² (平成21年度)			
【指標の定義】	地籍調査を実施した面積(地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。)									
【目標設定の考え方・根拠】	第5次国土調査事業十箇年計画(平成12年5月23日閣議決定)において設定された目標値									
【過去の実績値】(年度)	単位:千km ²									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
			125	127	129	131	133	134	136	137
【外部要因】	該当なし									
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	土地・水資源局国土調査課									
【関係部局】										

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	38 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る									
【業績指標】	(209) 造船業・船用工業の生産高(世界シェア) ア)					業績目標				
						初期値 (目標値設定年度)		目標値 (目標年度)		
						1/3 (平成17年度)		1/3 (平成21年度)		
【指標の定義】	<p>海洋国日本として貿易等の海上輸送、輸送に伴う海上安全の確保等あらゆる国民ニーズから必要とされる船舶・舶用品の生産に必要な不可欠な諸施策を講じることによる市場環境整備・活性化状況を世界におけるシェアで示したものの。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	我が国造船業・船用工業事業者の生産高の世界におけるシェア(トン数ベース)。平成17年度末現在1/3のシェアを維持する。									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	0.35	0.36	0.35	0.35	0.31
【外部要因】	造船市場の景気変動等に伴う需要の変化									
【他の関係主体】	造船事業者・船用工業事業者									
【備考】										
【担当部局】	海事局船舶産業課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護									
【施策目標】	38 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る									
【業績指標】	(210) 海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		100 (平成17年度)					135 (平成22年度)			
【指標の定義】	<p>国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員について、船員需給総合調査(国土交通省海事局)の海運業(外航及び内航)における年間の船員採用者数(船員経験者(ただし海運業内でお移動分を除く)及び船員未経験者)の規模を示した指数。平成17年度の水準を100とする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>〈目標〉海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今後とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。</p> <p>①高齢船員の退職者数見込み 3,953人(平成18年度～27年度) 船員(海運業)のうち50歳以上の人数 3,953人 → 今後10年間で退職が見込まれる</p> <p>②海運業における採用者数(現状維持ベース。ただし前職が海運業の船員を除く) 2,920人(平成18年度～27年度) 平成17年度実績 292人 × 10年間 = 2,920人</p> <p>③退職規模に見合う採用数の水準を確保するために追加が必要な人数 1,033人 追加が必要な人数 1,033人 = 3,953人① - 2,920人② (追加需要分を段階的に増加させ、平成22年度に現状の35%増が達成できるよう目標設定を行う。)</p>									
【過去の実績値】(年度)										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	154	135	92	108	109	87	76	100	128	158
【外部要因】	景気変動に伴う船員需要の増加・減少、船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の減少									
【他の関係主体】	海運事業者									
【備考】	船員を集め、育て、キャリアアップを図り、陸上海技者への転身を支援するという4つの施策及び海事地域の振興等を通じて、優秀な日本人船員(海技者)の確保・育成を推進する。									
【担当部局】	海事局海事人材政策課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	39 総合的な国土形成を推進する									
【業績指標】	(211) 国民への国土に関する情報提供充実度 (国土数値情報等のダウンロード件数:①国土数値情報ダウンロードサービス、②位置参照情報ダウンロードサービス、③オルソ化空中写真ダウンロードシステム)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①	33	万件	①	現状維持又は増加				
		②	20	万件	②	現状維持又は増加				
		③	4	万件	③	現状維持又は増加				
		(平成18年度)			(平成20年度以降 毎年度)					
【指標の定義】	<p>国土計画局は、以下のインターネットサイトにおいて国土に関するデジタルデータを無償で公開している。その一か年度のダウンロード件数である。</p> <p>①「国土数値情報ダウンロードサービス」 http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html 国土計画・地域計画の策定等に活用することを目的とした、国土に関する様々なデータ。平成18年度以降提供している地理情報標準(JPGIS)に準拠するように変換したデータを含む。</p> <p>②「位置参照情報ダウンロードサービス」 http://nlftp.mlit.go.jp/isj/index.html 大字・町丁目単位(「〇〇町△丁目」)又は街区単位(「〇〇町△丁目□番」、都市計画区域相当範囲のみ)の位置座標(代表点の緯度・経度、平面直角座標)を整備したデータ</p> <p>③「オルソ化空中写真ダウンロードシステム」(平成18年度より提供) http://orthophoto.mlit.go.jp/ 国土全域を約1万分の1の縮尺で撮影した空中写真をデジタル化した画像データを、GISを用いて地図データ等と重ね合わせを行えるようにしたデータ</p> <p>※平成20年度より、②について、平成19年度以前は「街区レベル位置参照情報ダウンロードサービス」であったところ、大字・町丁目単位(「〇〇町△丁目」)の情報を追加したために名称及び定義を変更した。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>多様な主体における国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土計画局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。</p> <p>本業績指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するもの。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:①②③万件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
①				4	23	21	14	23	33	34
②				0.4	3	5	6	11	20	9
③				—	—	—	—	—	4	20
	③:平成18年度提供開始									
【外部要因】	自由な二次配布を認めているため、国土計画局運営サイトからのダウンロード件数のみがこれら情報の社会における普及度を測る絶対的な度合いではない。									
【他の関係主体】										
【備考】	引き続き国土数値情報等を整備・更新し、インターネットサイトを通じて提供する。									
【担当部局】	国土計画局参事官									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	39 総合的な国土形成を推進する									
【業績指標】	(212) 国土の利用、整備及び保全に関する国民意識の醸成(国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)				
		2,964,457件 (平成19年度)				現状維持又は増加 (平成20年度以降 毎年度)				
【指標の定義】	<p>国土計画局が設置・運営する国土計画関係ウェブサイト(「国土のモニタリング」、「インターネットで参加する国土計画」、「新たな公」及び各広域地方計画のページ)のアクセス件数</p> <p>「国土のモニタリング」 http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/monitoring/system/index.html 「インターネットでつくる国土計画」 http://www.kokudokeikaku.go.jp/ 「新たな公」 http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/index.html 東北圏広域地方計画 http://www.thr.mlit.go.jp/kokudo/ 首都圏広域地方計画 http://www.ktr.mlit.go.jp/kyoku/kokudokeisei/ 北陸圏広域地方計画 http://www.hrr.mlit.go.jp/tiiki/kokudo/index.html 中部圏広域地方計画 http://www.cbr.mlit.go.jp/kokudokeisei/index.htm 近畿圏広域地方計画 http://www.kkr.mlit.go.jp/kokudokeikaku/index.html 中国圏広域地方計画 http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kokudo_keisei/index.htm 四国圏広域地方計画 http://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/kokudokeikaku/index.html 九州圏広域地方計画 http://www.qsr.mlit.go.jp/suishin/</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	国土計画に対する国民意識を醸成し、計画づくりへの高い関心を保ち続けるという観点から、対前年同もしくは増加を目標とする。									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	(184,726)	(1,075,538)	(1,870,697)	2,964,457 (2,506,099)
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】	<p>「国土のモニタリング」は平成16年度に開設。 「インターネットで参加する国土計画」は平成17年度に開設。 「新たな公」は平成20年度に開設。 東北圏広域地方計画のページは平成19年度に開設 首都圏広域地方計画のページは平成19年度に開設 北陸圏広域地方計画のページは平成18年度に開設 中部圏広域地方計画のページは平成17年度に開設 近畿圏広域地方計画のページは平成18年度に開設 中国圏広域地方計画のページは平成18年度に開設 四国圏広域地方計画のページは平成19年度に開設 九州圏広域地方計画のページは平成19年度に開設 アクセス件数は、ページ(html、pdf)へのアクセス数を集計した数。いわゆる「ページビュー」。 平成19年度に開設した広域地方計画のページのうち開設が年度途中であった首都圏及び四国圏については、件数を通年に補正した上で初期値を算出している。</p>									
【担当部局】	国土計画局総合計画課、広域地方計画課、広域地方整備政策課									
【関係部局】										

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	39 総合的な国土形成を推進する									
【業績指標】	(213) テレワーク人口比率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約10% (平成17年度)					約20% (平成22年度)			
【指標の定義】	<p>就業者人口に占めるテレワーカーの比率。テレワーカーとは、ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人とする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「IT新改革戦略」(H18.1、IT戦略本部)に掲げられている「2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現」とする目標により設定。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	約6%	—	—	約10%	—	—
【外部要因】										
【他の関係主体】	総務省、厚生労働省、経済産業省									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室									
【関係部局】										

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備										
【施策目標】	39 総合的な国土形成を推進する										
【業績指標】	(214) 大都市圏の整備推進に関する指標(①緑被率(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)、③帰宅要支援者数(首都圏)、④公共交通利用トリップ数(首都圏))	業績目標									
		初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)					
		①34% (平成18年度)	①維持 (平成23年度)	②38,491kg/1日 (平成16年度)	②35,885kg/1日 (平成22年度)	③約1370万人 (平成18年度)	③半減 (平成23年度)	④約105百万トリップ (平成10年度)	④維持 (平成20年度)		
【指標の定義】	<p>大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力のそれぞれについて、代表する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。</p> <p>①「緑被率(首都圏)」: 首都圏既成市街地及び近郊整備地帯における緑被率。</p> <p>②「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」: 化学的酸素要求量(COD): kg/1日。</p> <p>③「帰宅要支援者数(首都圏)」: 平日午前12時に首都圏において大地震が発生し、交通機関が麻痺したと仮定し、帰宅行動を支援する必要があると推計される人の数。</p> <p>④「公共交通等利用トリップ数(首都圏)」: 東京都市圏における、エネルギー負荷の小さい移動手段(鉄道・バス・徒歩・二輪)を利用したトリップ数。</p>										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「帰宅要支援者数(首都圏)」については概ね半減(初期値から計画策定により計画上円滑な帰宅が可能と推定される人数を除外した数)、「緑被率(首都圏)」「公共交通等利用トリップ数(首都圏)」については維持を当面の目標とする。また、「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」については、平成10年度に行われた「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」の水質保全分野の第1期目標である「昭和40年代前半レベルの流入負荷」を採用。</p>										
【過去の実績値】(暦年)	単位:①%、②kg/1日、③万人、④百万トリップ										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
①	-	-	-	-	-	-	-	-	34	-	
②	44,086	43,055	41,832	40,809	39,683	38,671	38,491	38,396	-	-	
③	-	-	-	-	-	-	-	-	1370	-	
④	105	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
【外部要因】											
【他の関係主体】	②「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」: 農林水産省、林野庁、環境省、水産庁、滋賀県										
【備考】											
【担当部局】	都市・地域整備局都市・地域政策課広域都市圏整備室 都市・地域整備局都市・地域安全課										
【関係部局】											

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	40 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する									
【業績指標】	(215) 電子国土Webシステムを利用する団体の数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		33団体 (平成15年度)					2,000団体 (平成20年度)			
【指標の定義】	<p>地理情報の利用環境の整備・充実を図る上での指針。電子国土Webシステムを利用して、ウェブにより地理情報を含んだ情報発信等を独自に行った(すなわち電子国土に参加した)、国の機関、地方公共団体、教育機関、NPO法人、民間企業、個人等の参加団体の数を集計する。なお、省庁の部局・地方出先機関など同一の組織の複数の部署が参加する場合であっても、それぞれが独立したウェブサイトを用いるなど独立した参加形態を取っている場合はそれぞれを1団体と数える。</p> <p>* 電子国土:国土に関する様々な地理空間情報を位置情報に基づいて統合し、国土をコンピュータ上で再現するもの。国土地理院が提唱。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	第6次基本測量長期計画(計画期間平成16年度～平成25年度)において「特に早期の対応が求められている事項」に対する「5年後の目標及び規模」として定められた業績指標値。									
【過去の実績値】(年度)	単位:団体数									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	33	54	280	536	1,157
【外部要因】	地理情報の利用に関連する情報通信技術動向									
【他の関係主体】	任意の地理情報利用団体(参加主体)									
【備考】										
【担当部局】	国土地理院 総務部 政策調整室									
【関係部局】	国土地理院 企画部 企画調整課 国土地理院 地理空間情報部 電子国土調整官 国土地理院 地理空間情報部 業務課 国土地理院 地理空間情報部 情報普及課									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	40 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する									
【業績指標】	(216) 電子基準点の観測データの欠測率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0.71% (平成16年度)					1%未満 (平成19年度以降 毎年度)			
【指標の定義】	<p>電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供するための指針。</p> <p>国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、故障等によるデータの欠測率が今後も1%未満に維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。</p> <p>なお、欠測率は以下の方法で算出している。 $\text{欠測率}(\%) = \{1 - (\text{実際に取得した観測データ数} / \text{全電子基準点} \times \text{フルタイムで稼働したときの観測データ数})\} \times 100$</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GPS 受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGPS 受信機・電源部の更新と共にGPS 受信機と通信装置への無停電(24時間対応)対策を講じてトラブルを最小限にとどめたい。この措置によりデータの欠測率を上げないように目標値を設定した。</p> <p>全国の電子基準点網(約1,200点)がほぼ確立するまでには平成4年から平成14年度までの11年を要している。今後の増設計画もあるが、GPS 受信機の耐用年数を考慮すると平成23年度内までには順次更新点数を増やし、毎年120点の更新となるような10年サイクルの計画を実現させなければならない。</p> <p>なお、目標値を0%と設定できないのは、故障発生後、物理的事由(災害等による道路寸断等)により24時間以内に現地進入ができない場合や電子基準点以外の外部要因(長期間の停電や通信経路遮断等)の場合等が想定されることによる。</p>									
【過去の実績値】(年度)	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	0.71%	0.67%	0.46%	0.46%
【外部要因】	長期間の停電や通信経路遮断等									
【他の関係主体】	電力会社、通信会社									
【備考】	<p>電子基準点は、我が国の位置座標の骨格として、測量成果を提供すると共に、効率的な基本測量、公共測量等が行えるように観測データを取得し公開している。また、電子基準点測量による地殻変動観測は、地震調査研究推進本部により地震調査研究のための基盤的観測として位置付けられており、電子基準点測量による観測データにより、有珠山や三宅島の火山活動監視で実証されたように、時々刻々と変化する地殻変動を高精度に検出することが可能であり、国土の監視にとって重要な役割を担っている。</p> <p>一方、電子基準点のリアルタイムデータを民間に開放することにより、民間における位置情報産業の発展に重要な役割を果たしている。</p>									
【担当部局】	国土地理院 総務部 政策調整室									
【関係部局】	国土地理院 企画部 企画調整課 国土地理院 測地観測センター 衛星測地課									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	40 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する									
【業績指標】	(217) 基盤地図情報の整備率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		0% (平成18年度)					100% (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>基盤地図情報の主要な項目が整備された地域の全国土面積(37.3万km²)に対する割合</p> <p>※基盤地図情報:地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報(国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)であって電磁的方式により記録されたもの。(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第二条三項)</p> <p>※主要な項目:測量の基準点、標高点、海岸線、行政区画の境界線及び代表点、道路縁、軌道の中心線、水涯線、建築物の外周線(ただし、建築物の外周線は、市街化区域及び市街化調整区域(5.1万km²)について整備)</p> <p>※整備率(%) = {基盤地図情報の主要な項目が整備された地域の面積 / 全国土面積(37.3万km²)} × 100</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>基盤地図情報の整備予定(H19から3か年で市街化区域及び市街化調整区域内を重点整備、平行してそれ以外の地域についても基盤地図情報整備を行うが、標高データの概成はH23の予定)を踏まえた目標値である。</p> <p>・本指標は、社会資本整備重点計画第2章のフォローアップ指標である。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
									0%	78%
【外部要因】	情報通信技術の動向									
【他の関係主体】	<p>公共測量計画機関である国や地方公共団体等 (基盤地図情報整備の基となる各公共測量成果を国土地理院に提出)</p>									
【備考】	<p>※施策の概要 基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データ等をオルソ画像(※1)を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進めるとともに、インターネットで提供する。</p> <p>※1 オルソ画像:地図と重ね合わせることでできるよう加工された空中写真(画像)。</p>									
【担当部局】	国土地理院 総務部 政策調整室									
【関係部局】	<p>国土地理院 企画部 企画調整課 地理空間情報企画室 測図部 管理課 地理空間情報部 業務課</p>									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	41 離島等の振興を図る									
【業績指標】	(218) 離島地域における交流・定住人口拡大施策の実施数								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									404施策 (平成18年度)	510施策 (平成23年度)
【指標の定義】	<p>対象範囲は、地方公共団体等が実施する離島地域に適用する交流・定住人口拡大施策(観光振興施策、UJIターン支援施策、就業支援施策、地場産業支援施策、起業支援施策、関係情報提供施策等)に関する個別の取り組み(一つの施策の中に複数の施策を含む場合は当該個別施策を指す)とし、その数を指標とする。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>離島関係都道府県からのヒアリングによって、H16年度から18年度の実績及び19年度(見込み)の数値を確認し、集計した。この集計結果から計測可能な3時点の伸び率のうち、平均を大きく上回る高い伸びを示した18年度を除く、17年度とH19年度の伸び率は4%台後半に止まることから、これらを上回る5%増の伸び率をH23年度まで維持することを前提に目標値を設定することとした。</p> <p>離島振興に必要な経費(行政部費)等により実施する施策の目的として主要なものは、地域活性化のための交流・定住人口の拡大である。同経費により実施する国の施策は、そのほとんどがモデル的な施策にとどまるものであり、当該目的達成のためには、関係地方公共団体等による同種の施策の実施が欠かせない要素となる。これら地方公共団体等の施策数(具体的な取り組みの数)を増加・普及させることは、国の施策の目的を達成するための目標として適切であると考えられる。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位: 施策実施数									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	327	343	404	441
【外部要因】	市町村合併及び地方公共団体が出資する団体の統廃合等による目標値の増減									
【他の関係主体】	地方公共団体、一部事務組合及び地方公共団体が出資する団体									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局離島振興課									
【関係部局】										

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	41 離島等の振興を図る									
【業績指標】	(219) 離島地域の総人口	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		452千人 (平成16年度)					402千人以上 (平成23年度)			
【指標の定義】	<p>離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口(この値以上の人口となることが目標) (住民基本台帳ベースの人口)</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>離島振興対策実施地域は、著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれているが、同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制する。 (目標値設定方法) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口(住民基本台帳ベース)の平成14年度末～16年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、16年度末人口に掛けることにより17年度末値を推計。以後、同様に、増減率を掛けることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年次の23年度末人口を推計。 同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要がある。 このため、前述の方法により求めた平成23年度人口推計値に、「平成17年国勢調査」における各年人口推計値の「17年/16年」減少率を掛け、更に「18年/17年」減少率を6回掛けることにより、最終的な下限目標値となる平成23年度末人口を求める。 なお、最終目標値は、今後公表される「平成21年国勢調査」における全国人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:千人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	534	490	483	474	468	460	452	435	—	—
【外部要因】	<p>様々な自然条件、著しい高齢化等の人口構成、地方財政力の低下に伴う公共事業の減少、魚価の影響、原油価格の影響、若年層の本土への流出についての離島に高校等が無いことの影響、日本全体の経済状況・景気。為替(海外旅行ニーズ関連)、日本全体の人口構成</p>									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局離島振興課									
【関係部局】										

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	41 離島等の振興を図る									
【業績指標】	(220) 奄美群島の総人口	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		126千人 (平成18年度)					123千人以上 (平成20年度)			
【指標の定義】	奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。</p> <p>○目標値の設定時期の考え方 奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号、以下「奄美特措法」という。)については、平成20年度末をもって期限切れとなる。このため、業績指標の目標値の設定時期については、奄美特措法の期限である平成20年度末とする。初期値については、平成18年度末の値を表記している</p> <p>○目標値設定の考え方 奄美群島において、これまでの人口減少傾向の悪化を抑制することとし、群島内総人口における過去5ヶ年(平成15年度～19年度)の実績値の平均減少率を算出した上で、それをもとに21年度人口を推計し、目標値を設定することとする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	133,873	133,037	132,300	131,364	130,578	129,524	128,296	126,530	126,021	123,780
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の経済状況、景気動向 ・災害 									
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・他府省庁 ・鹿児島県 ・地元市町村 									
【備考】										
【担当部局】	都市・地域整備局特別地域振興官									
【関係部局】										

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備										
【施策目標】	41 離島等の振興を図る										
【業績指標】	(221) 小笠原村の総人口	業績目標									
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)								
		2,300人 (平成18年度)	2,500人以上 (平成20年度)								
【指標の定義】	小笠原村の住民基本台帳登録人口とする。										
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。</p> <p>○目標値の設定時期の考え方 小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号、以下「小笠原特措法」という。)については、平成20年度末をもって期限切れを迎える。このため、業績指標の目標値の設定時期については、小笠原特措法の期限である平成20年度末とする。初期値については平成18年度末の値を表記している。</p> <p>○目標値設定の考え方 小笠原特措法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に掲げられている目標人口2,500人を目標値とする。</p>										
【過去の実績値】	単位:人										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
	2,366	2,409	2,366	2,357	2,324	2,339	2,320	2,336	2,387	2,358	
	○小笠原村の住民基本台帳登録人口の推移(各年度末現在)										
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の経済状況や景気動向 ・災害 										
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・他府省庁 ・東京都 ・小笠原村 										
【備考】											
【担当部局】	都市・地域整備局特別地域振興官										
【関係部局】											

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	42 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(222) 農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)							
		—	8%以上上昇(事業着手前との差) (平成24年度)							
【指標の定義】	<p>基盤整備の完了地区において、農地流動化型の農地整備事業を実施した面積に対する、担い手に利用集積された農地面積の割合(%)の増加。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>北海道では、「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」(18年3月策定)において、将来的には担い手への農地の利用集積率を現状から約8%上回る程度の水準を目標としている。</p> <p>こうしたことから、現状では農地の集積が一般的な地域に比べ低調な事業実施地区においても、施策の実施による農業構造改革の進展を意欲的に見込み、北海道全体の目標と同程度の上昇幅を目標として設定する。</p> <p>なお、本指標は、当該年度に事業が完了する地区における、各地区の事業着手前の農地の利用集積率(基準値)に対する上昇ポイントを目標値としており、対象となる地区が毎年度異なることから、基準値も毎年度異なる。このため、初期値(基準値)は明示していない。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	9.4	9.6	8.2	10.4	11.7	10.2
【外部要因】	農産物価格の変化に伴う農地価格等の変化、地元調整の状況、高齢化の進展等による農家構成の変化									
【他の関係主体】	農林水産省(事業執行)、地方公共団体(事業主体)									
【備考】	経営規模の拡大、担い手の育成等に資する農業生産基盤整備を推進し、地域の特性を生かした安全、新鮮、良食味、低廉といった消費者ニーズに対応した農水産物の安定的な供給とこれを活用した食品加工産業の育成、効率的な流通体制の強化を図る。									
【担当部局】	北海道局農林水産課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	42 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(223) 北海道における水産物取扱量のうち高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)							
		12% (平成16年度)				概ね26% (平成23年度)				
【指標の定義】	北海道全体の水産物取扱量のうち、流通拠点に位置づけられた漁港から生産される水産物のうちの高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合(23年度までに現状(16年度)の2.2倍以上とする)									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>漁港・漁場・漁村の整備の長期的な方向性を示す第2次漁港漁場整備長期計画(閣議決定、計画期間:平成19~23年度)においては、流通拠点に位置づけられた漁港から出荷される水産物に占める高度な衛生管理下で出荷される水産物の割合を現状(平成16年度23%)から2.2倍の水準(概ね50%)とする目標が設定されたところである。</p> <p>北海道においても全国と同程度の水準を目標とするが、北海道は四方を海に面しており、漁業が基幹産業のため、北海道全体の水産物取扱量に占める割合で代替し、その伸び率(16年度→23年度:2.2倍)に着目し全国目標との整合性を図ることとする。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	3	4	4	12	12	12	15
【外部要因】	水産物の価格の変化、地元調整の状況、高齢化の進展等による漁家構成の変化等									
【他の関係主体】	農林水産省(事業執行) 国、地方公共団体(事業主体)									
【備考】	水産物の流通・加工等の拠点となる漁港の整備等を通じ、地域の特性を生かした安全、新鮮、良食味、低廉といった消費者ニーズに対応した農水産物の安定的な供給とこれを活用した食品加工産業の育成、効率的な流通体制の強化を図る。									
【担当部局】	北海道局農林水産課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	42 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(224) 道外からの観光入込客数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		635万人 (平成17年度)					900万人 (平成24年度)			
【指標の定義】	<p>全国観光統計基準により北海道が定めた「北海道観光入込客数調査要領」に基づく「北海道観光入込客数調査」における観光入込客数(実人数)のうち道外客の数 ※ 実人数とは、各市町村の観光入込客数や観光動態調査などにより推計した北海道における観光入込客の実人数。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>第6期北海道総合開発計画の主要施策のうち、観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場の形成について、観光による交流の進展状況を示す一般的な指標として設定。 ※ 北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」においても同様の目標が掲げられている。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:万人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	609	635	596	627	638	635	632	635	659	649
【外部要因】	海外の社会・経済動向、国内の社会・経済動向、為替レートの動向等									
【他の関係主体】	関係府省庁(観光立国推進基本計画に基づき連携)、地方公共団体(独自の観光振興関連施策の実施)									
【備考】										
【担当部局】	北海道局参事官									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	42 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(225) 道外からの観光入込客数のうち外国人の数								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									51万人 (平成17年度)	110万人 (平成24年度)
【指標の定義】	<p>全国観光統計基準により北海道が定めた「北海道観光入込客数調査要領」に基づく「北海道観光入込客数調査」における訪日外国人来道者数(実人数)。北海道を訪れた外国人について、「宿泊施設調査」などにより推計した人数である。</p> <p>※ 実人数とは、各市町村の観光入込客数や観光動態調査などにより推計した北海道における観光入込客の実人数。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>第6期北海道総合開発計画の主要施策のうち、北の国際交流圏の形成について、国際交流の進展状況を示す一般的な指標として設定。</p> <p>※ 北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにつくり行動計画」及び「北海道外客来訪促進計画」においても同様の目標が掲げられている。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:万人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	17	20	21	24	28	29	43	51	59	71
【外部要因】	海外の社会・経済動向、国内の社会・経済動向、為替レートの動向等									
【他の関係主体】	関係府省庁(観光立国推進基本計画に基づき連携)、地方公共団体(独自の観光振興関連施策の実施)									
【備考】										
【担当部局】	北海道局参事官									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	42 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(226) 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		3.10百万円/人 (平成17年度)					3.10百万円/人以上 (平成24年度)			
【指標の定義】	一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)の人口一人当たりの地域の主要産業(農業、漁業、製造業)の生産額。									
【目標設定の考え方・根拠】	北方領土隣接地域における産業の振興及び交流の推進に係る施策を推進し、地域の振興及び住民の生活の安定の充実に図る。									
【過去の実績値】(年度)	単位:百万円/人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	3.263	3.402	3.365	3.158	3.182	2.924	3.014	3.102	3.234	集計中
【外部要因】	国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動									
【他の関係主体】	地方公共団体									
【備考】										
【担当部局】	北海道局参事官									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	42 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(227) 育成林であり水土保全林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		61.7% (平成18年度)			62.9% (平成20年度)					
【指標の定義】	<p>国土の保全や水源かんよう機能の発揮が特に期待される水土保全林のうち民有林の育成林において、間伐等(複層林・長伐期林への誘導及び治山事業を含む)の実績等により、その機能が良好に保たれている森林の割合を算出する。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、森林の適切な整備・保全を図ることが重要である。この成果を把握するため、森林の整備・保全が計画的に実施された場合に、機能が良好に保たれている森林の割合を目標値として設定する。</p> <p>具体的には、森林整備事業及び治山事業の事業計画である「森林整備保全事業計画」(閣議決定、計画期間:平成16年度より5カ年)において、育成途中の水土保全林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を、平成20年度までの5年間に、63%から66%(全国、毎年0.6%の増加)に維持向上させることが設定されているところであり、北海道の育成林においても毎年同程度の水準の森林整備の実施を確保する必要があることから、全国の毎年の上昇率を目標値として設定する。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	62.9	62.1	61.7	61.1
	※ 本指標は過去5年間の間伐等の事業量等により算出するが、水土保全林の設定が平成14年度以降であるため、平成16・17年度については、平成13年度以前の事業量等は推計値を用いている。									
【外部要因】	木材価格、作業道等路網整備、高性能林業機械の導入状況、森林所有者の不在村化・高齢化等									
【他の関係主体】	農林水産省(事業執行)、地方公共団体、森林組合、森林所有者等(事業主体)									
【備考】										
【担当部局】	北海道局農林水産課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	42 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(228) アイヌの伝統等に関する普及啓発活動 (講演会の延べ参加者数)		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			22,867人 (平成19年度)				31,000人 (平成24年度)			
【指標の定義】	アイヌ文化振興法に基づく普及啓発活動として、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構が実施する講演会の延べ参加者数を指標とする。									
【目標設定の考え方・根拠】	アイヌ文化振興法に基づき、財団法人 アイヌ文化振興・研究推進機構が平成10年度から実施している、広く国民を対象とした講演会を継続的に行うことが重要であり、アイヌの伝統等の普及啓発を効果的・効率的に図る指標として、講演会の延べ参加者数を設定する。目標値は、過去5年間の講演会参加者数の平均値を算出し設定している。									
【過去の実績値】(年度)	単位:人									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	1,540	3,111	6,056	9,402	11,848	13,565	15,130	17,712	20,539	22,867
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	文化庁(アイヌ文化振興法を共管) 北海道(アイヌ文化振興法の関係都道府県) 財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構(事業主体、アイヌ文化振興法の指定法人)									
【備考】	平成19年度までに設定していた「(209)アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の開催回数)」については、開催回数を延べ参加者数に改め、「アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会延べ参加者数)」の指標を設置。									
【担当部局】	北海道局総務課アイヌ施策室									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備									
【施策目標】	42 北海道総合開発を推進する									
【業績指標】	(229) ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)							
		0.23% (平成17年度)	0.47%以上 (平成24年度)							
【指標の定義】	玄関ドアや内部建具の有効幅が十分確保され、座位で使用可能な流し台や洗面台を設置するなどユニバーサルデザインが導入された公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合。									
【目標設定の考え方・根拠】	全国平均を上回る高齢化が進んでいる北海道において、高齢者が安心して暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備を進める必要がある。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	0.23	0.4	0.47
【外部要因】	なし									
【他の関係主体】	地方公共団体									
【備考】	全国平均を上回る高齢化の進展が見込まれる北海道では、健康で生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるような生活環境の整備や、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会的自立の支援が必要である。このため、高齢者や障害者に配慮した住宅の整備の促進を図る。									
【担当部局】	北海道局地政課									
【関係部局】	該当なし									

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進									
【施策目標】	43 技術研究開発を推進する									
【業績指標】	(230) 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)				
		—				80% (平成19年度以降毎年)				
【指標の定義】	当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に管理することが重要である。この観点から、当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成19年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100%
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の故障等の不可抗力 ・資機材の入手難等 									
【他の関係主体】	なし									
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通分野における技術研究開発の推進 									
【担当部局】	大臣官房技術調査課、総合政策局技術安全課									
【関係部局】	鉄道局技術企画課技術開発室、海事局総務課、安全環境政策課、船舶産業課、安全基準課、国土技術政策総合研究所、国土地理院									

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進									
【施策目標】	44 情報化を推進する									
【業績指標】	(231) 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数								業績目標	
									初期値 (目標値設定年度)	目標値 (目標年度)
									2件 (平成19年度)	限りなくゼロ (平成20年度)
【指標の定義】	国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数。									
【目標設定の考え方・根拠】	IT新改革戦略(平成18年1月19日IT戦略本部決定)における目標。									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
【外部要因】										
【他の関係主体】	内閣官房情報セキュリティセンター及び関係省庁									
【備考】										
【担当部局】	総合政策局行政情報化推進課 総合政策局情報安全・調査課									
【関係部局】										

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進									
【施策目標】	44 情報化を推進する									
【業績指標】	(232) 公共交通における情報サービスの情報化達成率	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		約60% (平成18年度)					約80% (平成23年度)			
【指標の定義】	公共交通における利用者等への情報サービスを実施している事業者の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	公共交通事業者における、HP等を活用した情報提供や、IC乗車券の導入等による利用者利便の向上等、公共交通サービスの高度化・活性化等を図ることを目的とするため、上記指標とする。									
【過去の実績値】(年度)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	約60	78
【外部要因】										
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	総合政策局情報政策課									
【関係部局】										

【政策目標】	12 国際協力、連携等の推進									
【施策目標】	45 国際協力、連携等を推進する									
【業績指標】	(233) 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		116件 (平成18年度)					121件 (平成23年度)			
【指標の定義】	国際協力・連携等を推進するために行う国際会議、国際セミナー、研修、調査等の件数									
【目標設定の考え方・根拠】	国際協力・連携等を推進するために行う国際会議、国際セミナー、研修、調査等の件数について目標値を設定し、比較・評価する。									
【過去の実績値】(年度)	単位:件									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	—	—	—	—	—	—	—	—	116	117
【外部要因】	国際協力、連携を実施においては、相手国での対応や事情の変化に大きく左右される。									
【他の関係主体】	補助事業者(事業主体)									
【備考】	従前設定していた目標年度に達したため、目標年度の更新を行った。									
【担当部局】	総合政策局総務課国際業務室、国際建設推進室									
【関係部局】	総合政策局総務課国際企画室									

【政策目標】	12 国際協力、連携等の推進									
【施策目標】	45 国際協力、連携等を推進する									
【業績指標】	(234) 建設関係職種における受入研修生数に占める技能実習への移行申請者数の割合		業績目標							
			初期値 (目標値設定年度)				目標値 (目標年度)			
			80% (平成18年)				90% (平成24年)			
【指標の定義】	外国人研修・技能実習制度により入国した者のうち、一年間の研修(建設関係職種)を経て技能実習へ移行申請した者の割合									
【目標設定の考え方・根拠】	開発途上国の社会資本等の整備の効率化や質の向上に資するために、建設現場で直接施工に携わる建設技能者に対して、技術・技能の研修を行うとともに、全体の施工管理等を行う職長級クラスの者に対する研修を行い、建設分野全体への技術・技能の効果的な移転を一層図ることとしている。こうした研修については、より高度な技能の取得を目指す者を増加させることを国が支援していく必要があるため、上記の指標を設定した。									
【過去の実績値】(暦年)	単位:%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
	-	-	-	-	-	-	-	-	80	84
【外部要因】	少子高齢化による労働力不足、若年層における建設関係職種への入職者減少等									
【他の関係主体】	法務省・外務省・経済産業省・厚生労働省									
【備考】	<p><主な施策の概要></p> <p>○海外建設研修生受入事業 我が国の建設技能・技術の開発途上国への円滑かつ効率的な移転を図るため、また、適法な形で外国人の受入れを推進するため、開発途上国の公的派遣機関の要請に基づき、補助事業により模範的研修(正規・職長)を行う事業。</p> <p>○建設研修・実習推進調査等 外国人研修・技能実習の円滑な実施を図るため、研修実習を行う建設現場で発生するトラブル等及び技能移転の状況を調査。</p>									
【担当部局】	総合政策局 建設市場整備課									
【関係部局】										

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上									
【施策目標】	46 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する									
【業績指標】	(235) 官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合 (①耐震対策、②バリアフリー化、③環境への配慮、④総合)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)			目標値 (目標年度)					
		①64%(平成17年度)	①85%(平成23年度)							
		② 5%(平成18年度)	②41%(平成23年度)							
		③14%(平成18年度)	③35%(平成23年度)							
		④ 4%(平成18年度)	④28%(平成23年度)							
【指標の定義】	<p>①国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合(面積率)。</p> <p>②国の合同庁舎のうち、窓口までの経路、車いす利用者用駐車施設及び多機能便所(オストメイト対応)等の整備が行われている施設の割合(窓口業務を行う施設数に対する施設数の割合)。</p> <p>③国の合同庁舎のうち、太陽光発電の導入又は建物の緑化が行われている施設の割合。</p> <p>④国の合同庁舎のうち、官庁施設としての性能を確保するため①～③の対策が講じられている施設の割合。</p>									
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、目標値を設定している。</p> <p>②障害者基本法に基づく「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」において、平成22年度までに、窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー改修を実施することとされており、これを踏まえたバリアフリー化については平成19年度末までに9割以上達成される見通し。しかし、平成18年12月に移動円滑化誘導基準が改正され、オストメイトに対応した便所等が新たに求められることとなったことから、オストメイト対応等の有無を指標に含めて現況値を算出するとともに、今後の整備見通しを勘案し、目標値を設定している。</p> <p>③「地球温暖化推進本部幹事会申し合わせ(平成19年5月30日)」において、2012年度までの今後6年間で、延べ床面積1,000㎡以上の国の庁舎については、構造上・立地上の不都合がない限り、太陽光発電の導入または建物の緑化を行うこととされていることを勘案し、目標値を設定している。</p> <p>④①～③の整備推移及び、対象施設の重要度を勘案し、目標値を設定している。</p>									
【過去の実績値】(年度)	単位:①%									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
								①64%	①64%	①69%
									② 5%	② 8%
									③14%	③17%
									④ 4%	④ 6%
【外部要因】	社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合									
【他の関係主体】										
【備考】										
【担当部局】	官庁営繕部計画課									
【関係部局】	官庁営繕部整備課、官庁営繕部設備・環境課、官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室									

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上									
【施策目標】	46 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する									
【業績指標】	(236) 保全状態の良好な官庁施設の割合等 (①保全状態の良好な官庁施設の割合、②官庁 営繕関係基準類等の策定事項数)	業績目標								
		初期値 (目標値設定年度)					目標値 (目標年度)			
		①71% (平成18年度) ②3事項 (平成18年度)					①80% (平成23年度) ②25事項 (平成23年度)			
【指標の定義】										
<p>① 国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、前年度の官庁施設の保全状況を調査している。</p> <p>この調査は、①保全体制・記録整備、②点検状況(建築・設備機器)、③点検状況(衛生・環境)、④施設状況(建築・設備機器)、⑤施設状況(衛生・環境)、⑥エネルギー消費量の6項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。</p> <p>これらの評点の平均が60点以上の施設を「保全状態の良好な施設」とし、官庁施設(保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約7,000施設)に対するこの施設の割合を、環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。</p> <p>②官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。</p>										
【目標設定の考え方・根拠】										
<p>① 評点の平均点が60点以上の場合とは、概ね良好に保全された状態であり、すべての施設において60点以上を目標とする必要がある。よって、長期的には100%を目指すことを勘案して目標値を設定している。</p> <p>②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日 社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準類等の策定や既存基準類等の改定に際し事項の追加等を行う。当面(今後5年間)、下記の項目についての基準類等の策定等を目標とする。</p> <p style="text-align: center;">□: 建議等の施策 ☆: 策定予定項目</p> <p>□ファシリティマネジメントの実施 ☆国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準に関する項目 ☆群としての施設整備計画の策定に関する項目 ☆多様な調達手法の導入に関する項目 ☆総合的な施設評価に関する項目 ☆保全の適正化手法に関する項目</p> <p>□計画・実施の各段階における社会的な要請への的確な対応 ☆環境負荷低減対策の推進・強化に関する項目 ☆耐震安全性の向上に関する項目 ☆ユニバーサルデザインに関する項目 ☆まちづくり、地域との連携に関する項目</p> <p>□その他 ☆社会経済情勢の変化等への対応に関する項目</p>										
【過去の実績値】(年度) 単位:①% ②事項										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
								① 68.8 ② -	① 71.0 ② 3	① 74.8 ② 11
【外部要因】										
<p>①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災</p> <p>②社会経済情勢の変化等</p>										

【他の関係主体】	
①各省各庁	
【備考】	
【担当部局】	官庁営繕部計画課
【関係部局】	官庁営繕部計画課保全指導室